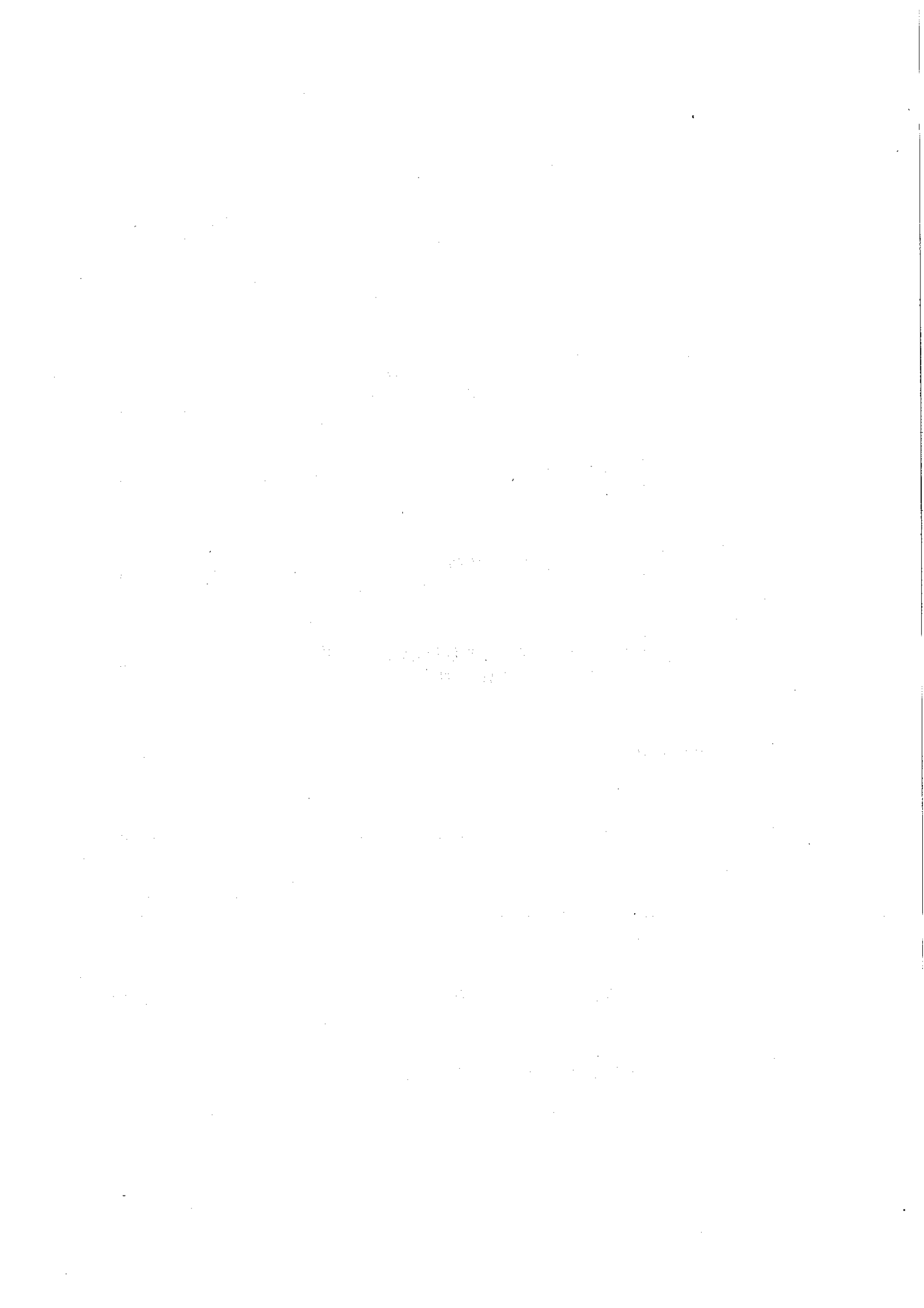


平成23年度 第4回
東海村村長記者会見資料

平成24年3月27日(火) 10:30-11:30

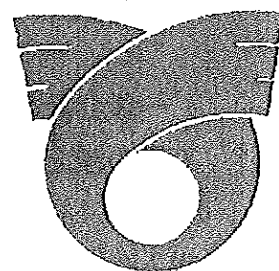
案件一覧

NO.	課名	案件名	ページ
1	財務課	平成24年度東海村予算の概要, 新規事業・重点事業	1-11 12-35
2	人事課	平成24年度組織改変, 人事異動内示 (部課長, 退職者)	37-46
3	政策推進課	東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推 進プラン (概要・暫定決定版)	47-91
4	政策推進課	ひたちなか市と東海村の広域運営 (可燃ごみ, 消防・救急業務)	93-94
5	環境政策課	第3次とうかいエコオフィスプラン	95-96
6	総務課	定例議会 (3月) 議案について	97-99
7	環境政策課	暴力団排除条例	101-104
8	介護福祉課	東海村介護保険条例の一部改正	105-109
9	保健年金課	国民健康保険税の改正	111



村民の叡智が生きるまちづくり

～今と未来を生きる全ての命あるもののために～



平成24年度 東海村予算の概要

1. 平成24年度予算の概要
2. 平成24年度予算総括表
3. 平成24年度一般会計予算款項別表
4. グラフで見る平成24年度予算
5. 新規・重点事業の概要
6. 普通建設事業一覧

問合せ

東海村総務部財務課

TEL 029-282-1711 (内線)1383, 1384

E-mail zaisei@vill.tokai.ibaraki.jp

1. 平成24年度予算の概要

一般会計の予算規模は、165億5,800万円、前年度比較で15億9,200万円の減となっております。

歳入の主な項目を挙げますと、

村税	103億8,805万円	(対前年度比較で	9億3,143万円の減)
国庫支出金	23億5,534万円	(対前年度比較で	301万円の増)
県支出金	7億2,565万円	(対前年度比較で	3,939万円の増)
繰入金	15億8,478万円	(対前年度比較で	5億4,260万円の減)
村債	1億 円	(対前年度比較で	2億3,920万円の減)

歳出の主な項目を挙げますと、

総務費	22億6,311万円	(対前年度比較で	8,844万円の増)
民生費	44億3,605万円	(対前年度比較で	9,891万円の減)
衛生費	19億9,751万円	(対前年度比較で	1億1,397万円の減)
土木費	16億3,858万円	(対前年度比較で	10億7,581万円の減)
教育費	38億3,919万円	(対前年度比較で	4億5,314万円の減)
災害復旧費	5,700万円	(対前年度比較で	5,700万円の増)
公債費	7億6,602万円	(対前年度比較で	2,734万円の増)

となっております。

主な新規事業を分野ごとに見ますと、

総務部門	基幹避難所整備事業など3事業(1億3,917万円)
環境部門	とうかい環境村民会議環境活動事業費補助事業など2事業 (590万円)
農業部門	ファーマーズマーケット出荷推進補助事業など2事業 (926万円)

となっております。

投資的経費では

照沼小学校建設工事費	11億9,951万円
緑地保全用地購入費	7,000万円
東海中学校校舎解体工事費	4,845万円
照沼学童クラブ建設工事費	3,900万円
単独村道改良舗装工事費	3,800万円

などを計上しております。

また、一般会計歳出予算を性質別に区分いたしますと、次のとおりであります。

義務的経費（人件費，扶助費，公債費）	60億6,313万円
物件費（需用費，委託料，賃金等）	31億9,670万円
投資的経費（普通建設事業費等）	19億9,004万円
補助費等（負担金，補助金等）	23億9,335万円
繰出金（特別会計繰出金）	18億4,115万円
その他（投資及び出資金，維持補修費等）	10億7,363万円

次に、特別会計及び企業会計の予算規模につきましては、

国民健康保険事業会計	29億6,762万円
後期高齢者医療会計	2億6,954万円
介護保険事業会計（保険事業勘定）	22億6,468万円
（介護サービス事業勘定）	483万円
東海駅西土地地区画整理事業会計	1億1,205万円
東海駅東土地地区画整理事業会計	5,684万円
東海駅西第二土地地区画整理事業会計	9,390万円
東海中央土地地区画整理事業会計	6億5,179万円
公共下水道事業会計	14億6,932万円
計	78億9,057万円

であり、特別会計全体の対前年度比較は、6,531万円の増であります。

企業会計につきましては、

水道事業会計	19億5,124万円
病院事業会計	16億3,629万円
計	35億8,753万円

であり、企業会計全体の対前年度比較は、8億5,798万円の増となっております。

一般会計に特別・企業会計を加えた東海村の総予算規模は280億3,610万円となり、一般会計から特別会計，企業会計への繰出金等23億4,617万円を差し引いた総実質予算規模は，256億8,993万円となります。

本村の財政状況ですが，22年度決算における財政指標を見ますと，経常収支比率は84.3%，実質公債費比率は2.5%となっており，各指標とも全国，県平均を下回り，比較的安定した財政状況で推移しております。今後の財政運営に当たっては，地方債の借入れをできるだけ抑制しつつ，学校整備等の目的基金への積立てを行い，適正な予算配分と効率的な事業の推進に努めながら健全財政を保ってまいります。

2. 平成24年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 名	平成24年度		平成23年度		比較増減額 (A) - (B)	増減率 %
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比		
一 般 会 計	16,558,000	59.1	18,150,000	63.2	△ 1,592,000	△ 8.8
国民健康保険事業会計	2,967,625	10.6	2,732,390	9.5	235,235	8.6
後期高齢者医療会計	269,541	1.0	263,529	0.9	6,012	2.3
介護保険事業会計	2,264,684	8.1	2,174,316	7.6	90,368	4.2
	4,827	0.0	4,877	0.0	△ 50	△ 1.0
東海駅西土地区画整理事業会計	112,047	0.4	87,023	0.3	25,024	28.8
東海駅東土地区画整理事業会計	56,838	0.2	80,415	0.3	△ 23,577	△ 29.3
東海駅西第二土地区画整理事業会計	93,895	0.3	189,387	0.7	△ 95,492	△ 50.4
東海中央土地区画整理事業会計	651,793	2.3	819,220	2.9	△ 167,427	△ 20.4
公共下水道事業会計	1,469,320	5.2	1,474,107	5.1	△ 4,787	△ 0.3
小 計	7,890,570	28.1	7,825,264	27.3	65,306	0.8
水道事業会計	1,951,237	7.0	1,131,994	3.9	819,243	72.4
病院事業会計	1,636,291	5.8	1,597,557	5.6	38,734	2.4
小 計	3,587,528	12.8	2,729,551	9.5	857,977	31.4
合 計	28,036,098	100.0	28,704,815	100.0	△ 668,717	△ 2.3
特別会計						
企業会計						

3. 平成24年度一般会計予算款項別表

一般会計【歳入】		(単位：千円)			
No.	款 項	H24年度 予算額	前年度 予算額	比較増減額	増減率 (%)
1	01 村税	10,388,045	11,319,472	△ 931,427	△ 8.2
2	0101 村民税	2,461,201	2,627,172	△ 165,971	△ 6.3
3	0102 固定資産税	7,073,870	7,717,008	△ 643,138	△ 8.3
4	0103 軽自動車税	64,042	62,952	1,090	1.7
5	0104 村たばこ税	192,181	175,382	16,799	9.6
6	0105 入湯税	1	1	0	0.0
7	0106 都市計画税	596,750	736,957	△ 140,207	△ 19.0
8	02 地方譲与税	148,824	150,967	△ 2,143	△ 1.4
9	0201 自動車重量譲与税	85,500	87,967	△ 2,467	△ 2.8
10	0202 地方揮発油譲与税	36,324	36,000	324	0.9
11	0203 特別とん譲与税	27,000	27,000	0	0.0
12	03 利子割交付金	12,816	16,587	△ 3,771	△ 22.7
13	0301 利子割交付金	12,816	16,587	△ 3,771	△ 22.7
14	04 配当割交付金	9,802	8,048	1,754	21.8
15	0401 配当割交付金	9,802	8,048	1,754	21.8
16	05 株式等譲渡所得割交付金	2,176	3,369	△ 1,193	△ 35.4
17	0501 株式等譲渡所得割交付金	2,176	3,369	△ 1,193	△ 35.4
18	06 地方消費税交付金	374,488	356,687	17,801	5.0
19	0601 地方消費税交付金	374,488	356,687	17,801	5.0
20	07 自動車取得税交付金	24,500	23,520	980	4.2
21	0701 自動車取得税交付金	24,500	23,520	980	4.2
22	08 地方特例交付金	34,180	67,600	△ 33,420	△ 49.4
23	0801 地方特例交付金	34,180	67,600	△ 33,420	△ 49.4
24	09 地方交付税	1,800	2,000	△ 200	△ 10.0
25	0901 地方交付税	1,800	2,000	△ 200	△ 10.0
26	10 交通安全対策特別交付金	6,800	6,800	0	0.0
27	1001 交通安全対策特別交付金	6,800	6,800	0	0.0
28	11 分担金及び負担金	133,329	160,796	△ 27,467	△ 17.1
29	1101 負担金	133,329	160,796	△ 27,467	△ 17.1
30	12 使用料及び手数料	168,710	169,923	△ 1,213	△ 0.7
31	1201 使用料	97,413	111,870	△ 14,457	△ 12.9
32	1202 手数料	71,297	58,053	13,244	22.8
33	13 国庫支出金	2,355,343	2,352,338	3,005	0.1
34	1301 国庫負担金	852,008	1,071,918	△ 219,910	△ 20.5
35	1302 国庫補助金	117,399	66,929	50,470	75.4
36	1303 委託金	8,349	8,206	143	1.7
37	1304 交付金	1,377,587	1,205,285	172,302	14.3
38	14 県支出金	725,651	686,263	39,388	5.7
39	1401 県負担金	292,406	286,966	5,440	1.9
40	1402 県補助金	306,458	315,604	△ 9,146	△ 2.9
41	1403 委託金	55,141	54,125	1,016	1.9
42	1404 交付金	71,646	29,568	42,078	142.3
43	15 財産収入	13,168	10,001	3,167	31.7
44	1501 財産運用収入	6,118	9,901	△ 3,783	△ 38.2
45	1502 財産売却収入	7,050	100	6,950	6,950.0
46	16 寄附金	1	1	0	0.0
47	1601 寄附金	1	1	0	0.0
48	17 繰入金	1,584,776	2,127,377	△ 542,601	△ 25.5
49	1701 特別会計繰入金	2	2	0	0.0
50	1702 基金繰入金	1,584,774	2,127,375	△ 542,601	△ 25.5
51	18 繰越金	200,000	200,000	0	0.0
52	1801 繰越金	200,000	200,000	0	0.0
53	19 諸収入	273,591	149,051	124,540	83.6
54	1901 延滞金、加算金及び過料	7,719	5,832	1,887	32.4
55	1902 村預金利子	100	100	0	0.0
56	1903 貸付金元利収入	32,727	45,459	△ 12,732	△ 28.0
57	1904 受託事業収入	5,392	5,392	0	0.0
58	1905 雑入	227,653	92,268	135,385	146.7
59	20 村債	100,000	339,200	△ 239,200	△ 70.5
60	2001 村債	100,000	339,200	△ 239,200	△ 70.5
合計		16,558,000	18,150,000	△ 1,592,000	△ 8.8

一般会計【歳出】

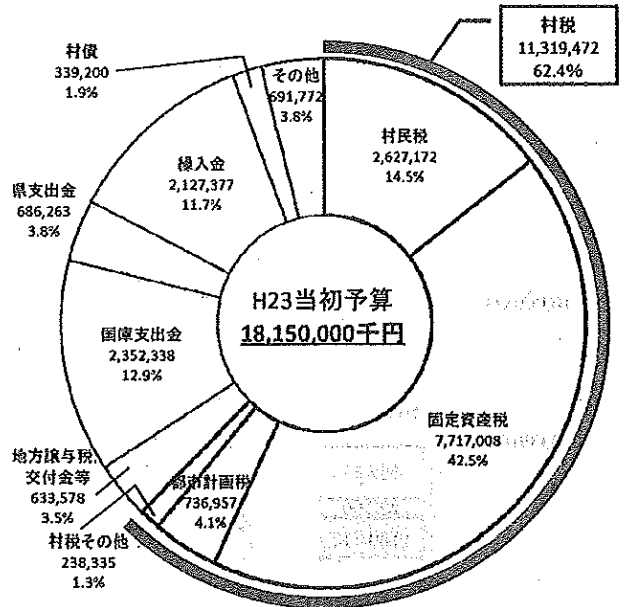
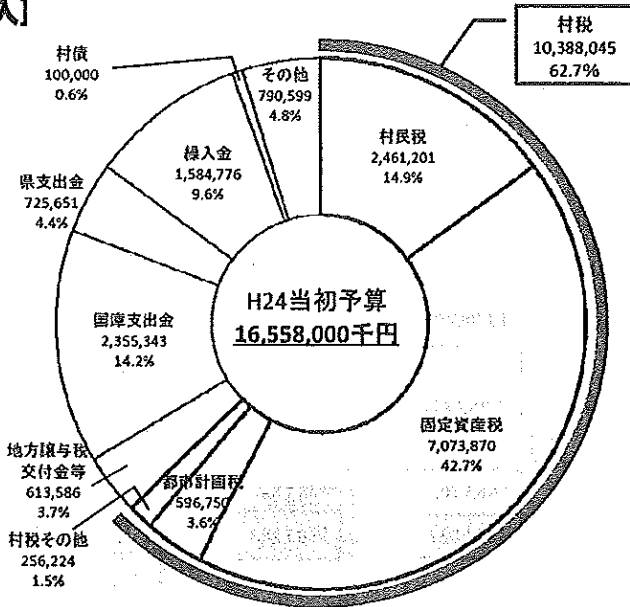
(単位：千円)

No.	款 項	H24年度 予算額	前年度 予算額	比較増減額	増減率 (%)
1	01 議会費	213,651	270,304	△ 56,653	△ 21.0
2	0101 議会費	213,651	270,304	△ 56,653	△ 21.0
3	02 総務費	2,263,113	2,174,678	88,435	4.1
4	0201 総務管理費	1,842,143	1,794,145	47,998	2.7
5	0202 徴税費	304,146	245,748	58,398	23.8
6	0203 戸籍住民登録費	87,873	89,669	△ 1,796	△ 2.0
7	0204 選挙費	4,025	18,514	△ 14,489	△ 78.3
8	0205 統計調査費	1,860	3,784	△ 1,924	△ 50.8
9	0206 監査委員費	23,066	22,818	248	1.1
10	03 民生費	4,436,049	4,534,963	△ 98,914	△ 2.2
11	0301 社会福祉費	2,567,040	2,550,301	16,739	0.7
12	0302 児童福祉費	1,817,881	1,984,655	△ 166,774	△ 8.4
13	0303 災害救助費	51,126	6	51,120	852,000.0
14	0304 災害援護資金貸付金	2	1	1	100.0
15	04 衛生費	1,997,513	2,111,486	△ 113,973	△ 5.4
16	0401 保健衛生費	1,241,582	1,253,626	△ 12,044	△ 1.0
17	0402 清掃費	745,565	847,433	△ 101,868	△ 12.0
18	0403 病院費	10,366	10,427	△ 61	△ 0.6
19	05 農林水産業費	399,543	409,175	△ 9,632	△ 2.4
20	0501 農業費	399,543	409,175	△ 9,632	△ 2.4
21	06 商工費	122,276	143,914	△ 21,638	△ 15.0
22	0601 商工費	122,276	143,914	△ 21,638	△ 15.0
23	07 土木費	1,638,582	2,714,395	△ 1,075,813	△ 39.6
24	0701 土木管理費	66,820	59,472	7,348	12.4
25	0702 道路橋梁費	269,065	489,309	△ 220,244	△ 45.0
26	0703 都市計画費	1,301,197	2,159,614	△ 858,417	△ 39.7
27	0704 港湾費	1,500	6,000	△ 4,500	△ 75.0
28	08 消防費	558,820	605,035	△ 46,215	△ 7.6
29	0801 消防費	558,820	605,035	△ 46,215	△ 7.6
30	09 教育費	3,839,194	4,292,333	△ 453,139	△ 10.6
31	0901 教育総務費	980,871	953,855	27,016	2.8
32	0902 小学校費	1,700,188	1,436,142	264,046	18.4
33	0903 中学校費	268,205	767,802	△ 499,597	△ 65.1
34	0904 幼稚園費	341,748	336,553	5,195	1.5
35	0905 社会教育費	422,547	656,659	△ 234,112	△ 35.7
36	0906 保健体育費	125,635	141,322	△ 15,687	△ 11.1
37	10 災害復旧費	57,004	6	56,998	949,966.7
38	1001 農林水産施設災害復旧費	2	2	0	0.0
39	1002 公共土木施設災害復旧費	57,002	4	56,998	1,424,950.0
40	11 公債費	766,021	738,685	27,336	3.7
41	1101 公債費	766,021	738,685	27,336	3.7
42	12 諸支出金	226,234	105,026	121,208	115.4
43	1201 基金費	226,234	105,026	121,208	115.4
44	13 予備費	40,000	50,000	△ 10,000	△ 20.0
45	1301 予備費	40,000	50,000	△ 10,000	△ 20.0
	合 計	16,558,000	18,150,000	△ 1,592,000	△ 8.8

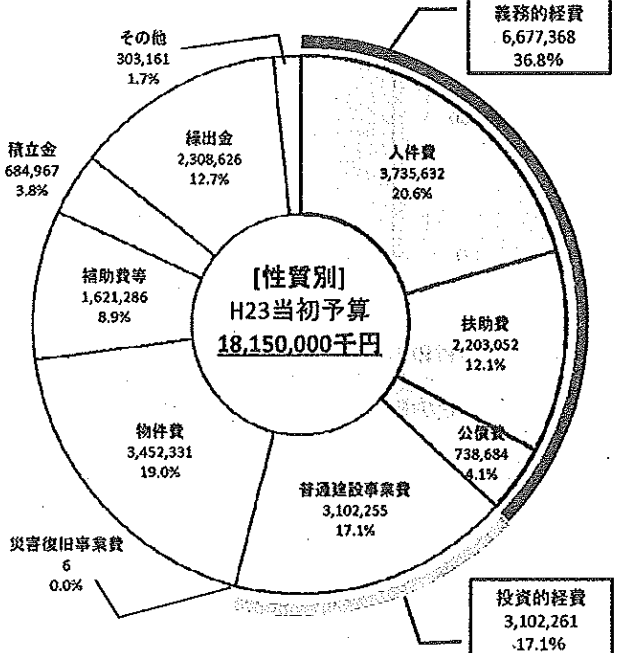
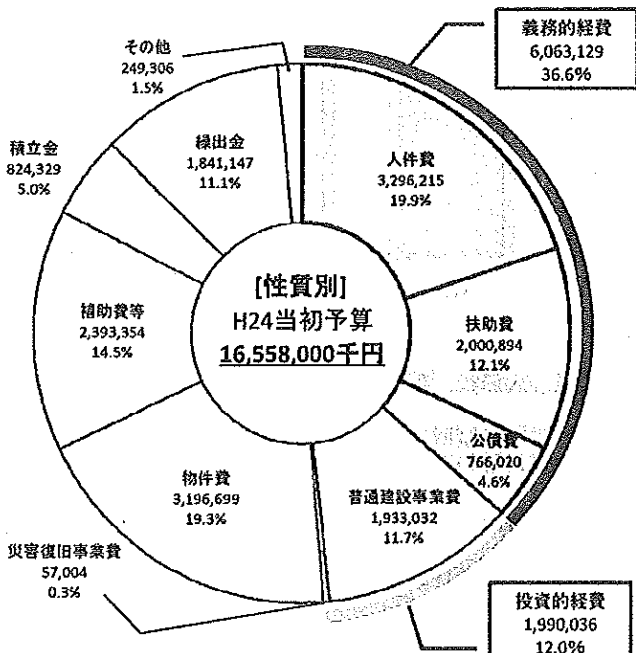
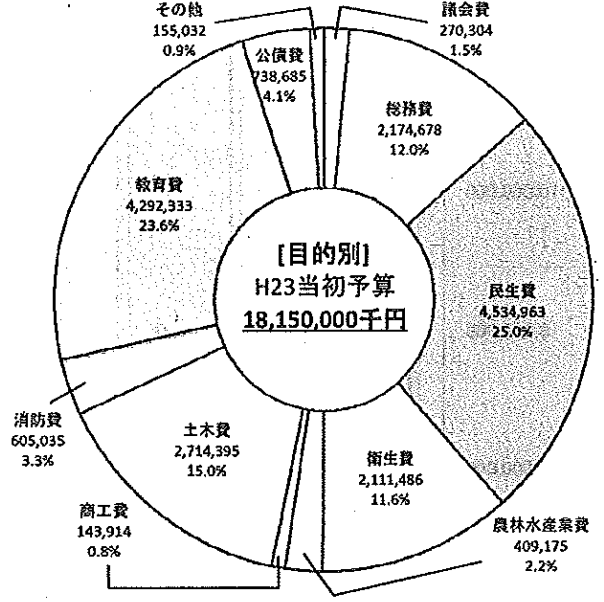
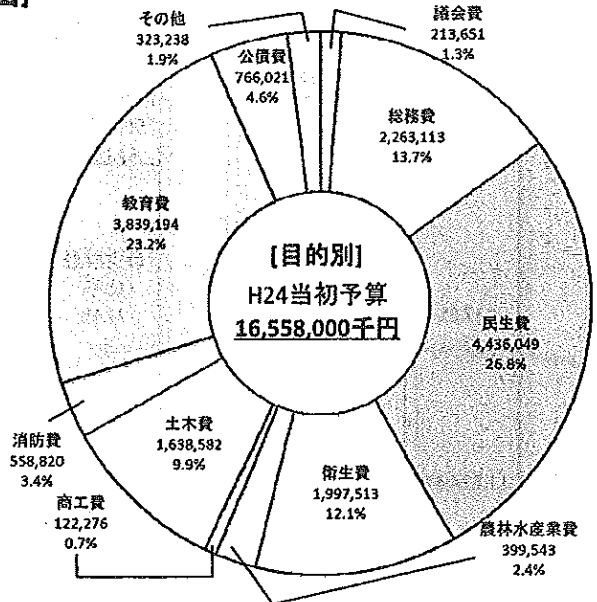
4. グラフで見る平成24年度予算

単位:千円

①一般会計歳入歳出構成比
[歳入]

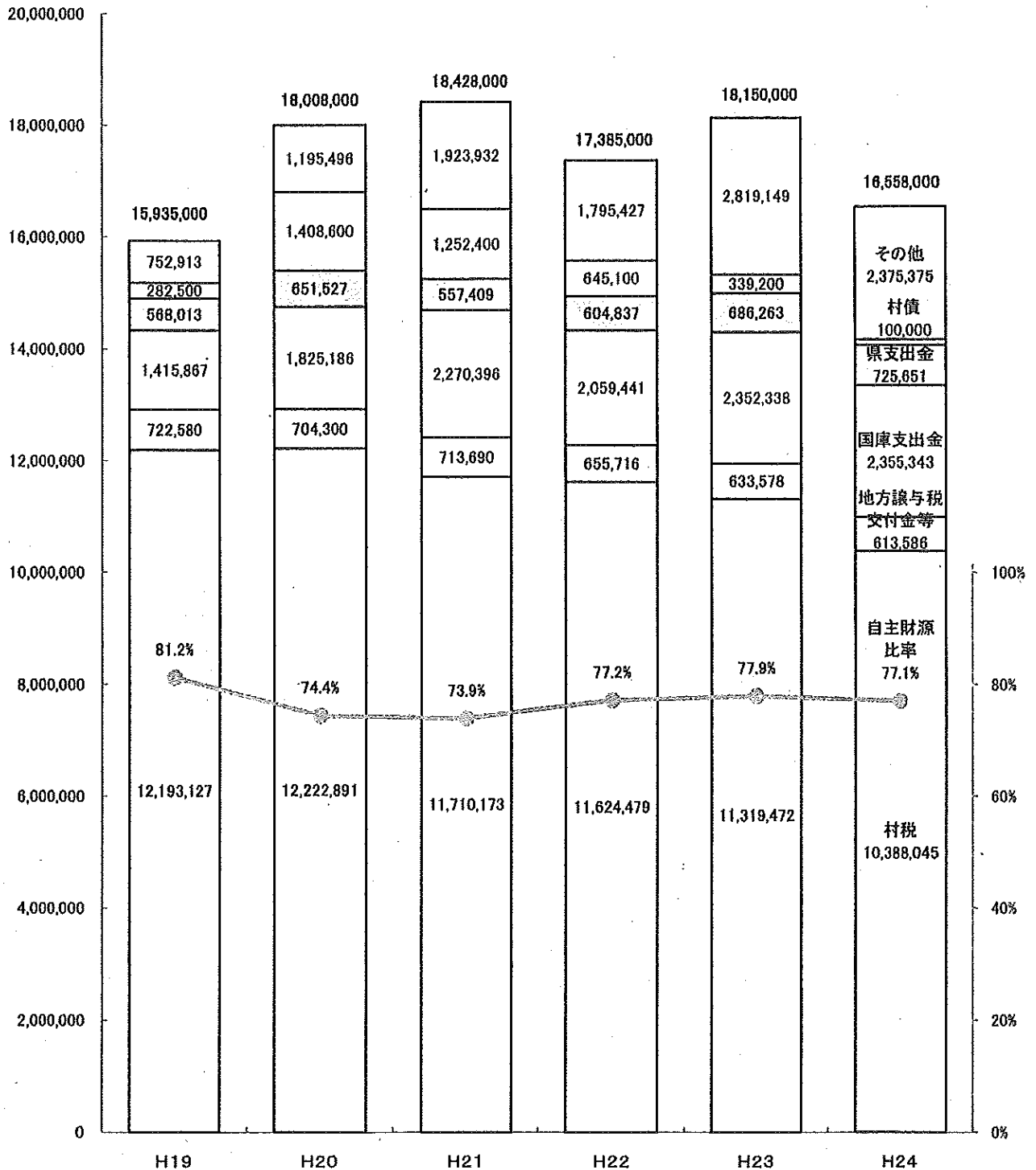


[歳出]



②一般会計歳入科目別内訳の推移

単位：千円



村税の内訳

・村民税、固定資産税、軽自動車税、村たばこ税、入湯税、都市計画税

地方譲与税、交付金等の内訳

・地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

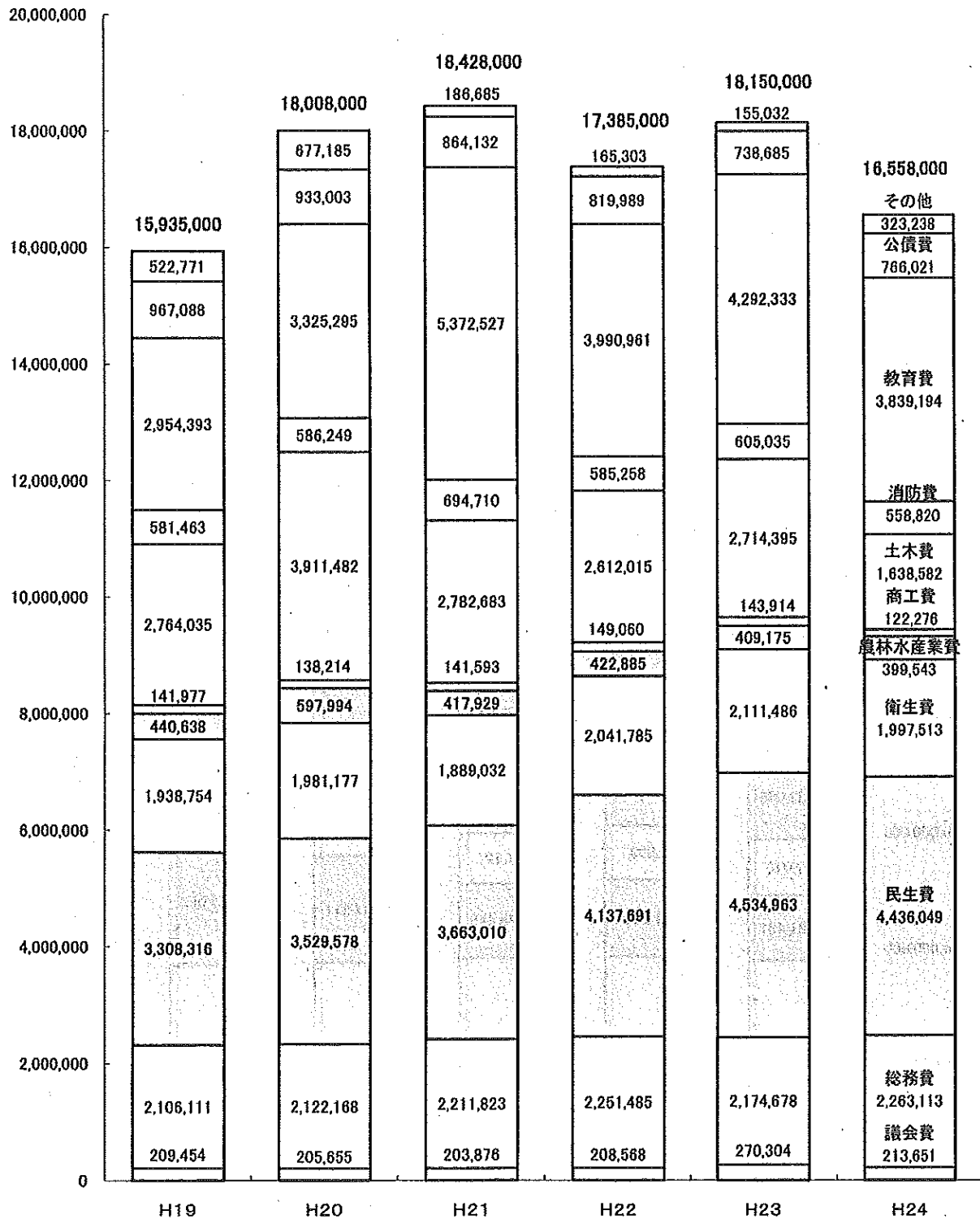
その他の内訳

・地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入

※ 下線は自主財源（収入の調達が自己の権能に基づいてなされるもの）を示す

③一般会計歳出目的別内訳の推移

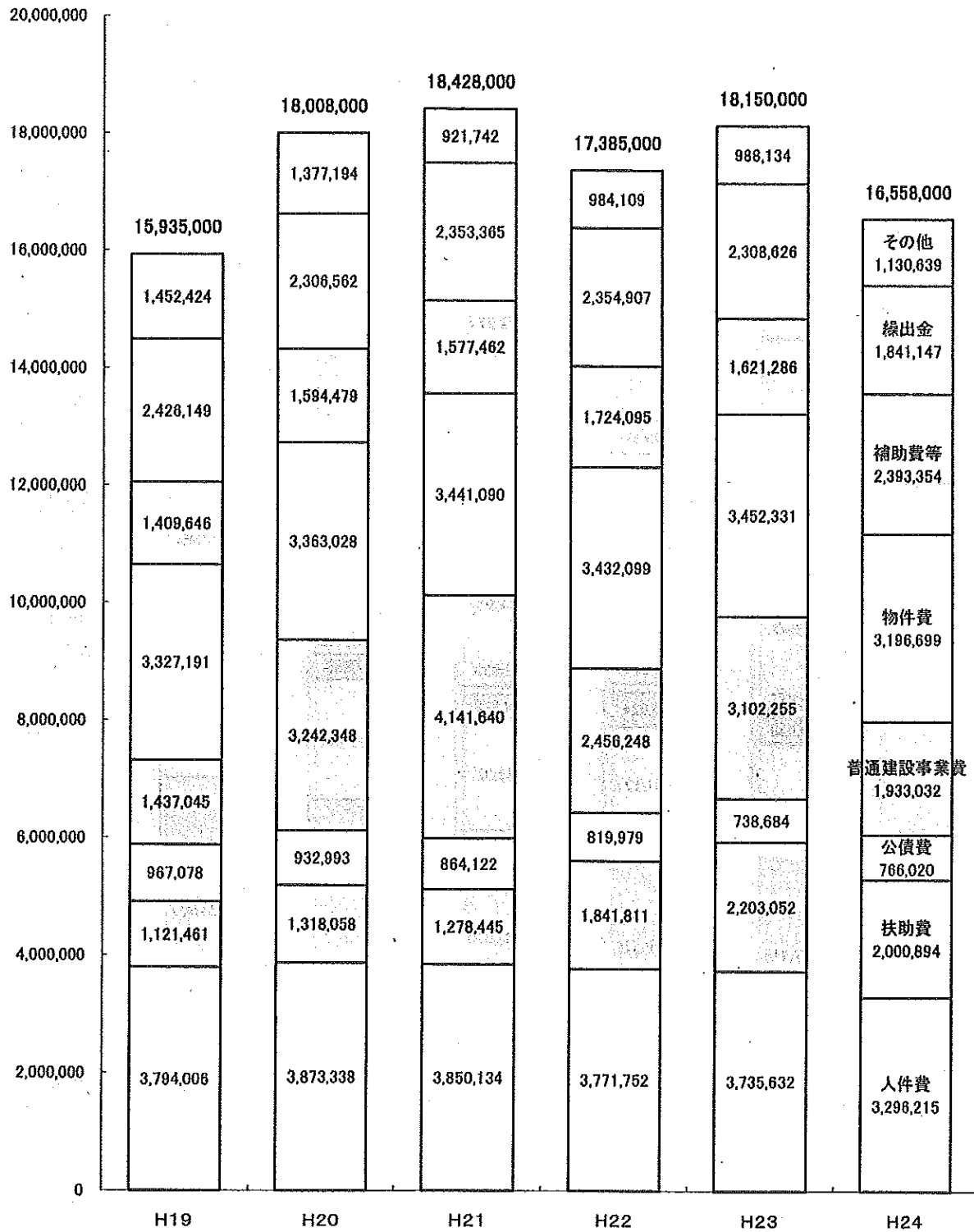
単位：千円



その他の内訳
 ・災害復旧費、諸支出金、予備費

④一般会計歳出性質別内訳の推移

単位：千円

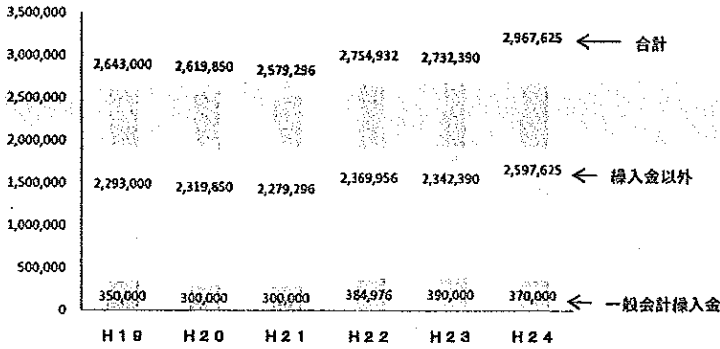


その他の内訳

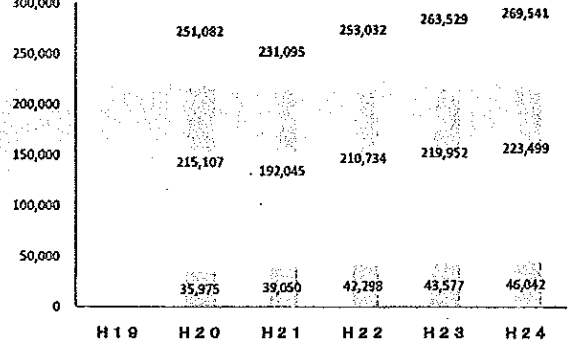
・維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、災害復旧費、予備費

⑤特別会計当初予算額の推移

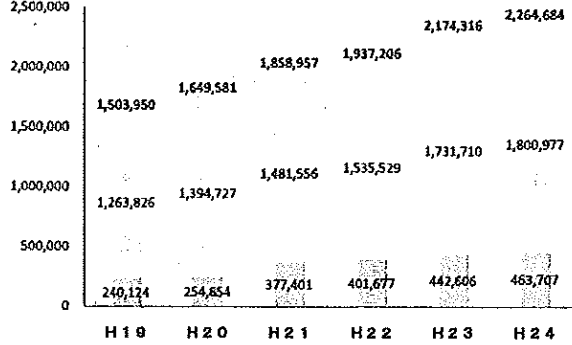
【国保会計】



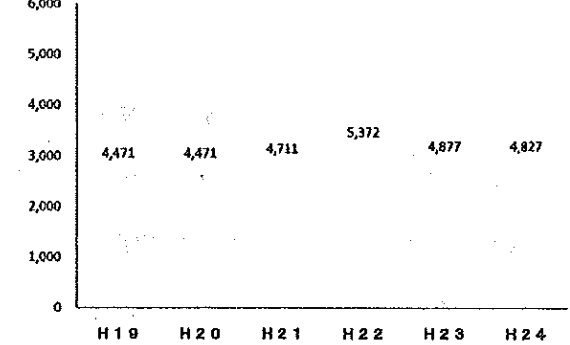
【後期会計】



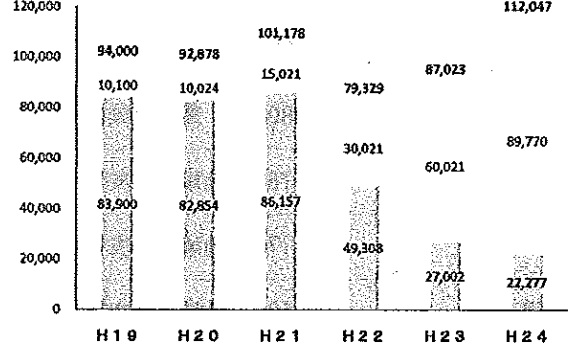
【介護会計(保険事業勘定)】



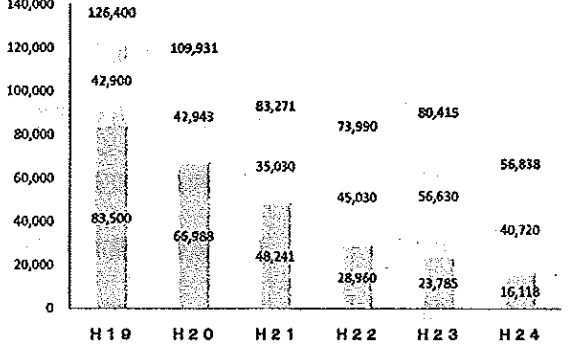
【介護会計(介護サービス事業勘定)】



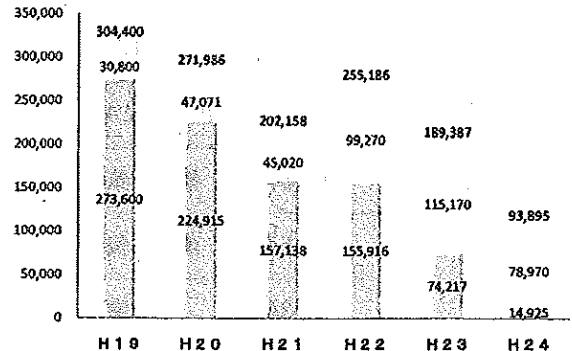
【駅西会計】



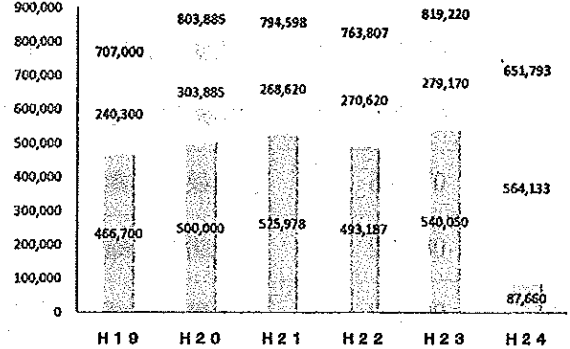
【駅東会計】



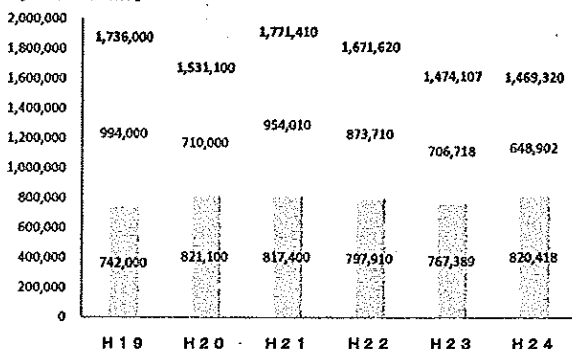
【駅西第二会計】



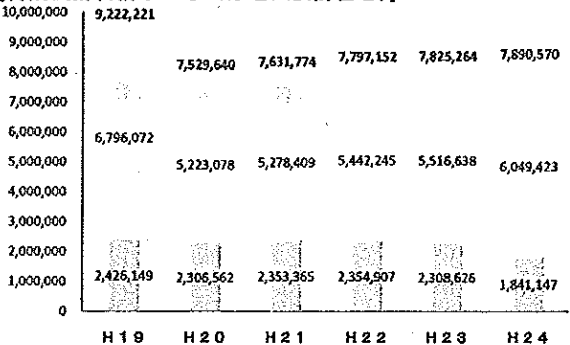
【中央会計】



【下水道会計】



【特別会計合計(H22までは老人会計含む)】



5. 新規・重点事業の概要

(単位:千円)

区分	款項目	事業	名称	予算額	所属課	ページ
	020102	06	まちづくり諸費(放射線測定ボランティア・放射線相談員派遣, 東日本大震災体験記発行)	6,662	まちづくり国際化推進課	13
	020106	09	原子力センター構想(仮称)推進事業	9,607	まちづくり国際化推進課	14
	020109	01	防災無線放送施設整備管理事業	23,437	消防防災課	15
	020113	03	防災情報システム管理運営事業	10,994	消防防災課	16
	020113	07	避難生活物資備蓄事業	4,562	消防防災課	17
○	020113	10	基幹避難所整備事業	36,586	消防防災課	18
○	020114	03	東日本大震災一部損壊住宅修繕助成事業	100,282	都市政策課	19
○	020114	04	被災住宅復興支援利子補給事業	2,304	都市政策課	20
	030201	14	幼保一元化施設整備事業	300	社会福祉課	21
○	040103	15	とうかい環境村民会議環境活動事業費補助事業	4,099	環境政策課	22
	040103	18	生物多様性促進事業	6,387	環境政策課	23
○	040103	19	環境基本計画推進事業	1,803	環境政策課	24
○	050104	11	東海村農業交流フォーラム開催事業	160	地域農業支援室	25
	050104	12	新規就農者育成補助事業	8,770	地域農業支援室	26
○	050104	18	ファーマーズマーケット出荷推進補助事業	9,100	地域農業支援室	27
	050104	19	とうかい安全安心農産物認証事業	5,577	地域農業支援室	28
	050105	02	排水機場管理事業(非常用発電機整備)	14,874	経済課	29
	070202	01	道路維持管理事業(橋梁長寿命化修繕計画策定)	45,012	みちづくり課	30
	070305	05	緑地保全事業(部原地区等用地購入)	75,513	都市政策課	31
	080102	03	自主防災組織育成補助事業	572	消防防災課	32
	090103	11	心の居場所づくり推進事業	9,347	指導室	33

※1 区分欄に「○」がついている事業は、平成24年度に新たに予算を計上したものです。

※2 予算額には総事業費を記載しております。

まちづくり諸費

(放射線測定ボランティア・放射線相談員派遣, 東日本大震災体験記発行)

まちづくり国際化推進課
まちづくり国際化推進担当

【予算額: 6,662千円】

【背景①】福島原発事故に伴う放射線に関する住民の不安を解消するため, 平成23年9月より放射線測定器を無償で貸し出す制度を開始した。また, 同年10月より放射線測定ボランティアによる測定補助を開始するとともに, 11月より同ボランティアによる公共用地(公園・コミセン)の定期的な測定も開始した。

【背景②】更に, 東日本大震災の体験を風化させないため, また, 新たなまちづくりや防災対策の一助とするため体験記録(作文・写真)を募集した。

◇平成24年度も引き続き放射線測定器の貸し出し制度・公共用地の定期的な測定を継続するとともに, 新たに放射線に関する相談員を配置し, 住民の不安解消に寄与する。

◇また, 募集した体験記録を製本し, 貴重な記録として保存及び配布する。

● 1. 原子力施設の安全管理の徹底と原子力に関する情報・知識の共有化を図ります



放射線測定ボランティア謝礼(1,068千円)

◇ボランティア: 日本原子力研究開発機構OBの方11名

◇放射線測定ボランティアの業務

①貸し出し申請の希望に応じた測定補助 ②公共施設(公園・コミセンなど約90箇所)の定期的な測定

● 2. 信頼される相談窓口の充実を図ります



(仮称)放射線相談員派遣業務委託料(2,000千円)

◇相談日時: 2日/週(9:00~16:00) ※100日/年程度

◇相談場所: 役場庁舎内, 児童センター, 保健センター, すこやかハウス 他

◇その他: 定期的に相談Q&Aを村のホームページにて公表予定

● 3. 住民の生命・身体・財産を災害などから守る取組みを推進します



東日本大震災体験記印刷代(420千円)

◇構成: 作文の部・写真の部

◇発行部数: 500部(配布先: 応募者, 議会, 自治会・自主防災組織関係者など)(配置場所: 役場, コミセン, 図書館など)

◇応募者: 作文の部=40名, 写真の部=5名

原子力センター構想(仮称)推進事業

まちづくり国際化推進課
まちづくり国際化推進担当

【予算額：9,607千円】

◇原子力科学・原子力エネルギーと地域社会が調和したまちづくりを推進し、本村を原子力開発から最先端科学に及ぶ幅広い原子力科学の拠点として、世界へ貢献する「原子力センター」にするべく、「原子力センター構想(仮称)」を推進する。

● 1. 原子力センター構想(仮称)の実現に向け先導的役割を果たします

原子力センター構想(仮称)推進会議設立準備会議(150千円)

原子力センター構想(仮称)を本格的に推進するための体制構築の準備段階として設置・運営。

海外関係機関等との意見交換(1,673千円)

海外の研究拠点地域や国・県をはじめとする関係機関を訪問して意見交換等を実施し、構想の具体化を図る。

● 2. 高度科学研究文化都市構想をより一層発展させ、原子力センター構想(仮称)の実現に向けた環境整備を進めます

(仮称)東海村国際化推進会議(160千円)

構想実現のキーワードである「国際化」に向けた必要事項の検討及びこれに基づく取り組みのフォローを行うため、「(仮称)東海村国際化推進会議」を立ち上げ、必要な方策を検討。

情報コーディネーター(仮称)配置(3,393千円)

研究施設等への来訪者の受入れ体制の充実化を図る第一歩として、「情報コーディネーター(仮称)」を配置。外国人をはじめとする来訪者や長期滞在者等が自ら必要な情報を入力・活用でき、また、必要な支援を受けられることができる、いわゆる情報発信・相談支援等のワンストップ化を進める。

原子力科学を学ぶ場の提供(3,000千円)

今後、東海村が目指すべき姿を「インターナショナルサイエンスビレッジ」であるという認識に立ち、村が有する資源(人材も含む)を有効に活用し、「学び(見る・聞く・作る)」をキーワードにした取り組みとして実施し、この活動を通じて東海村のイメージアップと地域の活性化も合わせて図る。

防災無線放送施設整備管理事業

予算額 23,437千円

消防防災課
消防防災・交通安全担当

事業の目的

- 東海村防災行政無線は、村民の皆様の生命・財産の保全・福祉の向上等、安全を確保するための通信システムです。
- 東海村防災行政無線システムは、災害が発生した場合に村の災害対策本部が災害情報伝達を行うための「地域防災無線設備」と、直接村民の音聲に対して情報伝達を行う「固定系無線設備」の2つのシステムによって構成されています。

事業の概要

地域防災系無線
 ■ 災害時には、停電や通信網の混雑などにより固定電話や携帯電話による通信がとりにくくなることから、災害対策本部と避難所、その他の村内主要施設にデジタルUMCA無線を整備することで、船舶手段の多量化を図り、村内の被害情報の収集や、災害対策本部からの指示の伝達を行います。

固定系無線
 ■ 災害の発生が予測されたり、または発生した場合に、村内に設置してある屋外子局や、各家庭に配布している戸別受信機を通して、避難勧告・命令や被害状況の伝達、その他防災対策のための非常放送を行います。また、定時放送では、時報チャイムや行政からのお知らせなどを流し、各種情報提供を行います。

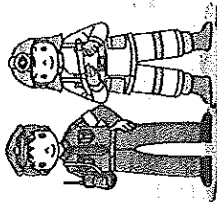
■ 数日にわたる停電の場合でも、屋外子局からの放送を聴くことができるように、屋外子局のバッテリーをすべて長時間稼働可能なものへ交換します。

■ 無線の電波が届きにくい地域においては、戸別受信機の外部アンテナ工事の費用を村で負担します（ただし、初回のみとします）。

事業のイメージ

地域防災系無線

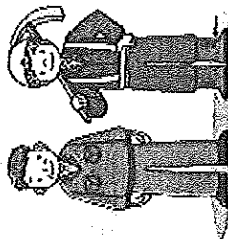
- ・ 学校やコミュニティセンターなどの避難所と、消防署や交番、事業所などの防災機関に無線機を設置し、情報の収集を行います。



- 消防署・交番・病院

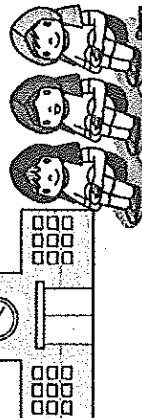
+

出先機関との通信ネットワークを構築



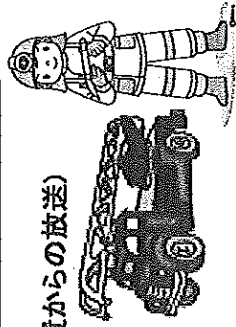
- 村内事業所

- 学校・公共施設(避難所)



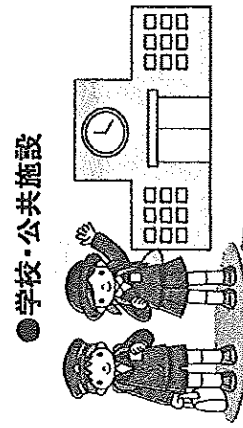
固定系無線

- ・ 災害情報や村からの情報を、村内の屋外子局や戸別受信機を通して、お知らせします。



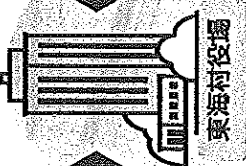
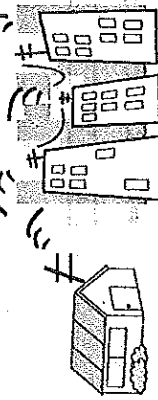
- 消防署 (遠隔制御装置からの放送)

地域との通信ネットワークを構築



- 学校・公共施設

- 屋外子局・戸別受信機



東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

東海村役場

防災情報システム管理運営事業

【予算額：10,994千円】

消防防災課
消防防災・交通安全担当

● 事業の目的・ねらい

この事業は、平成12年度に茨城県放射線影響調査特別交付金により整備した「東海村防災情報システム」及び「東海村防災情報ネットワークシステム」の2つのシステムについて管理運営等を行うものである。

「東海村防災情報システム」については、災害発生時における任意の範囲内での各種住民情報（人口・世帯数、要援護者数等）を検索し、住民避難の際の避難者概数を把握することができる。

「東海村防災情報ネットワークシステム」については、災害時に避難所となる各コミセン等と災害対策本部を直接接続することで、災害関連情報を即座に配信することができる。

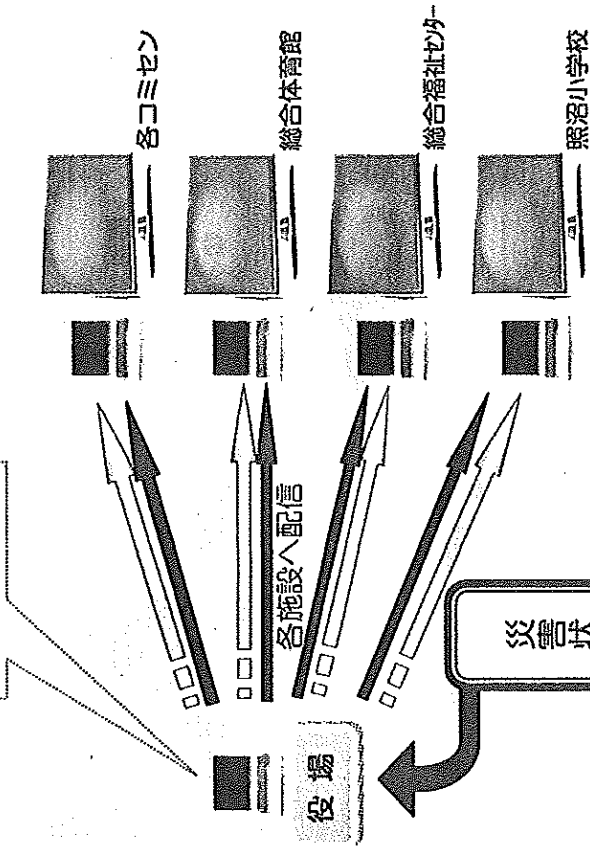
● 事業の概要

「東海村防災情報システム」と「東海村防災情報ネットワークシステム」の関連設備を整備し、両システムの機能維持・向上とその活用を図るため、住民基本台帳データ・外国人データの更新（年12回）及び機器等の保守点検を行う。

平成24年度は、システム導入から既に10年以上が経過し、機器の保証期限も過ぎていることから、機器の更新を行い、システムの充実・強化を図る。

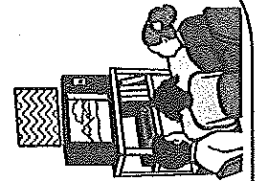
● 事業のイメージ

通常時
広報記事
各課情報
などを配信



非常時
災害状況、避難情報配信

被災者等が
災害に関する
情報を得
られる。



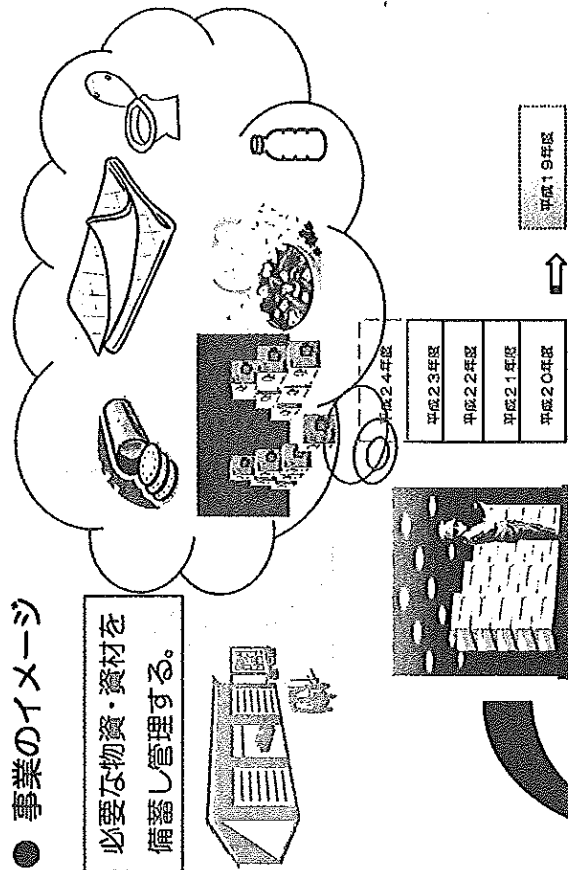
避難生活物資備蓄事業

【予算額：4,562千円】

消防防災課
消防防災・交通安全担当

● 事業のイメージ

必要な物資・資材を
備蓄し管理する。



非常時には即座に避難所へ

● 事業の目的・ねらい

災害時において、災害応急対策・災害復旧に必要な物資・資材を調達するのは困難を極めることが予想されるため、災害対策基本法第49条の規定と「防災基本計画」「東海村地域防災計画」等に基づき、計画的に物資や資材を備蓄・管理する。

被災者の生活の維持のため必要な食糧・飲料水・毛布等の生活必需品を普段から備えておくことで、災害時には、被災者のニーズに応じた供給・分配を行うことができる。

● 事業の概要

東海村地域防災計画に基づき、想定り災人口を3,000人とし、1日分の食糧や飲料水を確保するとともに、毛布やトイシなど被災者の避難生活等に必要な物資・資材等を整備する。

また、消費（賞味）期限を迎える物資等は、訓練など防災関係事業における防災意識の啓蒙啓発活動に充てるなどして、有効に活用しながら消費し、備蓄物資等に不足を生じないよう計画的に購入していく。

基幹避難所整備事業

【予算額：36,586千円】

消防防災課

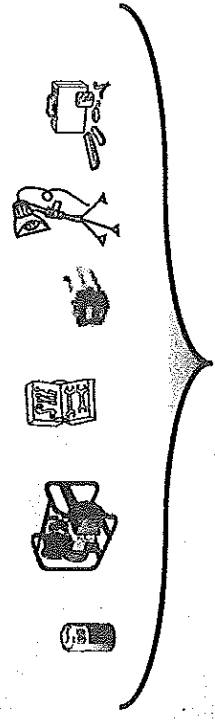
消防防災・交通安全担当

● 事業の目的・ねらい

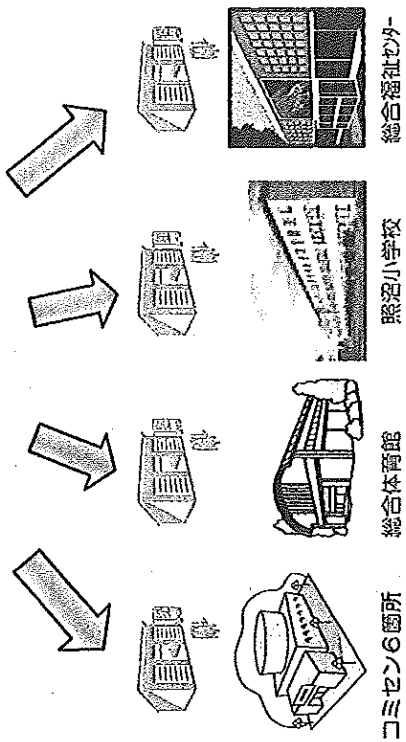
現在、避難所として指定している村内の各コミュニティセンター等の防災機能の強化を図ることで、今後、災害時においても避難拠点として、また地域住民の支援拠点として、その機能を十分に発揮できるようにする。

また、総合福祉センター「絆」を福祉避難所として整備することで、災害時の避難においても、村内の要援護者へ円滑な支援を行うことができるようにする。

● 事業のイメージ



基幹避難所に必要な資機材を購入し、各備蓄倉庫へ配備して管理する。



● 事業の概要

平成24年度 村内各コミュニティセンター、照沼小学校、総合体育館及び総合福祉センター「絆」に①備蓄倉庫の設置②井戸の掘削③発電機の設置④その他必要物資の確保——を行う。

平成25年度 石神・中丸コミュニティセンターに井戸及び屋外トイレを設置するとともに、基幹避難所に必要な物資、資材の確保を行う。

平成26年度 基幹避難所に必要な物資、資材の確保を行う。

東日本大震災一部損壊住宅修繕助成事業

事業の目的・ねらい

【予算額 100,282千円】

事業のイメージ

都市政策課
建築担当

東日本大震災により住宅の一部が損壊した所有者に対して、住宅の修繕に要した経費の一部を助成し、生活再建を支援することを目的としています。

事業の概要

■一部損壊した住宅を修繕した所有者に対して、一所有者一住宅につき1回を限度に修繕費の一部を助成します。

○事業期間 ・平成24年2月27日から平成25年3月29日まで

○助成数 ・H24年度 3,040件

○助成額 ・30,000円

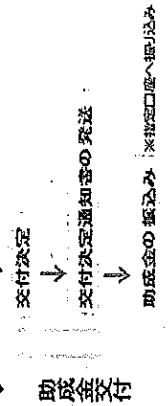
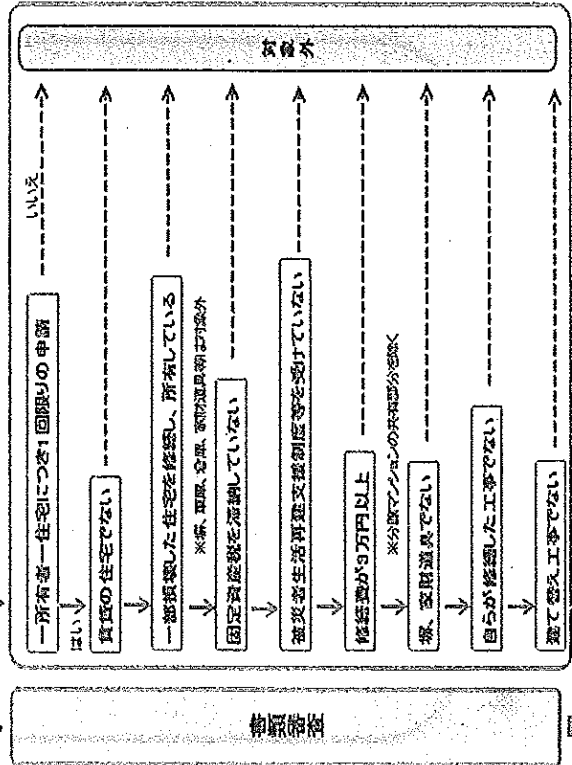
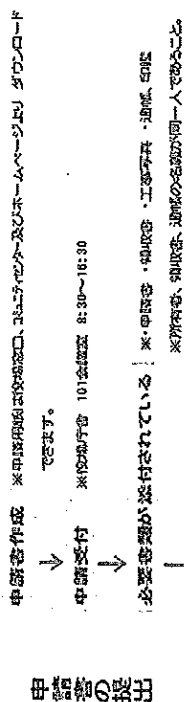
○助成対象者

- ・一部損壊住宅を修繕し、かつ、その住宅を所有している方。
- ・固定資産税を滞納していない方。
- ・被災者生活再建支援制度、県見舞金、村見舞金を受けていない方、または、今後も引き続き受けけない方。

○助成対象外工事

- ・修繕費が3万円未満の工事
- ・賃貸を目的とする建物、空き家、住宅に付属する倉庫、車庫等の工事
- ・外構部分の工事(塀、門扉、擁壁)
- ・家財道具の修繕、交換、購入(家具、家電等)
- ・自らが修繕した工事
- ・建て替え工事

助成金申請から交付までの流れ



被災住宅復興支援利子補給事業

事業の目的・ねらい

【予算額：2,304千円】

事業のイメージ

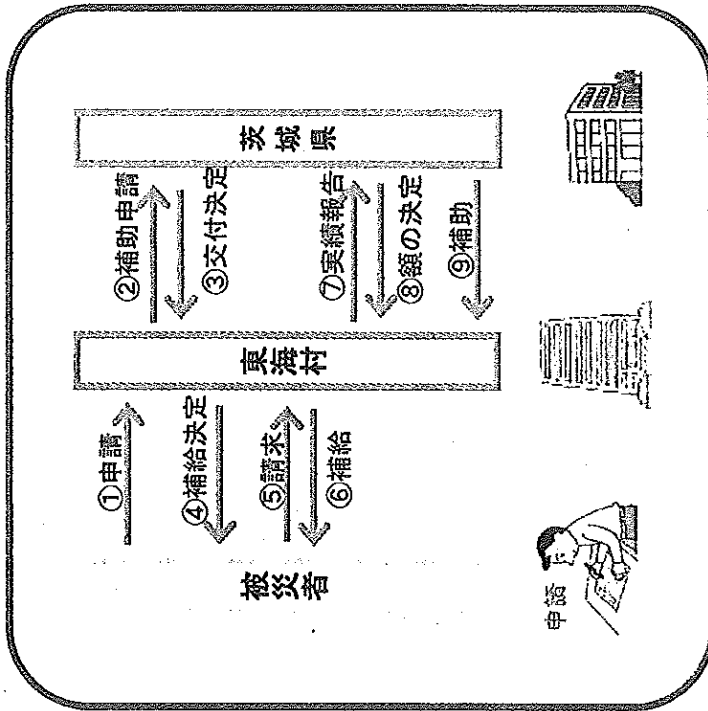
都市政策課
建築担当

東日本大震災により住宅・宅地を被災した方が復旧資金を借り入れた場合に、茨城県と東海村がその利子相当額を最大5年間補給し、生活再建を支援することを目的としています。

事業の概要

- 申請受付期間 ・平成24年度から平成25年度まで
- 利子補給件数 ・計30件
- 利子補給対象者
 - ・復旧工事を行う住宅等を自己又は親族が所有する方。
 - ・震災時に復旧工事を行う住宅等に自己又は親族が居住していた方。
 - ・被災住宅の補修、建設、購入、又は宅地復旧を行う方。
 - ・平成23年3月11日から平成26年3月31までに融資の実行を受けた方。
- 利子補給対象工事
 - ・大規模半壊、半壊又は一部損壊の被害を受けた住宅等（解体工事を行った場合を除く）の復旧工事
 - ※住宅復旧工事（補修・建設・購入）
 - ※宅地復旧工事（整地、切土・盛土・擁壁の築造等）
- 利子補給対象融資限度額
 - ・住宅復旧工事（640万円）
 - ・宅地復旧工事（390万円）
- 利子補給額
 - ・融資残高×[(茨城県最大1.0%+東海村最大1.0%)又は、(実質金利)で、どちらか低利な率]
- 利子補給期間 ・償還開始の日から最大5年間

利子補給事業フロー



幼保一元化施設整備事業

【予算額300千円】

社会福祉課
こども室

事業目的

幼保一元化施設を整備することにより、就学前児童を育てる子育て家庭においては、親の就労等にとらわれることなく、その利用が可能となるほか、既存の幼稚園施設を活用することによる待機児童の解消や子育て支援の充実が期待できる。
東海村における幼保一元化のタイプとしては、“幼保連携型”“保育所型”“幼稚園型”を予定しているところであり、就学前の保育・教育を一体として捉えて一貫して提供する新たな枠組みの構築を目指していくこととする。

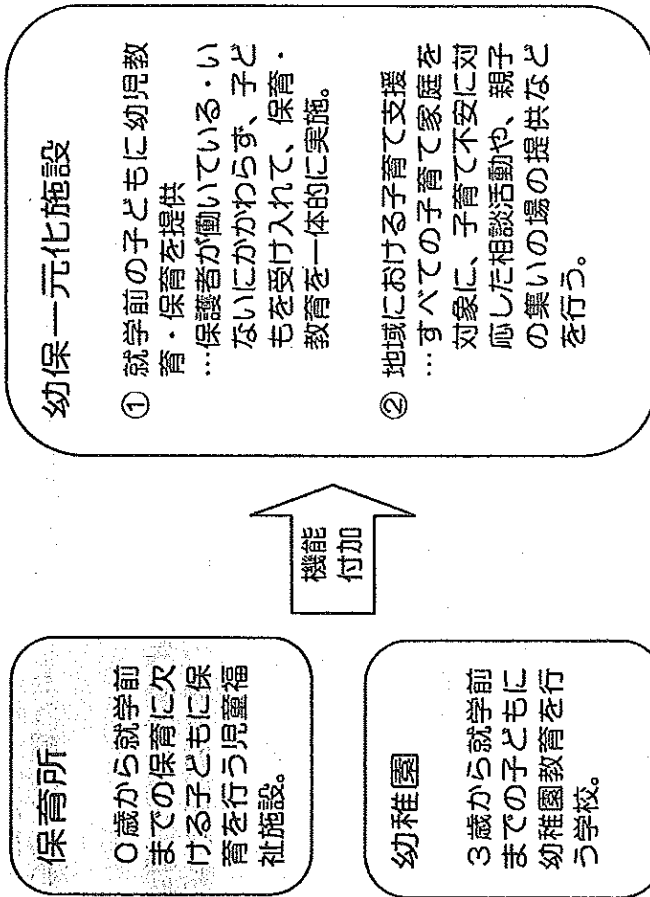
■ 幼保一元化施設のタイプ

類型	提供する教育・保育の特徴
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行うタイプ
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を付加(保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れる等)して運営を行うタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を付加(保育に欠ける子どものための保育時間を設ける等)して運営を行うタイプ

施設整備構想

- 村松保育所と宿幼稚園の幼保一元化施設(幼保連携型)としての整備に取り掛かる。
- 舟石川保育所と石神幼稚園の幼保一元化施設(幼保連携型)としての整備を検討する。
- 舟石川幼稚園と須和間幼稚園については、上記2施設の整備に続き、幼保一元化施設(幼稚園型)としての整備を検討する。
- 将来的には、百塚保育所と村松幼稚園についても、それぞれ幼稚園型、保育所型として検討する。

■ 幼保一元化施設のイメージ



保育所

0歳から就学前までの保育に欠ける子どもに保育を行う児童福祉施設。

幼保一元化施設

- ① 就学前の子どもにも幼児教育・保育を提供...保護者が働いている・いないにかかわらず、子どもを受け入れて、保育・教育を一体的に実施。
- ② 地域における子育て支援...すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う。

幼稚園

3歳から就学前までの子どもに幼稚園教育を行う学校。

とっかい環境村民会議環境活動事業費補助事業

【予算額：4,099千円】

《事業の目的・ねらい》

第2次東海村環境基本計画の理念や各分野の基本目標を達成するためには、村民、事業者、行政が一体となって、計画に位置付けられた施策を強力に推進していく必要がある。
とっかい環境村民会議が、第2次東海村環境基本計画の理念や各分野の基本目標を達成するために実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

《補助事業の概要》

◎ 環境自治体会議派遣事業

毎年開催されている環境自治体会議にとっかい環境村民会議の会員を5名派遣し、環境に関する視野の拡大、知識の集積を図る。交通費の半額、負担金の全額を補助する。平成24年度は福井県勝山市で開催。

◎ 環境フォーラム開催事業

環境フォーラム実行委員会をとっかい環境村民会議に統合し、今まで環境フォーラム実行委員会が主体的に実施してきた「キャンドルナイト」「環境フェスタ」「環境サイト」をとっかい環境村民会議主体の事業として実施する。所要額の全額を補助する。

◎ とっかい環境村民会議活動事業

第2次東海村環境基本計画の理念や各分野の基本目標を達成するために、各分野別の行動計画に基づき活動を行う。所要額の全額を補助する。

《主な活動内容》

とっかい環境村民会議全体で取り組む行事（キャンドルナイト、環境フェスタ、節電キャンペーン等）の開催及び環境自治体会議への会員派遣

自然共生社会分野：自然観察会の開催、水神堂・押延溜周辺の環境保全活動

循環型社会分野：みどりのカーテンのまちづくり、エコ運転講習会の開催、自転車乗り方教室の開催

循環型社会分野：有効な微生物（EM菌）を用いた堆肥作り

生活環境分野：湧水・井戸マップの作成、道路里親制度の実施

生物多様性促進事業

【予算額：6,387千円】

環境政策課
環境保全担当

事業の目的

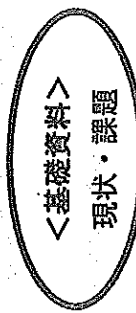
人間の生活に欠かせない飲み水や食べ物、資源などをもたらす生態系（多様な生物、大気、水、土壌などのつながり）に、現在、世界的な異変が起きています。例えば村内においても、みどりの減少、管理されなくなった山林・田畑の増加、外来生物の移入などの影響により、従来から築かれてきた生態系とそれを支える生物の多様性が失われつつあります。

村では、適切で持続的な営みによる生物多様性豊かな地域を将来の世代へ継承するために、「生物多様性地域戦略」を策定し、人間の営みとともに今日まで受け継がれてきた生態系について、地域との協働による保全活動に取り組みます。



平成24年度事業の概要

● 生物多様性地域戦略（行動計画）策定事業 ●



● 普及啓発事業 ●

- ・講演会、こどもエコクラブ研修会等の実施
- ・とうかい環境フェスタ等のイベント出展

スケジュール

● 地域戦略策定及び戦略に基づく行動の流れ ●

進行	内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
現状・課題の整理	村内動植物生態系調査、既存の文献・資料整理	事業終了		
目標等の設定	生物多様性地域戦略策定に向けた検討			地域戦略策定
施策の立案・体系化				
推進体制・進行管理の仕組みづくり				
地域戦略による行動	モデル地区づくり、「村民の森」指定等			
モニタリング	モデル地区生態系の継続調査等、地域戦略の進捗状況の確認			

環境基本計画推進事業

【予算額：1,803千円】

環境政策課
環境計画推進担当

《事業の目的・ねらい》

新たに「東海村環境基本計画推進委員会」を設置し、平成22年度から23年度の2か年をかけ策定した『第2次東海村環境基本計画』（計画期間平成24年度から33年度まで）の総合的かつ計画的かつ計画的な進行管理を図る。

《事業概要》

東海村環境基本計画推進委員会を年6回開催予定（概ね2か月に1回の開催）委員は25名以内（地区自治会建設・環境部会員、商工会、JA、環境団体、第5次総合計画経済環境部会、公募等）第2次東海村環境基本計画前期実施計画（現在策定中）に位置付けられている事業毎に設定された指標を基に計画の進行管理を行う。進行管理手法については、第2次東海村環境基本計画に位置づけのあるとおり、対話形式の行政ヒアリングを予定。

平成24年度は進行管理の初年度であるため、環境基本計画推進支援業務委託（1,386千円）を計上し、計画の進行管理に関する知見の集積を図る。

《事業スケジュール》

- H24.4 第2次東海村環境基本計画のおさらい
- H24.6 第1回進行管理手法の研修会
- H24.8 第2回進行管理手法の研修会
- H24.10 具体的な進行管理手法の決定
- H24.12 プレ行政ヒアリングの開催
- H25.2 行政ヒアリングの開催

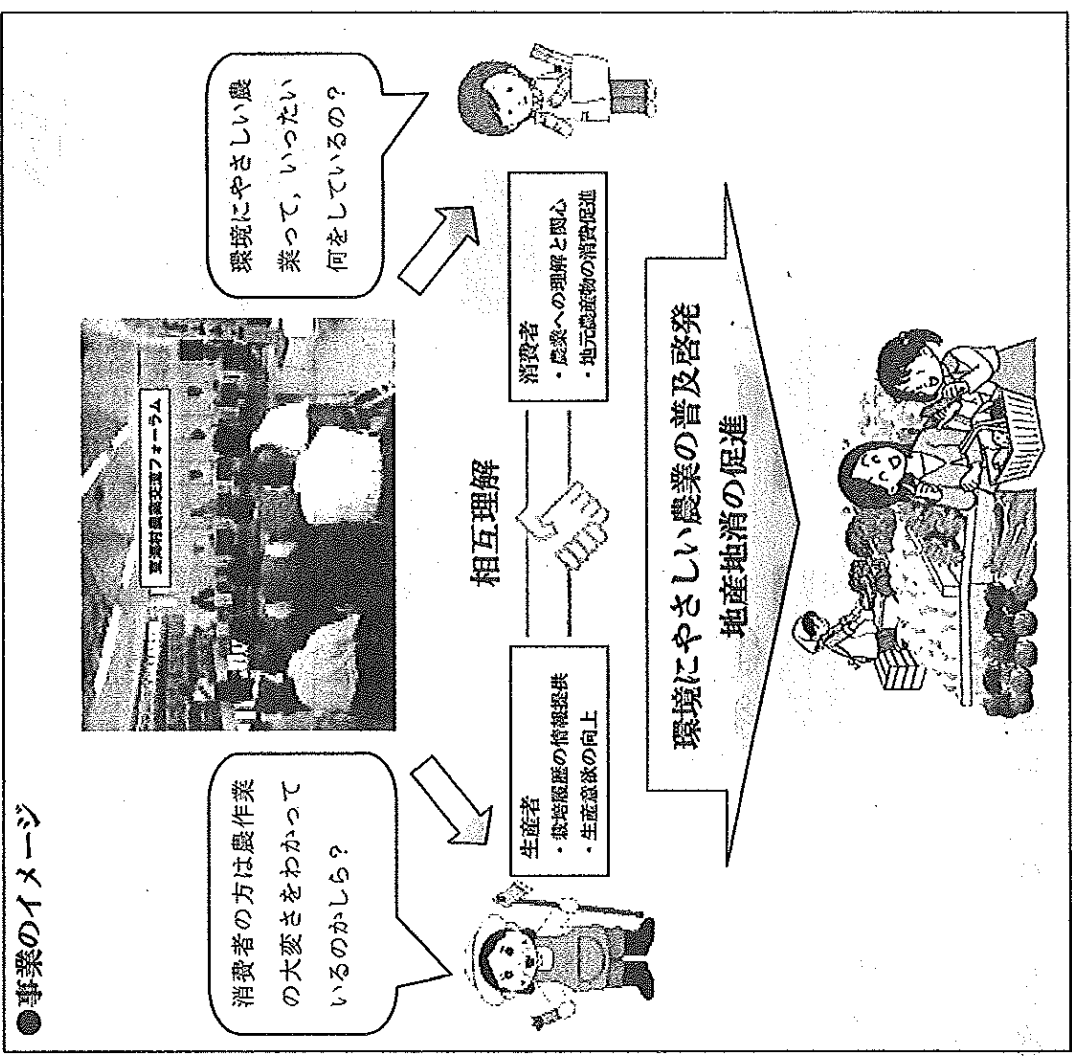
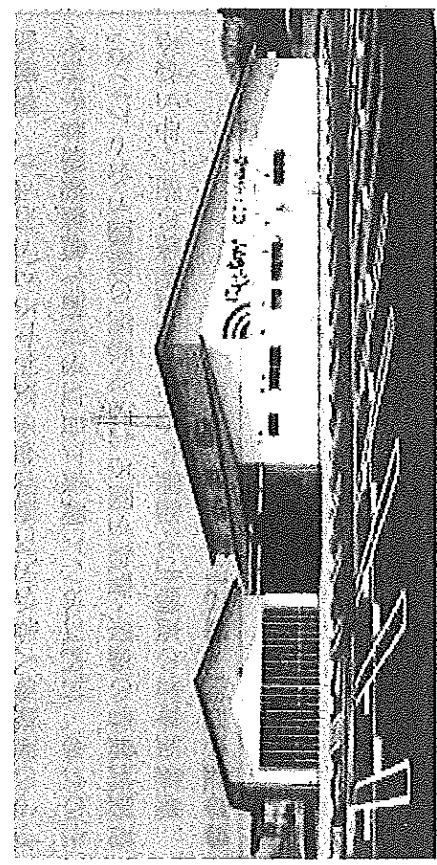
東海村農業交流フォーラム開催事業

地域農業支援室
地域農業支援担当

【予算額：160千円】

●事業の目的・ねらい
東海村で展開されている「環境にやさしい農業」の現状や課題について、生産者と消費者とが一堂に会し、意見交換などを通して交流を深め、それぞれの立場や考え方を理解することにより、環境にやさしい農業の普及啓発と、地産地消の促進を図る。

●事業の概要
JAひたちなかなが東海村の地産地消の推進拠点として開設した東海ファーマーズマーケット「にじのなか」の交流広場を会場に、有機農業実践者による基調講演や、生産者と消費者の代表者が参加するパネルディスカッションを行うことにより、環境にやさしい農業についての相互理解を深める。



新規就農者育成補助事業

【予算額：8,770千円】

地域農業支援室
地域農業支援担当

●事業の目的・ねらい

農業従事者の高齢化が進展する中、地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成を図ることが急務の課題となっている。そのため、村内において農業で自立を目指す農業後継者や村外からの新規参入者などに補助金を交付することにより、就農定着及び農業経営の早期安定を図る。

●事業の概要

補助金の内容を、①生活費等支援、②機械等購入費支援、③住居賃借料支援の3つにメニュ化し、個別のニーズに即した事業展開により、新規就農者の確保・育成を図る。いずれのメニューも茨城県の就農計画認定を受けた者が対象となる。

【①就農支援補助】 村内在住の満60歳未満であって、就農計画の認定を受けてから5年以内である者を対象に、独身者5～10万円/月、既婚者7.5～15万円/月を36月間交付する。

【②生産施設等整備補助】 就農支援補助受給者のうち新規参入者に限り、就農当初に必要な最低限の機械・施設(小型管理機、動力噴霧器、中古トラクター、ビニールハウス等)の購入費の1/2以内(限度額200万円)を就農後1年間・1回のみ交付する。

【③農家住宅入居費補助】 就農支援補助受給者のうち新規参入者が物置や作業スペースを有する農家住宅の賃貸借契約を結んだ場合、就農支援補助の交付期間について、賃借料の1/2以内(限度額3万円/月)を交付する。

●事業のイメージ

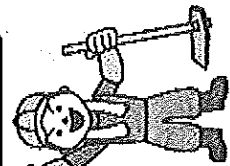
茨城県の就農計画認定を受けた

新規参入者



体を動かし、自然と触れ合える農業を始めよう!

農業後継者



実家の農業経営を継いで農業を始めよう!

①就農支援補助

独身者：5～10万円/月
既婚者：7.5～15万円/月

交付期間
36月



就農後1年間
1回のみ

②生産施設等整備補助

就農当初に必要な機械・施設の購入費
【補助率1/2以内(限度額200万円)】

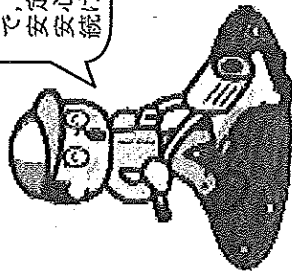


就農支援補助の
交付期間について
交付

③農家住宅入居費補助

農家住宅の賃借料
【補助率1/2以内(限度額3万円/月)】

補助金のおかげで、農業経営が安定して農業を続けられます。



ファーマーズマーケット出荷推進補助事業

地域農業支援室
地域農業支援担当

【予算額：9,100千円】

●事業の目的・ねらい

J Aひたちなかが東海村の地産地消の推進拠点として開設した東海ファーマーズマーケット「にじのなか」は、県内最大規模の売場面積を誇っているが、J Aでは出荷者の育成確保に努めているものの、出荷者の伸びは鈍化している。

村内消費者に安全安心で新鮮な地元農産物を安定的に供給するためにも、出荷者の増加を図ることが重要であることから、生産や出荷調整に要する資材等に係る経費の補助を行うことにより、出荷者の経済的負担を軽減し、出荷意欲を向上させることを目的とする。

●事業の概要

村内在住の東海ファーマーズマーケット出荷者を対象とし、委託販売収入額の13%（限度額：200千円）を補助する。

交付要件として、出荷農産物の栽培履歴の提出を義務付け、消費者に対して安全安心な農産物であることを情報提供できるトレーサビリティシステム※を構築する。



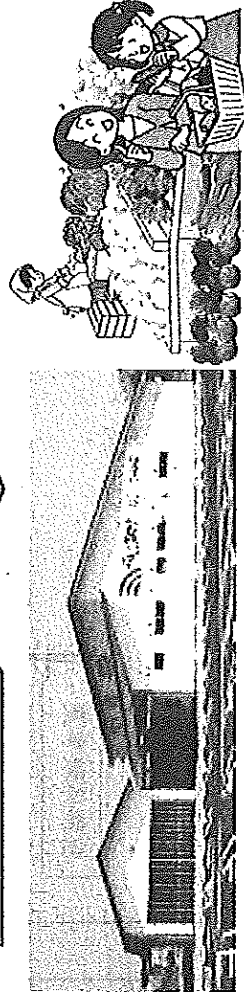
※ 生産から販売までの経路を把握できるようにするシステム

●事業のイメージ

良質な野菜を生産するために要するコスト

- ・減農薬のための資材
- ・病気に強い種や苗
- ・良質な堆肥の確保

出荷



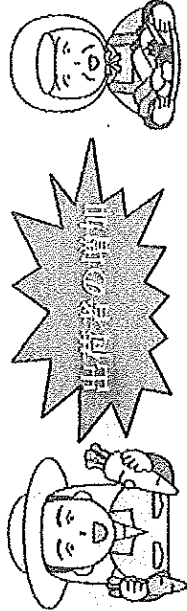
生産者

- ・農産物の生産
- ・出荷調整

補助金により経済的負担を軽減
(委託販売収入額×補助率13%)
限度額：200千円

交付要件

- ・出荷農産物の栽培履歴の提出



とうかい安全安心農産物認証事業

【予算額：5,577千円】

●事業の目的・ねらい

- ・村では本村のシンボルをモチーフとし、農薬等の使用程度に応じてメジロ3羽(非使用), 2羽(半減), 1羽(節減)のシールを貼付するTAS (Tokai Agricultural Standard) 認証制度を創設して安全安心な農産物の普及拡大を図っているが、東電の原発事故を契機に、農薬等の使用ばかりでなく放射性物質濃度に対する消費者の関心が高まってきている。
- ・平成24年度からは、土壌や農産物の放射性物質濃度も測定し、より一層安全で安心な農産物を提供するとともに、生産者との交流を通して安全安心農産物への理解を深めてもらい、東海村産農産物の消費拡大を促進する。

●事業の概要

1 従来の事業内容

TAS (Tokai Agricultural Standard) 認証制度は、生産者が化学物質に頼らず、ひと手間ふた手間足し丹精こめて生産した農産物を、農薬・化学肥料の使用程度によりランク付けし、3種類のシールで明示。認証農産物については、圃場の土壌分析や出荷前の残留農薬分析を実施し、科学的な面からも安全性を担保。

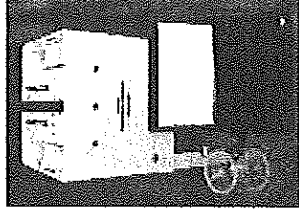
2 新規に実施する事業内容

- ①簡易測定機での放射性物質濃度測定の実施
- ②収穫体験を通じた生産者と消費者の交流会開催

●事業のイメージ

放射性物質濃度測定

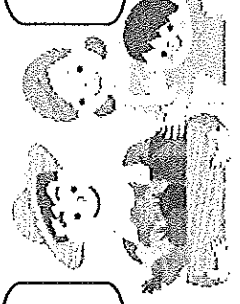
- 土壌診断や残留農薬測定だけでなく、新たに簡易測定機による放射性物質濃度測定を実施することにより、より一層安全・安心な農産物を提供する。



収穫体験事業

- 単なる農産物の収穫体験ではなく、有機栽培の専門家をコーディネーターとして迎え、生産者と消費者双方の相互理解を深める。
- 圃場においては益虫探しや堆肥の見学など、自然と触れ合う体験も盛り込む。
- 収穫体験後は、コミセンで簡単な調理による試食会を開催し、産地ならではのメニュー等の紹介も行う。
- 収穫体験は、品目ごとに8月(果菜)、11月(甘藷)、1月(根菜)の年3回実施する(1回につき30人前後)。

化学物質に頼らず安全安心な農産物を提供するために、手間ヒマをかけているんです。

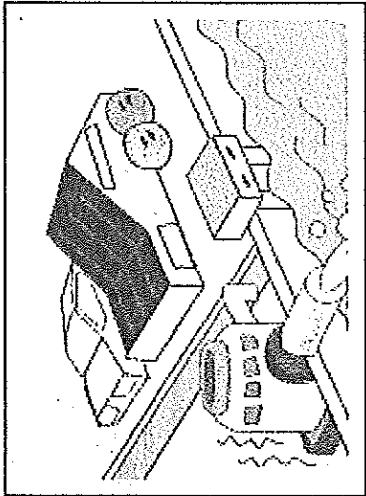


農家の方の熱い思いや、様々な工夫に感動しました。これから東海村のTAS認証農産物を応援します！

排水機場管理事業（非常用発電機整備）

経済課
農地保全担当

【予算額：14,874千円】

<h2>事業の目的</h2>	<p>■東日本大震災の影響で排水機場の電源が途絶え、ゲートが閉められなかったために、水路から津波が浸入し、農用施設に甚大な被害を受けたことから、3箇所の排水機場に3カ年計画で非常用発電機を設置し、災害時における隣接農家や農地への湛水を防ぐとともに、農作物への被害を抑えることを目的とする。</p>
<h2>事業の概要</h2>	<p>■非常用発電機の購入及び設置。 【平成24年度】(2,100千円) 竹瓦排水機場に設置予定。</p> <p>【平成25年度】 豊岡排水機場に設置予定。</p> <p>【平成26年度】 細浦排水機場に設置予定。</p> 

道路維持管理事業(橋梁長寿命化修繕計画策定)

【予算額 45,012千円】

みちづくり課
みちづくり担当

事業の目的・ねらい

近年、国内外では、橋梁の老朽化を原因とする重大な損傷発生などが問題となっており、これまでに橋梁の維持管理の重要性が再認識されています。このような橋梁の老朽化の問題は今後ますます増加し、それに伴い維持管理費用も増加していくことが予想される。

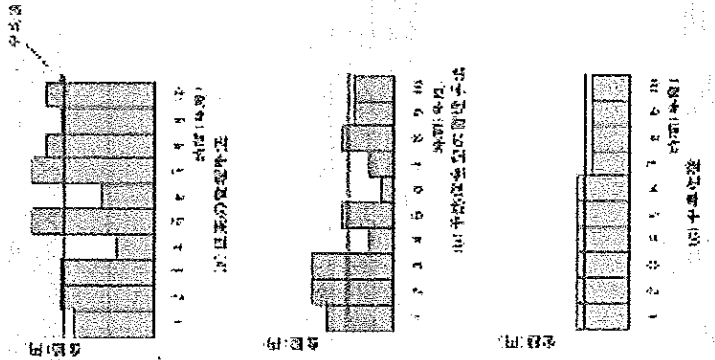
このような背景の中で、老朽化する橋梁の増大に対応するため、従来の『対症的な補修及び架け替え』から、長寿命化修繕計画に基づく『予防的な補修及び架け替え』へと転換し、補修・架け替え費用の縮減と予算の平準化を図りつつ、橋梁の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

事業の概要

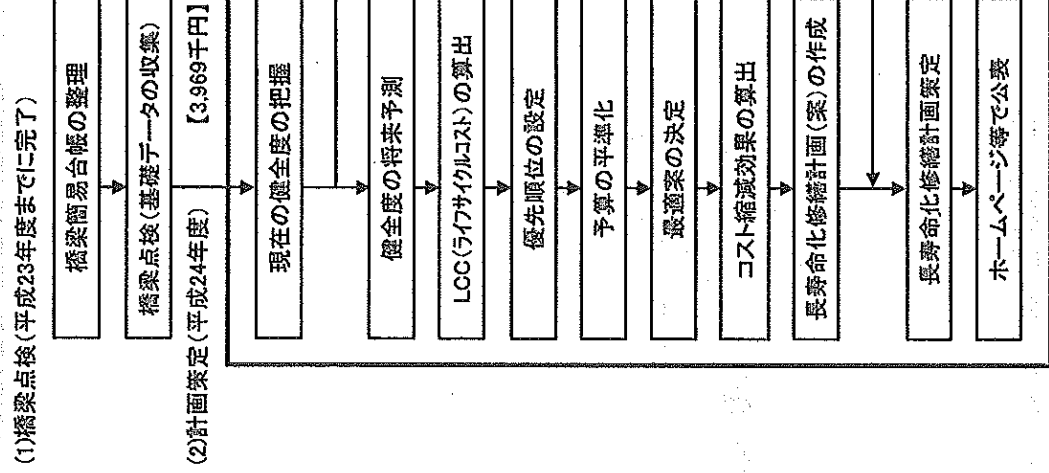
橋梁長寿命化修繕計画とは、点検を実施し橋梁の状態を把握した上で、現時点で必要な対策を検討するとともに、将来発生すると考えられる損傷の予測を行い、いつ、どのような対策を実施すべきか検討し、効果的かつ効果的に維持管理を行うための計画である。

右のグラフは従来の管理方法(壊れたら直す方法)で橋梁を管理した場合(a)と予防保全型(劣化損傷が顕在化する前に予防対策する方法)で管理した場合(b)のイメージを示している。

予防保全型の管理手法(b)では、従来の管理手法(a)に比べて全体で必要となる維持管理金額を縮減することができ、さらに、金額が突出した年度と少ない年度を平準化することで事業を計画的に進めることができる。(c)



橋梁長寿命化修繕計画策定の流れ



緑地保全事業 (部原地区等用地購入)

都市政策課

都市整備・緑化推進担当

【予算額：75,513千円】

●事業の目的・ねらい

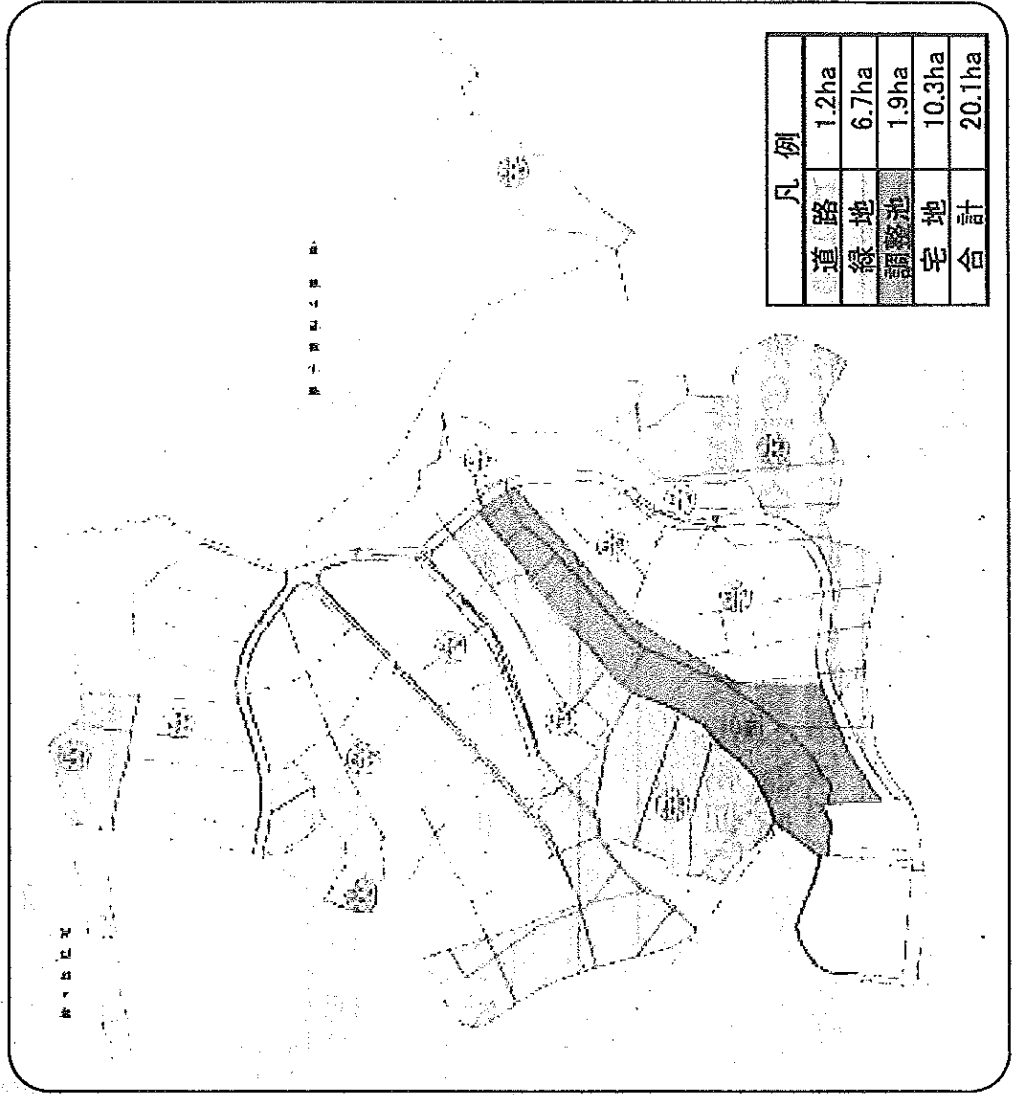
本村に残る貴重なみどりの保全と緑化推進を図ることにより、良好な自然環境を維持することができます。その一環として緑化基金を活用して、地域活動により緑地の保全が図られている地区や保全すべき貴重な地区について用地を取得し、それらの活動及び保全を推進します。

●事業の概要

村内において自治会や多くのボランティア活動団体等が樹木の間伐、伐採、植樹などの保全活動や推進活動を積極的に行っています。これらの活動により緑地の保全が図られている地区や保全を必要としている地区として、これまでに真崎古墳群や前谷津地区において用地取得を行うなど活動団体への支援を継続的に行っております。

平成24年度は、「部原地区土地利用方針」に沿って既存の緑地等についての用地取得を計画的に進めてまいります。

●部原地区土地利用方針 イメージ図



自主防災組織育成補助事業

予算額572千円

消防防災課
消防防災・交通安全担当

東日本大震災のような全村的な災害が発生した場合、公助(公の機関の手助け)のみの対応では防ぎきれない。『自助(自分で自分の身を守る)・共助(地域住民同士助け合う)・公助』の連携により、大規模災害を乗り切る必要がある。ついでには、「共助」である『自主防災組織』の結成率100%を目指すとともに育成強化に努めるものである。

目的とねらい

- ◆自主防災組織は、「自分たちの地域は自分で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成される組織であります。東海村では、現在8組織(23.1%)が結成されておりますが、県平均(61.0%)には及ばないのが現状です。
- ◆災害直後は、情報等も混乱し、防災機関による適切な対応が困難となることから、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことが重要となります。

事業概要

- ◆自主防災組織への活動費、資機材整備費両面の補助を実施。
- ◆火災予防・地震・風水害に対する防火講習会及び消火訓練の実施。
- ◆防災知識の普及、啓発活動。
- ◆常備消防・消防団・消防団・自治体と連携した訓練活動。
- ◆災害時における情報収集・伝達、初期消火、救出救護、給食・給水、避難誘導等を地域住民とともに実施。

心の居場所づくり推進事業

【予算額：9,347千円】

教育委員会
指導室

● 事業の目的・ねらい

不登校の児童生徒の学校復帰及びひきこもり状態にある18歳以下の青少年の社会復帰、学校復帰を図るために、「心の居場所づくり推進事業」として、児童生徒、保護者の教育相談及び児童生徒の適応指導を行うことを目的とする。

● 事業の概要

これまでの不登校児童生徒及び保護者への支援活動（相談、通所による支援、家庭訪問）に加えて、高校生や引きこもりの方の相談窓口を開設し、支援できる相談機関や相談できる方を紹介します。また、児童生徒の生活面で心配なことに関する相談も受け付けていきます。

- 開所時間：毎週月曜日～金曜日
(土、日、祝祭日は休み)
9:00～16:00
- 場所：東海村教育支援センター（村立図書館2階）
- 問い合わせ：TEL 287-7811
- 対象：村内小・中学生、高校生等
(保護者の方の相談にも応じます)

※ ひきこもり相談は18歳まで応じます。

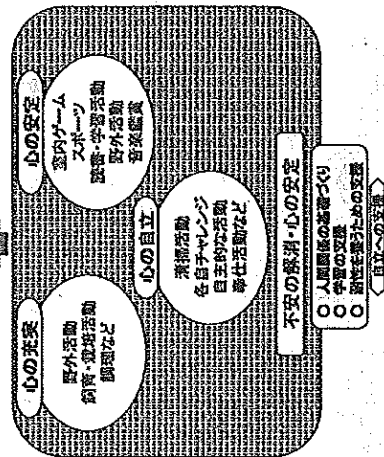
- 内容 通所による支援、電話・面接相談、家庭訪問による支援、学校での個別支援、相談窓口の紹介

● 事業のイメージ

- ・ 不登校児童生徒への支援

〔通所しての支援〕

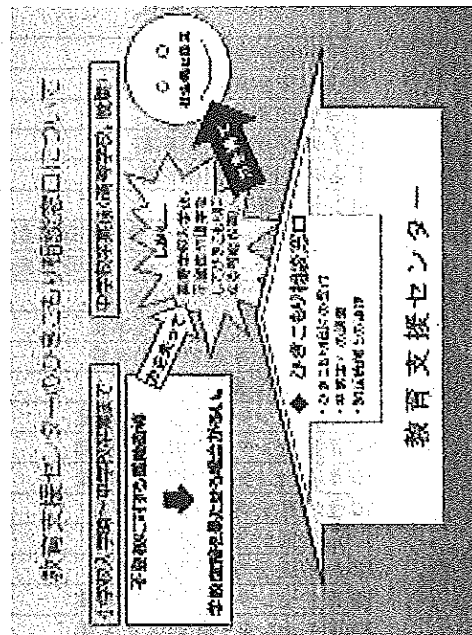
再登校



登校後や生活面で心配なこと（乱暴な行動、生活の乱れ）の相談にも応じます。

〔電話、面接で〕

・ 引きこもり相談窓口



6. 普通建設事業一覧

【一般会計】(備品、小規模工事を除く予算額1,000千円以上のもの)

(単位 千円)

事業名	名称	H24 予算(案)	所属課
1 庁舎維持管理事業	役場庁舎駐車場屋根設置工事	5,000	財務課
2 交通安全施設整備事業	交通安全施設・防犯灯等設置工事	5,000	消防防災課
3 情報政策推進諸費	OA機器電源・通信線設備工事	1,152	総務課
4 基幹避難所整備事業	基幹避難所さく井及び屋外トイレ配管改修工事	11,525	消防防災課
5 基幹避難所整備事業	基幹避難所備蓄倉庫設置工事	8,950	消防防災課
6 災害対策事業	東海中学校校舎解体工事	48,452	消防防災課
7 コミュニティセンター維持管理事業	白方コミュニティセンター外装改修工事	21,800	自治推進課
8 コミュニティセンター維持管理事業	改正省エネ法に伴うHi蛍光灯化工事	2,300	自治推進課
9 学童クラブ整備管理事業	照沼学童クラブ建設工事	39,000	社会福祉課
10 公立保育所運営管理事業	舟石川保育所耐震補強工事監理業務委託料	1,050	社会福祉課
11 公立保育所運営管理事業	舟石川保育所耐震補強工事	5,250	社会福祉課
12 浄化槽整備促進事業	浄化槽設置整備事業補助金	10,560	下水道課
13 清掃センター管理運営事業	ごみ処理施設補修工事	10,000	環境政策課
14 清掃センター管理運営事業	プラスチック減容機コンベアベルト交換工事	1,347	環境政策課
15 清掃センター管理運営事業	ごみ処理施設構造変更工事	11,529	環境政策課
16 最終処分場管理運営事業	最終処分場施設補修工事	2,500	環境政策課
17 最終処分場管理運営事業	遠心脱水機補修工事	1,554	環境政策課
18 最終処分場管理運営事業	シーケンサー更新工事	20,307	環境政策課
19 衛生センター管理運営事業	し尿処理施設補修工事	22,000	環境政策課
20 衛生センター管理運営事業	シーケンサー更新工事	15,750	環境政策課
21 排水機場管理事業	排水機場施設塗装工事	2,730	経済課
22 水路整備事業	水路整備	12,800	経済課
23 水路整備事業	水路用地購入費	1,425	経済課
24 那珂川沿岸農業水利事業	那珂川沿岸農業水利事業負担金	6,501	経済課
25 私道等整備補助事業	私道等整備補助金	3,000	みちづくり課
26 道路新設改良舗装事業	単独村道改良舗装工事	38,000	みちづくり課
27 道路新設改良舗装事業	村道用地購入費	14,500	みちづくり課
28 道路新設改良舗装事業	用地購入に伴う補償金	9,500	みちづくり課
29 道路新設改良舗装事業	電柱移設補償費	2,000	みちづくり課
30 都市政策諸費	ひたちなか市道高野小松原線負担金	13,500	都市政策課
31 排水路維持管理事業	排水路工事	4,000	下水道課
32 都市計画公園整備事業	公園補修工事	5,000	都市政策課
33 緑地保全事業	前谷津地区整備工事	1,000	都市政策課
34 緑地保全事業	真崎古墳群整備工事	1,000	都市政策課
35 緑地保全事業	緑地保全用地購入費	70,000	都市政策課
36 港湾整備負担金支払事業	常陸那珂港整備負担金	1,500	政策推進課
37 消防用施設整備管理事業	防火水槽設置工事	4,620	消防防災課
38 消防用施設整備管理事業	防火水槽補修工事	1,046	消防防災課
39 小学校施設整備事業	小学校教室扇風機設置工事	35,500	学校教育課
40 照沼小学校建設事業	照沼小学校建設工事監理業務委託料	21,600	学校教育課
41 照沼小学校建設事業	照沼小学校建設工事(建築工事)	942,847	学校教育課
42 照沼小学校建設事業	照沼小学校建設工事(電気設備工事)	145,089	学校教育課
43 照沼小学校建設事業	照沼小学校建設工事(機械設備工事)	108,570	学校教育課
44 中丸小学校建設事業	中丸小学校校舎建設工事設計業務委託料	80,000	学校教育課
45 中学校施設整備事業	中学校教室扇風機設置工事	11,300	学校教育課
46 東海中学校建設事業	東海中学校校舎建設工事設計業務委託料	73,510	学校教育課
48 幼稚園施設整備事業	石神幼稚園園舎耐震補強工事	18,690	学校教育課
49 幼稚園施設整備事業	村松幼稚園園舎外装改修工事	2,730	学校教育課
50 幼稚園施設整備事業	須和間幼稚園園舎内装改修工事	5,300	学校教育課
51 文化センター施設改修事業	文化センター耐震補強工事実施設計業務委託料	3,675	生涯学習課

【特別会計】

(単位 千円)

事業名	名称	H24 予算(案)	所属課	
1 2 3 駅西土地区画整理事業	道路築造・舗装及び雨水排水工事	2,000	区画整理課	
	整地工事	20,000		
	その他工事	3,000		
	物件移転補償費	70,000		
	電柱移設補償費	500		
6 7 8 9 駅東土地区画整理事業	設計委託料	1,000		
	道路築造・舗装及び雨水排水工事	5,000		
	整地工事	5,000		
	その他工事	5,000		
	物件移転補償費	10,000		
10 11 12 13 駅西第二土地区画整理事業	その他補償費	1,670		
	電柱移設補償費	2,000		
	道路築造・舗装及び雨水排水工事	10,000		
	整地工事	10,000		
	その他工事	5,000		
16 17 18 19 中央区画整理事業	物件移転補償費	20,000		
	その他補償費	2,500		
	電柱移設補償費	3,000		
	建物移転補償金算定委託料	5,000		
	設計委託料	35,000		
20 21 22 23 下水道管理事業	道路築造・舗装及び雨水排水工事	130,000		
	整地工事	100,000		
	その他工事	50,000		
	物件移転補償費	210,000		
	その他補償費	25,000		
24 25 26 27 28 29 30 31 下水道整備事業	電柱移設補償費	10,000		下水道課
	修繕工事	11,000		
	設計等委託料	30,000		
	公共下水道工事	120,000		
	特環公共下水道工事	70,000		
	公共下水道関連工事	12,800		
	汚水枘設置工事	28,000		
	公共下水道用地購入	1		
那珂久慈流域下水道事業負担金	3,047			
32 33 34 35	公共下水道工事関連補償費	1,000		

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The text notes that without reliable records, it would be difficult to track the flow of funds and identify any irregularities.

2. The second part of the document outlines the various methods used to collect and analyze data. It describes how different types of information are gathered, from direct observations to more complex statistical analyses. The text highlights the need for a systematic approach to data collection and the importance of ensuring that the data is representative and unbiased.

3. The third part of the document focuses on the analysis of the collected data. It discusses various statistical techniques and how they are applied to the data to identify patterns and trends. The text notes that the analysis should be thorough and objective, and that the results should be clearly presented and interpreted.

4. The fourth part of the document discusses the implications of the findings. It notes that the results of the analysis can be used to inform policy decisions and to identify areas for improvement. The text emphasizes that the findings should be communicated clearly and effectively to the relevant stakeholders.

5. The fifth part of the document concludes with a summary of the key points and a final statement on the importance of the work. It notes that the findings are significant and that the work has provided valuable insights into the issues being studied. The text ends with a statement of appreciation for the support and assistance provided throughout the project.

平成24年3月26日

各部課長 殿

東海村長 村上達也

平成24年4月1日付け人事異動について

平成24年4月1日付け人事異動について、下記の方針で実施します。

区分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	役付以外	計
配置換等	3	16	21	23	58	121

記

基本方針

昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年余りが経過しました。今回の震災は、過去に生じた災害とは性質が大きく異なり、地震、津波に福島原発事故が加わり、東日本一帯における地震、津波による想像を絶する人的被害及び物的被害のみならず原発事故による放射性物質の拡散においては全国各地に拡がり、これらの複合的な被害は極めて大規模かつ広範にわたり、過去に類を見ない未曾有の国難となりました。この震災により、本村においても村内全域のあらゆる方面において甚大な被害を受け、また放射性物質拡散による環境汚染が完全に払拭、解決されるには長い年月を要することが予想されます。

このような状況の中、職員が復旧・復興対応を最優先し、総力を挙げて取り組んできたことに加え、松江市、菰野町、川棚町及び砺波市から年間を通じて総数35名の技術職員の派遣を受け、復旧業務の支援をいただいた結果、村は徐々に震災前の姿に戻りつつあります。しかし、村民が将来にわたり安心して暮らし続けられる災害に強いまちづくりを推進するという意味においての復興は、まだまだ途上の段階であり、今後においては、震災の教訓を活かし、村の

将来を見据えた新たな課題に取り組んでいかなければなりません。

また、今年度は第5次総合計画を本格的に軌道に乗せる年となります。本計画の基本理念に掲げる「村民の叡智が生きるまちづくり」の精神を職員個々人が深く認識し、各分野において掲げる目標を着実に実現していく必要があります。

1 人事異動について

人事異動にあたっては、基本方針を踏まえ、震災復興及び第5次総合計画推進を重点課題とし、本村の将来を見据えつつ、住民ニーズに対応した行政運営を適切に行えるよう、組織体制の強化及び適材適所の人員配置を図りました。

課長補佐及び係長への昇任については、今後において数年間続く大量退職を見据えて、高い挑戦意欲と的確な判断力・調整力を持った人材を比較的若い年代層から積極的に登用しました。また、多様化する住民ニーズや地域改革の進展に伴う各種制度見直しなど多くの課題に対応していくためには、幅広い視野と高い専門性を併せ持つ行政経験豊富な人材を育成していくことが不可欠であることから、新採職員から中堅職員までの間は必要な知識及び経験を身に付ける期間とし、職員の能力及び適性を考慮しつつ幅広い人事異動を行いました。

また、担当制を平成19年度から導入して以来、担当制の効果を最大限発揮できるよう、必要に応じて担当の統合・分割等の見直しを行っており、今回においても後述のとおり改編を行います。担当制のメリットは、所属長の権限・裁量のもと業務の執行に最も適した体制を柔軟に編成することができ、事務配分の効率化と繁閑が調整され、職員の協業体制がとれることにあります。今後においてこの担当制を更に活かすためには、所属長は、課内業務の課題、各担当の事務量、緊急度、職員の能力等を的確に把握・判断した上で、機能性の高い担当を編成するマネジメント力と強いリーダーシップの発揮が求められるとともに、各職員、各担当が分掌する業務に固定化しすぎることなく、職員、担当間の壁を越えて、広い視野に立っての協調や連帯の意識を持つことが重要です。

なお、国、県その他の地方公共団体への派遣については、国との連携及

び職員の業務能力向上を図るため、厚生労働省に実務研修として職員を派遣するとともに、各種事業の権限移譲に向けた業務知識の習得及び職員の業務能力向上を図るため、県に実務研修として職員を派遣します。また、新年度からの可燃ごみ処理及び消防の広域化に伴い、円滑な業務遂行及び連携を図るため、ひたちなか・東海広域事務組合に職員を派遣します。

2 組織改編について

組織改編については、次のとおりです。

(改編内容一覧は別紙参照)

(1) 部・課について

基本方針を踏まえ、組織体制の強化を図る観点から見直した結果、主なところでは、今回の震災を契機に、災害に強いまちづくりを強力に推進するため「消防防災課」を新設し、「原子力対策課」を原子力安全対策業務に特化する「原子力安全対策課」に改めます。また、まちづくりを総合的に推進する体制を構築する観点から、「自治推進課」を「総合政策部」に移管するとともに、他の部署についても、第5次総合計画推進の観点から見直しを行いました。具体的な改編内容は次のとおりです。

①自治推進課（移管）

まちづくりを総合的に推進する体制を構築する観点から「自治推進課」を「総務部」から「総合政策部」へ移管することとします。

②ごみゼロ推進課 環境政策課（統合）

可燃ごみ処理の広域化に伴う業務の縮小に併せ、ごみステーション問題やリサイクル等について、環境政策と一体で検討する必要があることから「ごみゼロ推進課」を「ごみゼロ推進室」とし、課内室として環境政策課内に置くこととします。

③消防防災課（新設）

村民生活を災害から守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する体制を構築する観点から、消防、防災、防犯及び交通安全を所管する「消防防災課」を新設することとします。

④原子力安全対策課（名称変更・業務移管）

「原子力対策課」を「原子力安全対策課」とし、防災業務を新設する「消防防災課」に移管することにより、原子力安全対策業務に特化する課とします。

⑤みちづくり課（名称変更）

「車から人へ」、「車中心の道から人中心の道」の考えをもとに道路行政の革新的転換を目指す観点から「道路整備課」を改め「みちづくり課」とします。

⑥生涯学習課（名称変更）

急激な社会変化の中で心身ともに充実した人生を送れるよう、村民の多様化する学習意欲を支援することを明確にするため、「社会教育課」を改め「生涯学習課」とします。

（２）課内室・担当について

担当レベルの改編は、課内室と担当の位置付けが曖昧であったため、これを見直し、課内室は所掌する業務の性質上、担当レベルより高い位置付けとすることが必要である場合又は課内室内においてその業務のほとんどを補完しなければならない理由がある場合に置くものとします。また、担当制のメリットを活かせるよう、少人数で構成される一部の担当を業務の関連性を考慮した上で統合し、より柔軟な業務体制が確保できるよう効率化を図りました。具体的な改編内容は次のとおりです。

①総務課（広報・情報政策担当）

村政情報を効果的に発信していく上で、紙媒体（広報紙等）と電子媒体（公式ホームページ等）が重要な役割を担うため、「広報担当」と「情報政策担当」を統合し「広報・情報政策担当」とし、両者の特性を活かした多角的な情報発信に向けて、更なる充実を図ります。

②社会福祉課（子ども家庭担当）

課内室の位置付けを明確にするため、「子ども室」を「子ども家庭担当」とします。

③介護福祉課（介護保険室）

介護保険担当は、介護保険事業の計画、制度運営のほか村内事業所（地域包括支援センターを含む。）の指導及び育成の役割を担っています。このため、「介護保険担当」を「介護保険室」とし、体制の強化及び指導力の向上を図ります。

④環境政策課（ごみゼロ推進室，環境計画推進担当，生活・安全担当廃止）

- i 環境政策課内に「ごみゼロ推進室」を置くこととします。
- ii 課内室の位置付けを明確にするため、「環境計画推進室」を「環境計画推進担当」とします。
- iii 「生活・安全担当」が所管していた業務を分割し、防犯・交通安全業務は「消防防災課」へ移管し、墓地貸付業務については「環境保全担当」が所管し、「生活・安全担当」は廃止します。

⑤消防防災課（防災防犯・交通安全担当）

東日本大震災を踏まえた地域防災計画（原子力災害対策計画編は除く）の見直しや、消防広域化に伴い移管される消防団その他消防に関する業務及び防犯・交通安全業務を担当する「防災防犯・交通安全担当」を設置することとします。

⑥原子力安全対策課（原子力安全対策担当）

課名の名称変更及び防災業務移管に伴い「原子力・防災担当」を「原子力安全対策担当」に名称変更します。

⑦都市政策課（都市整備・緑化推進担当）

緑化推進事業は、都市整備と一体的に推進していくことがより効果的であることから、「都市整備担当」と「緑化推進担当」を統合し、併せて課内室の位置付けを明確にするため、「都市施策推進室」を改め「都市整備・緑化推進担当」とします。

⑧みちづくり課（みちづくり担当）

課名の名称変更に伴い「道路整備担当」を「みちづくり担当」に改めます。

⑨生涯学習課（生涯学習担当）

生涯学習センター（仮称）建設計画をゼロベースから見直し、中央公民館の建て替えを含めた中で検討していく方向性のため、「生涯学習

担当」と「中央公民館担当」を統合し「生涯学習担当」とします。なお、担当職員については、中央公民館に配置することとします。

【改編内容】

改編前			改編後		
部 課 名	課内室・担当名		部 課 名	課内室・担当名	
総務部	総務課	総務法制担当, <u>広報担当, 情報政策担当</u>	総務部	総務課	総務法制担当, <u>広報・情報政策担当</u>
	自治推進課	村民相談室, 自治推進担当		/	
総合政策部	/		総合政策部	自治推進課	村民相談室, 自治推進担当
福祉部	社会福祉課	地域福祉推進担当, <u>子ども室</u>	福祉部	社会福祉課	地域福祉推進担当, <u>子ども家庭担当</u>
	介護福祉課	<u>介護保険担当</u> , 高齢支援担当, 地域包括支援担当, 障がい支援担当		介護福祉課	<u>介護保険室</u> , 高齢支援担当, 地域包括支援担当, 障がい支援担当
経済環境部	環境政策課	環境保全担当, <u>生活・安全担当, 環境計画推進室</u>	経済環境部	環境政策課	<u>ごみゼロ推進室</u> , 環境保全担当, <u>環境計画推進担当</u>
	<u>ごみゼロ推進課</u>	<u>ごみゼロ推進担当</u>		/	
	原子力対策課	原子力・防災担当		消防防災課	<u>防災防犯・交通安全担当</u>
建設水道部	都市政策課	<u>都市施策推進室 (都市整備担当, 緑化推進担当)</u> , 建築担当	建設水道部	都市政策課	<u>都市整備・緑化推進担当</u> , 建築担当
改編前			改編後		
部 課 名	課内室・担当名		部 課 名	課内室・担当名	
建設水道部	<u>道路整備課</u>	管理担当, <u>道路整備担当</u>	建設水道部	<u>みちづくり課</u>	管理担当, <u>みちづくり担当</u>
教育委員会	<u>社会教育課</u>	<u>生涯学習担当</u> , <u>中央公民館担当</u> , 文化・スポーツ振興担当, 青少年担当	教育委員会	<u>生涯学習課</u>	<u>生涯学習担当</u> , 文化・スポーツ振興担当, 青少年担当

東海村人事異動内示

	新	現	氏名	異動事由
退職		総務部長	川崎 順夫	
		消防本部消防長	川崎 健一	
		議会事務局長	澤 畑 正一	
		消防本部消防署長	永井 一文	
		消防本部消防署副署長	稲田 勝紀	
		消防本部消防署当直司令 (兼) 救急隊員 (兼) 1級機関員	宮本 孝一	
		教育委員会学校教育課村松幼稚園 副園長	安 雅子	
		教育委員会社会教育課長補佐 (兼) 青少年センター所長	堀江 きく江	
		消防本部消防署係長 (兼) 救急隊員	小川 靖行	
		教育委員会学校教育課村松幼稚園 幼稚園主任	古田・早苗	
		経済環境部環境政策課主査	新野 純子	
		経済環境部ごみゼロ推進課主査	本多 和平	
		議会事務局主幹	篠崎 奈緒美	
		福祉部社会福祉課主事	萩谷 幸子	
		教育委員会学校教育課東海中学校 調理手	大川 輝代	
	教育委員会図書館技能員	飯田 令子		

東海村人事異動内示

平成24年4月1日付

	新	現	氏名	異動事由
部長級	総務部長	建設水道部長	飛 田 稔	
	総合政策部長	総合政策部長 (兼) 総合政策部政策推進課長	佐 藤 幸 也	兼務解任
	福祉部長	福祉部長 (兼) 福祉部介護福祉課長	菅 野 博	兼務解任
	建設水道部長	建設水道部道路整備課長	山 本 利 明	昇任
	議会事務局長	総務部人事課長	佐 藤 富 夫	昇任
課長級	総務部人事課長	総務部財務課長	久 賀 洋 子	
	総務部財務課長	福祉部保健年金課長	萩 谷 浩 康	
	総合政策部政策推進課長	茨城県農林水産部農業政策課主査 (併 東海村経済環境部地域農業支援室長)	大 内 伸 二	割愛採用
	総合政策部まちづくり国際化推進課長	経済環境部環境政策課長補佐 (兼) 経済環境部環境政策課環境計画推進室長	河 野 通 則	昇任
	総合政策部自治推進課長	総合政策部まちづくり国際化推進課長	澤 畑 佳 夫	
	福祉部介護福祉課長	教育委員会社会教育課長	清 水 俊 一	
	福祉部介護福祉課副参事 (兼) 福祉部介護福祉課介護保険室長	福祉部介護福祉課長補佐	丸 山 由美子	昇任 兼務
	福祉部保健年金課長	教育委員会図書館長	小 池 裕	
	福祉部保健年金課副参事 (兼) 福祉部保健年金課健康増進室長	福祉部保健年金課保健総師長	澤 畑 恵 子	昇任 兼務
	経済環境部地域農業支援室長	経済環境部原子力対策課長	小 川 善 市	
	経済環境部環境政策課副参事 (兼) 経済環境部環境政策課ごみゼロ推進室長 (兼) 経済環境部環境政策課ごみゼロ推進室清掃センター場長	経済環境部環境政策課長補佐	関 一 弘	昇任 兼務
	経済環境部消防防災課長	経済環境部経済課長補佐	箭 原 智 浩	昇任
	経済環境部原子力安全対策課長	総合政策部政策推進課長補佐	関 田 秀 茂	昇任
	建設水道部みちづくり課長	建設水道部都市政策課長補佐 (兼) 建設水道部都市政策課都市施策推進室長	川 又 寿 光	昇任
	教育委員会生涯学習課長	経済環境部ごみゼロ推進課長 (兼) 経済環境部ごみゼロ推進課清掃センター場長	橋 本 欣 也	
	教育委員会図書館長	総務部自治推進課長	中 村 正 美	

「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」について

総合政策部 政策推進課 政策推進担当（内線：1333）

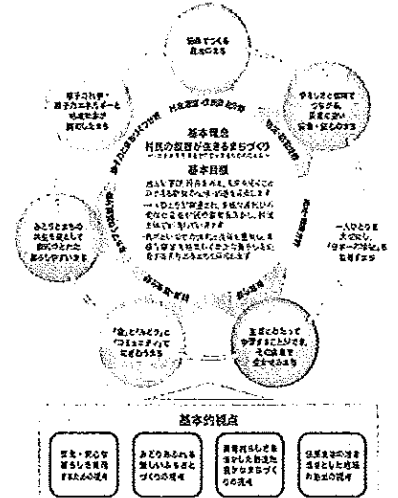
策定にあたって

東北地方太平洋沖地震を端緒とする「東日本大震災」の教訓を今後のまちづくりに活かすため、「東海村第5次総合計画※」に基づく「重要総合プロジェクト※」の一つとして、実施計画に「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プロジェクト」を設定し「復興支援の強化」「災害に強いまちづくり」「生活スタイルの転換」を総合的に検討・推進するために「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」を策定。

※東海村第5次総合計画：村民・職員の共同参画により策定された、平成23年度を初年度とする東海村における最上位の計画。計画期間は平成23年度から平成32年度まで。基本理念は「村民の叡智が生きるまちづくり～今と未来を生きる全ての命あるもののために～」。分野別に7つの目標を掲げ、実施計画において具体化を図ることとしている。

※重要総合プロジェクト：総合計画に基づく政策・施策のうち、関連する複数の政策・施策を一つのパッケージとして総合的に推進した方が良いものについて、実施計画において、総合計画審議会に諮った上で設定するもの。

【東海村第5次総合計画の体系】



推進期間

平成24・25・26年度末までの3年間とする（必要に応じて見直ししながらその延長を検討）

3つの柱

復興支援の強化、災害に強いまちづくり、生活スタイルの転換を柱に据えて推進。

基本方針と主な取組み

復興支援の強化

●災害前の状態に戻すこと(復旧)を目標とするだけでなく、災害前よりもさらに良いまちを創造すること(復興)を目指す。

1) 村民生活に対する復興支援

⇒具体的取り組み：耐震診断事業、生垣設置補助事業等の推進・PR等

2) 農商工の復興支援

⇒具体的取り組み：農産物の放射線測定の実施、とうかい安全・安心農産物認証事業等

3) まちの基盤整備による復興の推進

⇒具体的取り組み：排水路整備工事、橋梁長寿命化、小中学校等の早期改築等

災害に強いまちづくり

●大規模災害時には「自助」「共助」「公助」の総合力によって、村民の安全確保と生活のサポートを図る。

●防災機能整備の強化等、ハード面は行政が主体、避難所運営等、ソフト面は行政の委任を受け、行政の責任の下、地域住民が主体となって対応していくとするが、行政は、村民支援に関する仕組みづくりを率先して推進・調整していくコーディネーターとしての役割を果たすなど、ソフト面に関する地域住民全体の活動を積極的に支援。

(1) 村民支援の強化

1) 避難指示等の災害情報の適切な提供と地域・行政間の情報伝達の強化

⇒具体的取り組み：災害時の情報発信の内容・手段の見直し（サイレン、携帯電話、ラジオ、インターネット、半鐘の利用など）等

2) 自主防災組織の育成・強化による初期対応力の強化

⇒具体的取り組み：自主防災組織の育成（支援）、地域における防災・避難訓練の実施（支援）等

3) 「地区村民支援拠点」の指定

⇒具体的取り組み：避難所指定の見直し、避難所に関する広報等

4) 「基幹避難所」の指定と防災資機材等の整備

⇒具体的取り組み：避難所指定の見直し、避難所に関する広報等

5) 被災者の規模や災害事象等に応じた「基幹避難所」以外のその他の避難所の開設と運営

⇒具体的取り組み：避難所指定の見直し、避難所に関する広報等

6)自治会を中心とした地域住民による避難所運営組織の確立

⇒具体的取り組み：地区検討会の実施（支援）等

7)住民・地域・行政の連携による村民支援の実施

⇒具体的取り組み：避難所運営マニュアルの作成（支援）、地域における防災・避難訓練の実施（支援）等

8)ボランティア等の力を活かす体制づくり

⇒具体的取り組み：避難所運営マニュアルの作成（支援）、有資格者登録制度の実施等

9)外国人等、特別なニーズを持つ村民に対する支援の強化

⇒具体的取り組み：「東海村国際化推進会議」において災害時の外国人支援についても検討

10)給水等の配給体制の強化と提供の円滑化

⇒具体的取り組み：大型タンクの配置、井戸マップの作成（支援）、災害応援協定の締結等

11)村内外の事業者・市町村等との災害応援協定の締結

⇒具体的取り組み：災害応援協定の締結等

12)医療関係者等との連携の強化と必要な支援の推進

⇒具体的取り組み：災害時における医療関係者からの協力体制の構築等

13)「自助」による事前の備えへの支援

⇒具体的取り組み：防災教育の強化、住宅相談の充実、生垣設置補助事業の推進・PR等

14)「共助」による事前の備えへの支援

⇒具体的取り組み：地区ごとの防災体制のあり方について検討会等の開催支援、自主防災組織の育成等

15)「公助」による事前の備えの推進

⇒具体的取り組み：地域防災計画の見直し、災害対策本部の体制（村民支援体制）の見直し等

(2)災害時要援護者支援の強化

16)地域における災害時要援護者の避難支援体制の構築

⇒具体的取り組み：「災援プラン」の策定・実施等

17)福祉避難所の指定・開設

⇒具体的取り組み：福祉避難所の指定・整備、福祉避難所運営マニュアルの作成等

18)福祉施設等との連携強化

⇒具体的取り組み：災害時における福祉施設との連携強化等

(3)防災インフラの強化

19)情報伝達手段の強化

⇒具体的取り組み：防災行政無線屋外子局の大容量バッテリーへの更新、非常用発電機の配備等

20)水害対策施設1の強化

⇒具体的取り組み：水害対策施設の強化に関する検討等

21)「基幹避難所」の設備の強化

⇒具体的取り組み：「基幹避難所」への井戸の掘削、大型タンクの配置、トイレ改修、最低限の備蓄等

22)その他公共施設の強化

⇒具体的取り組み：教育・公共施設の耐震化等

23)ライフラインの強化と緊急輸送道路・避難路等の機能強化、造成住宅地の崩壊防止対策

⇒具体的取り組み：上下水道管耐震化、幹線道路の拡幅、橋梁長寿命化、造成住宅地崩壊防止対策等

生活スタイルの転換

1)地域のつながりの再構築

⇒具体的取組み：自治会加入の促進等

2)便利さに頼る生活習慣の見直し～不便さを受け入れるライフスタイルの構築～

⇒具体的取組み：環境活動に関する率先推進、飲食料品備蓄の推進等

3)環境にやさしい生活スタイルへの転換

⇒具体的取組み：公共施設の省エネルギーの取組みの推進、小中学校における環境教育の実践等

4)環境共生型の住まいづくりの促進

⇒具体的取組み：太陽光発電システム設置補助、雨水利用の促進等

東日本大震災の教訓を活かした
まちづくり推進プラン

東海村

目次

はじめに	1
1. 策定にあたって	
2. 構成	
3. 位置付け	
4. 推進期間・体制	
I 基本方針	4
1. 基本方針の位置付け	
2. 3つの柱と基本方針	
第1の柱 復興支援の強化	
第2の柱 災害に強いまちづくり	
第3の柱 生活スタイルの転換	
II 推進すべき事業	24
1. 推進すべき事業の考え方	
2. 推進すべき事業（一覧）	
第1の柱 復興支援の強化	
第2の柱 災害に強いまちづくり	
第3の柱 生活スタイルの転換	

おことわり

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を端緒とする東日本大震災の未曾有の経験を、今後のまちづくりにどのように活かせるかを検討しながら「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」を策定してきました。

今後は、「推進プラン」の基本的な方針を「協働の指針」・「地域防災計画」・「環境基本計画」など、各種計画の策定・改訂・推進に反映していくとともに、その策定過程の中で議論として取り上げられたさまざまな課題についても、検討をしていきます。

なお、その過程において、必要があれば「推進プラン」も、随時、見直しを図ることとします。

はじめに

1. 策定にあたって

平成23年3月11日（金）午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震を端緒とする「東日本大震災」は、東海村においても甚大な被害をもたらしました。

この震災により、村内では電気・上下水道等のライフライン機能が停止、道路や家屋の損壊が多数発生したほか、津波による床下浸水や耕地の冠水、学校教育施設や社会教育施設の著しい損傷及び使用停止、住宅団地の滑動崩落など、全域にわたって甚大な被害を受けました。加えてこの震災は、物質的・経済的な繁栄の追求や科学技術への過度の依存といった、現代の日本人が根底に持つ意識や価値観をも大きく揺るがすとともに、自然への畏敬の念や相手を尊重し思いやることの重要性を改めて認識させられた出来事でした。

このような基本認識の下、東海村には、今回の震災から得た多くの教訓を活かしながら、「復興支援の強化」「災害に強いまちづくり」「生活スタイルの転換」が求められています。

平成23年4月にスタートした「東海村第5次総合計画」は、「10年後も持続可能で真に豊かな」東海村となるために、「基本構想」の中で「村民の叡智が生きるまちづくり～今と未来を生きる全ての命あるもののために～」と叡智を結集して取り組むという姿勢を基本理念として打ち出しています。さらに、この基本理念が目指すべき方向性として、「叡智の伝承・創造」「一人ひとりの尊重と多様な選択が可能な社会」、「自然といのちの調和と循環」の3点を基本目標として掲げており、これらは、先に述べた今回の震災の教訓に関する基本認識と重なり合うものです。

また、「基本計画」の中でも、「協働」や「災害に強いまち」などを将来像として掲げるとともに、「一人ひとりがお互いに思いやり、支え合い、尊重し合う」ことを重視した福祉政策や、生活スタイルの転換を意識した環境政策・都市政策を総合的に打ち出していることから、「東海村第5次総合計画」は、すでに、東日本大震災の教訓を活かすまちづくりの道筋を示しているものと考えます。

そのため、東海村においては、「東海村第5次総合計画」の見直しではなく、総合計画を実現するために具体的な事業を位置付ける「実施計画」において、「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プロジェクト」を重要総合プロジェクト¹として設定し、「復興支援の強化」「災害に強いまちづくり」「生活スタイルの転換」を総合的に検討・推進するために「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン（以下、「推進プラン」という）」の策定を進めてきました。

この「推進プラン」は、策定にあたり、震災において、避難所運営に関し主要な役割を担っていただいた民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会連合会、地区自治会、各コミュニティセンターセンター長等、延べ約300人の方々とは意見交換会を行いながら、策定してきたものですが、検証すべき問題や課題は、まだ数多く残されていることも事実です。それは、例えば地域の防災力の向上を図るために災害時における女性や子育てニーズへの配慮など、被災者の多様な視点を反映した防災対策です。そこで今後、村の災害に

¹ 重要総合プロジェクト：分野横断的かつ重要な課題を、組織や事務事業にとらわれない総合的な体制で推進することを目的に、総合計画審議会に諮った上で、実施計画で設定するもの。

関して総合的な指針及び対策計画を定める「地域防災計画」を具体的に見直す上では、女性の参画をより一層拡大し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するために男女共同参画の視点を取り入れていくとともに、「推進プラン」についても、必要に応じて、随時、見直すこととします。

2. 構成

「推進プラン」は、東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりを進めるに当たっての基本的な考え方・方針をとりまとめた「基本方針」と、基本方針に基づき、実施計画において今後3年間で推進すべき主要な事業についてまとめた「推進すべき事業」の2つから構成しています。

3. 位置付け【右図参照】

「推進プラン」は、「東海村第5次総合計画」の実施計画の一部として推進・進行管理を行います。具体的には、「東海村第5次総合計画」の分野別将来像の実現のため、実施計画において「分野別（縦軸）」の視点で立案される事業に対して、「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりの推進」という「分野横断（横軸）」の視点から、事業の強化や追加等の必要性を示し、その方針に基づき実施計画の推進を図ります。

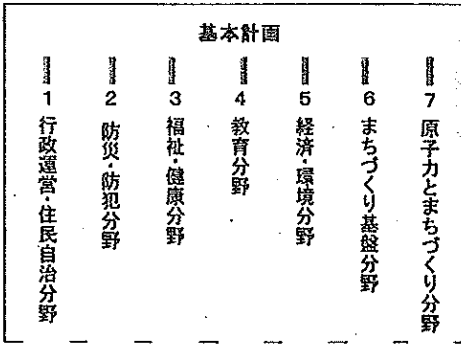
なお、「推進プラン」は「協働の指針」・「地域防災計画」・「環境基本計画」などの各種計画に大きく関連していることから、それらの策定・改訂・推進の際には、「基本方針」の考え方を十分に反映しながら、その作業に取り掛かった上で、統一した考え方の下でまちづくりを推進します。また、「推進プラン」に基づき実施計画において記載した事業のうち、関係する事業については、それぞれの計画等においても記載していきます。

4. 推進期間・体制

推進期間は、実施計画と合わせ平成24・25・26年度末までの3年間とします。しかし、まだ反映できていない意見も多くあると考えられることから、毎年、見直しを行い、必要があれば改訂をするなど、柔軟に対応しながら当該プランの推進に努めていきます。その際には、これまでと同様に住民参加型の体制を構築し、推進していくことを目指します。なお、推進期間については、必要に応じてその延長を検討していくこととします。

「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」の位置付けについて

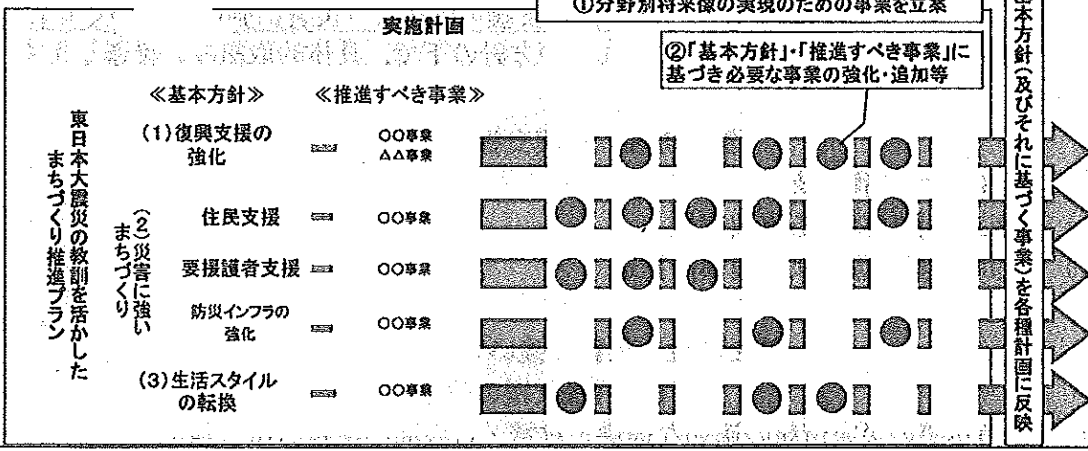
東海村第5次総合計画



関連する各種計画

東日本大震災に関する教訓、民生委員・児童委員・自治会・議会等からの要望・意見、行政内の反省等

協働の指針・地域防災計画・環境基本計画等



注：「推進プラン」において想定する災害について

災害は、大きく自然災害と原子力災害の2つに分けられます。さらに、自然災害は、今回の東日本大震災のように被害が全村に及び、ライフラインも断絶するような大規模災害と、大雨による久慈川のはんらんなど、地域が限定され、ライフラインもおおむね通常通り使用が可能な災害とに分けることができます。

そこで、「推進プラン」においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後、同じような災害が起こったとしても、被害を最小限に抑えること（減災）ができるよう、基本的な方針と推進すべき事業をまとめました。ただし、本プランに示す内容は、久慈川のはんらんや土砂災害等の地域が限定されるような災害においても応用できるものと考えます。なお、原子力災害（自然災害との複合災害も含む）については、国等の動向を踏まえ、別途、検討を行います。

I 基本方針

1. 基本方針の位置付け

この基本方針は、東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりを進めるに当たっての基本的な考え方・方針を取りまとめたものであり、まちづくりに取り組む多くの関係者と行政が方向性を共有し、村民²と行政の協働によるまちづくりを進めていくための基本的な方針となるものです。

2. 3つの柱と基本方針

「推進プラン」の3つの柱として、「復興支援の強化」、「災害に強いまちづくり」、「生活スタイルの転換」を設定し、それぞれ次の方針の下で、具体的取組みを推進します。

第1の柱 復興支援の強化

- 1) 村民に対する復興支援
- 2) 農商工業者に対する復興支援
- 3) まちの基盤整備による復興の推進

第2の柱 災害に強いまちづくり

(1) 村民支援の強化

- 1) 避難指示等の災害情報の適切な提供と地域・行政間の情報伝達の強化
- 2) 自主防災組織の育成・強化による初期対応力の強化
- 3) 「地区村民支援拠点³」の指定
- 4) 「基幹避難所⁴」の指定と防災資機材等の整備
- 5) 被災者の規模や災害事象等に応じた「基幹避難所」以外のその他の避難所の開設と運営
- 6) 自治会を中心とした地域住民による避難所運営組織の確立
- 7) 住民・地域・行政の連携による村民支援の実施
- 8) ボランティア等の力を活かす体制づくり
- 9) 外国人等、特別なニーズを持つ村民に対する支援の強化
- 10) 給水等の配給体制の強化と提供の円滑化
- 11) 村内外の事業者・市町村等との災害応援協定の締結
- 12) 医療関係者等との連携の強化と必要な支援の推進
- 13) 「自助」による事前の備えへの支援
- 14) 「共助」による事前の備えへの支援
- 15) 「公助」による事前の備えの推進

(2) 災害時要援護者支援の強化

- 16) 地域における災害時要援護者の避難支援体制の構築
- 17) 福祉避難所の指定・開設
- 18) 福祉施設等との連携強化

² 村民：村内在住・在勤者のこと。

³ 地区村民支援拠点：災害時における応急対策・村民支援の地区の拠点のこと。各コミュニティセンターを指す。

⁴ 基幹避難所：災害時に優先的に開設し、自宅での生活が困難な被災者を受け入れる避難所のこと。各コミュニティセンター、照沼小学校、総合体育館、総合福祉センター「絆」を指す（参照P11 表1）。

(3) 防災インフラの強化

- 1 9) 情報伝達手段の強化
- 2 0) 水害対策施設⁵の強化
- 2 1) 「基幹避難所」の設備の強化
- 2 2) その他公共施設の強化
- 2 3) ライフラインの強化と緊急輸送道路・避難路等の機能強化, 造成住宅地の崩壊防止対策

第3の柱 生活スタイルの転換

- 1) 地域のつながりの再構築
- 2) 便利さに頼る生活習慣の見直し～不便さを受け入れるライフスタイルの構築～
- 3) 環境にやさしい生活スタイルへの転換
- 4) 環境共生型の住まいづくりの促進

⁵ 水害対策施設：水門・排水機場等，水害に備えた施設を指す。

第1の柱 復興支援の強化

災害の教訓を活かしたまちづくりを推進するにあたっては、単に災害前の状態に戻すこと（復旧）を目標とするだけでなく、災害の教訓を活かしながら、「第5次総合計画」に掲げたまちの将来像に近づけ、災害の前よりも、さらに良いまちを創造すること（復興）を目指すことが重要です。そこで、以下の3つの「復興」に関する支援・推進を行います。

1) 村民に対する復興支援

今回の震災は、物質的・経済的な繁栄の追求や科学技術への過度の依存といった、私たちが根底に持つ意識や価値観の転換を、さまざまな分野において求めるものともなりました。その分野の一つが省エネルギーや温暖化対策を意識した「生活スタイルの転換」です。また、地震をはじめとする災害に対しては、一人ひとりが日ごろから「災害に強いまちづくり」を意識し、事前に備えていくことが重要であることも痛感させられました。

そのため、村民に対する支援に際しては、災害によって倒壊した塀の生垣への転換促進など、災害をきっかけとした村民一人ひとりの生活スタイルの転換や災害に強いまちづくりへの取り組み強化につながるものとすることを基本的な方針として、必要な取り組みを推進します。

⇒具体的取組み：耐震診断事業、生垣設置補助事業等の推進・PR、住まいの相談窓口の開設 等

2) 農商工業者に対する復興支援

農業は、地域の環境と食を守る重要な営みです。しかし、震災発生当時と比較すると農産物の出荷は回復傾向にありますが、震災による施設・農地の被害に加え、放射能による被害と風評被害が重なり、農業は先が見通せない状況です。また、消費者にとっても放射能汚染を軸とした食への不安は計り知れないものとなっています。これらを受け、今後も、安全・安心な農産物の生産、安全性のPR等を継続的に行う必要があります。そこで今回の震災を契機として、これまでの東海村の「安全・安心な農作物」に対する取組みなどを活かしながら、「生産者と消費者のコミュニケーションの推進」・「顔の見える関係づくり」などを推進することにより、東海村の農業・農作物ならではの良さが発信され、一層発展することができるようにすることを基本方針とし、消費者・生産者双方のニーズに合った支援をします。また、商工業は、地域の活力の一翼を担うとともに、小売店等は災害発生時の物資供給拠点としての寄与も期待されます。そのため、地域での継続的な事業展開と一層の活性化を可能とすることを基本的な方針として、商工業者による取り組みを支援します。

⇒具体的取組み：農作物の放射線測定の実施、とうかい安全・安心農作物認証事業、商工業の活性化に向けての意見交換会

3) まちの基盤整備による復興の推進

今回の災害では、地震等により、道路や港湾、学校教育施設、農業用施設等のインフラ⁶は

⁶ インフラ：インフラストラクチャーの略。道路・通信などの「産業や生活の基盤となる公共施設」のこと。

大きな被害を受けました。それらは、産業の基盤であると同時に村民生活の基盤となるものであり、そのありようによって、まちの安全性や活気にも変化が生じます。そこで、損壊した各種産業基盤となるインフラについてさまざまな災害の未然防止や機能回復を図ります。そのため、災害の教訓を活かし、できる限り災害に強いものとすることに加え、「第5次総合計画」に掲げたまちの将来像の実現に資するものとすることを基本的な方針として、被災施設の復旧や今後のインフラ整備を行います。

⇒具体的取組み：排水路整備工事、橋梁長寿寿命化、小中学校等の早期改築 等

第2の柱 災害に強いまちづくり

東日本大震災の経験を通して、災害時の被害を最小化する「減災」を目指すこと、災害発生時には「自助・共助・公助⁷」による「総合力」での対応を行うことが、災害に強いまちづくりを進めていく上で重要であることが明らかとなってきています。

また、今回の震災における教訓として、(1) 災害時の情報伝達・避難誘導や給水・避難所運営等の「村民支援」のあり方の再検討、(2) 介護等を必要とする「要援護者支援」の体制整備、(3) 避難所機能等の「防災インフラ」の強化などが挙げられます。

そこで、(1)～(3)のそれぞれの柱ごとに、「災害に強いまちづくり」を目指した取組みを積極的に推進します。

(1) 村民支援の強化

〔村民支援の強化に関する全体方針〕

災害発生時には、行政は災害対策本部⁸を設置し災害対応に当たりますが、大規模災害の場合には、行政の職員のみで全ての被災者に対し、即時かつ十分な対応を行うことは困難です。そのため、大規模災害の発生時においては、いわゆる「自助」と「共助」と「公助」との総合力によって、村民の安全の確保と当面の生活のサポートを図ることを基本的な方針とします。行政は、そのために必要な事前の備えや情報提供等を強化します。

また、3月11日の震災の際には、最大で3,514名の村民が避難をしましたが、電気・水道が共に使用できなかった最初の3日間においても、村民の約9割の方々は、地域で相互に協力をしながら、自宅で過ごしていました。行政は、そのような方々も含めた全村民に対して、自治会等と連携して、水・物資・情報の提供等が円滑に行われるよう、村民支援体制を構築していく必要があります。

村においては、6か所の小学校区ごとに、コミュニティセンターを中核的な施設として地域の自治活動が行われています。そこで、災害時においても日常の生活圏に配慮し、小学校区を基本的な単位として村民の支援を行うことを目的として、各コミュニティセンターを災害時における応急対策・村民支援の地区の拠点（「地区村民支援拠点」）とするとともに、災害時には優先的に開設する基幹避難所として位置付けます。さらに、それ以外の公共施設についても被災者の規模や災害事象等、必要に応じて、順次、開設することとします。

避難所の運営面に関しては、行政は地域に委任し、地域住民⁹は、避難所運営マニュアルを指針に、避難所運営組織を立ち上げて運営を行うこととし、その際の責任については行政が負うことを基本的な方針とします。

今回の震災では、あらかじめ避難所として指定されていた施設に、水を確保する設備や防災用トイレ、非常用発電機など、防災機能の設備が十分に備えられていませんでした。

⁷ 「自助・共助・公助」：「自助（自分で自分や家族を守る）」、「共助（地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る）」、「公助（行政等の公的機関による防災・応急対策活動により、住民等の安全を確保する）」という考え方のこと。【参考資料1】

⁸ 災害対策本部：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に国または地方自治体に臨時に設置される機関。

⁹ 住民：村内在住者のこと。

そこで、災害時に優先的に開設する「基幹避難所」から、順次、防災機能の設備強化を図ることを基本的な方針とします。なお、資機材の整備等にあたっては、整備・修理などのコストを十分考慮するとともに、日ごろから活用できるものを基本とし、避難所への備蓄のみでなく、地域の事業者等との事前の協定締結により、必要な資機材を確保する方法なども検討します。

このように、今後、災害発生に備えてハード面（防災機能設備の強化等）は行政が主体に、そしてソフト面（避難所の運営等）は、行政の委任を受け、行政の責任の下、地域の特性を理解している地域住民が主体となって対応していくことを基本的な考えとして、実施していきます。また行政は、村民支援に関する仕組みづくりを率先して推進・調整していくコーディネーターとしての役割を果たすなど、ソフト面に関する地域住民主体の活動を積極的に支援していきます。

[災害時の村民支援体制の強化]

1) 避難指示等の災害情報の適切な提供と地域・行政間の情報伝達の強化

今回の震災では、災害発生直後の段階で、大津波警報が発令されていることや各地域の避難の必要性、避難場所等に関して村民に十分な情報を伝えることができませんでした。また、ライフライン等が断絶している中で、給水情報をはじめとする生活に必要な情報の提供も十分ではありませんでした。さらに、民生委員・児童委員や地区自治会の役員、避難所等と行政との間の情報交換についても、スムーズに行うことができませんでした。そこで、今後、同規模の災害が発生した場合には、地域と行政間の情報交換を円滑に行えるようにするとともに、村民が必要とする情報を、適切かつ十分に提供できるようにすることを基本的な方針とし、今回の問題点の検証や必要な検討・改善を行います。

⇒具体的取組み：避難勧告・避難指示のあり方の見直し、災害時の情報発信の内容・手段の見直し（サイレン、携帯電話、ラジオ、インターネット、半鐘の利用など）等

2) 自主防災組織の育成・強化による初期対応力の強化

直下型地震の発生時には、家屋の倒壊や大規模な火災の発生が懸念されます。消防等の防災関係機関は負傷者の救出や消火等に努めますが、交通網の寸断や火災の多発により、すぐに駆けつけられないこともあります。また、大津波警報が発令された場合などは、全ての人が迅速に安全な場所に避難ができるよう、適確な避難誘導が必要です。そこで重要になるのが、地域における負傷者の救出・救護や初期消火、村民の避難誘導等です。

これらの地域における防災活動の担い手としては「消防団」¹⁰がありますが、さらに地域に密着した活動を可能とするためには、自治会等の単位で組織される「自主防災組織」¹¹の設置と、防災訓練・避難訓練の実施など事前の備えが有効です。

¹⁰ 消防団：消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関。通常は、他の職業等に就いている一般住民で構成されており、火災や風水害等の災害、有事の際には、非常勤の地方公務員として消防業務に従事する。東海村では7つの分団が組織されている。

¹¹ 自主防災組織：地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に、自治会等を単位として結成する組織のこと。日ごろは、防災知識の普及啓発、防災訓練や地域の防災安全点検の実施、防災資機材の備蓄といった活動に取り組み、災害が発生した場合には、負傷者の救出や救護、初期消火、住民の避難誘導、避難所の運営などに従事する。

しかし、現在、村では「自主防災組織」が7団体にとどまるなど結成が進んでいないため、今後、「自主防災組織」の結成を積極的に図り、「自主防災組織」と「消防団」の連携強化、防災訓練の定期開催等を進めることにより、地域における災害への初期対応力の強化を図ることを基本的な方針とし、必要な取り組みを進めます。

⇒具体的取組み：自主防災組織の育成（支援）、地域における防災・避難訓練の実施（支援）等

3) 「地区村民支援拠点」の指定 【表1参照】

災害時における「共助」の対応としては、できるだけ迅速に、各地区の災害対応組織のメンバーが集結し、被災や避難者の状況等を集約し、対応に当たることが必要になります。

6か所のコミュニティセンターは、地域の自治活動の中核的な施設となっていることから、各コミュニティセンターを災害発生時に住民・地域による活動と行政による活動の接点（ハブ）、そして、住民に対する支援の拠点となる「地区村民支援拠点」として位置付けることを基本的な方針とし、その指定と周知を図ります。

なお、「地区村民支援拠点」とする各コミュニティセンターは、①地区における各種情報の集約・発信の拠点②地域力を発揮しながら在宅被災者に対しても物資（水・食料）等や情報の提供を行う地区の拠点——という機能を持つ場所として位置付け、災害対策本部との連携を図りつつ、その運営を行うことを基本的な方針とします。

⇒具体的取組み：避難所指定の見直し、避難所に関する広報 等

4) 「基幹避難所」の指定と防災資機材等の整備【表1参照】

3) で述べたとおり、村内6か所のコミュニティセンターについては、日ごろの地域活動との連続性の観点から、災害時における「地区村民支援拠点」として指定するとともに、その機能の一つとして、災害時には、優先的に開設し、自宅での生活が困難な被災者を受け入れる「基幹避難所」とします。

ただし、村松地区については、今回の震災で、新川・村松川を津波が遡上し、「基幹避難所」とする村松コミュニティセンターの周辺で床下浸水の被害が発生したことから、津波発生時の避難拠点として照沼小学校を、舟石川・船場地区については、今回の震災で常磐線が全線でストップし、乗客が舟石川コミュニティセンターや、役場庁舎等に避難したことを受け、主に広域対応の避難拠点として総合体育館を、さらに、災害時要援護者に対する避難・支援の拠点として総合福祉センター「絆」を、各コミュニティセンターと同様に災害時に優先的に開設する「基幹避難所」とし、その開設・運営に必要な資機材¹²等を整備します。

なお、災害時において「基幹避難所」は、行政や地域の活動者にとっては、災害時の情報・対応の拠点となる施設でもあります。そのため、無制限に数を増やすことは、情報の集約や対応者の人数確保等の観点からも望ましくないため、当面、上記の9か所を指定することとします。一方で、地区によっては、「基幹避難所」まで距離があるなど、「基幹避難所」のみでは対応しきれないケースも想定されるため、今後、地域の実情（地理的条

¹² 資機材：災害対策本部との通信手段（無線・FAX等）、非常用発電機（情報連絡機器の作動、非常照明用）、ガス・炊き出し設備、井戸（近隣井戸の活用も含む）、災害用トイレ、備蓄品（毛布・水・非常食等）、備蓄倉庫、等を指す。

件、高齢化率、人口密集度等）を踏まえつつ、「基幹避難所」以外の避難所についても、必要に応じて防災資機材の配備強化を検討するとともに、自治集会所の活用・強化等の対応を図ることとします。その際には、今回の震災及びその他の災害（台風・大雨による河川の氾濫、土砂災害等）の教訓も踏まえ、各地域で想定されるさまざまな災害に対して、安全が確保されるために適した施設を指定することを基本的な方針とします。

⇒具体的取組み：避難所指定の見直し、避難所に関する広報 等

5) 被災者の規模や災害事象等に応じた「基幹避難所」以外のその他の避難所の開設と運営【表1参照】

4) で述べたとおり、大規模災害の発生時には、「基幹避難所」として位置付けた9か所の施設を優先的・自動的に開設しますが、被災者の規模や災害事象等、必要に応じて、「基幹避難所」以外の指定施設についても「避難所」として開設することとします。さらに、現在「避難所」とされていない自治集会所については、地域の実情や災害の状況、施設の耐震性や地勢を踏まえ、災害時における避難所としての開設について臨機応変に対応することを基本的な方針とします。また、自治集会所以外の集会施設（団地の集会施設等）についても同様とします。

なお、「基幹避難所」以外の施設を避難所として開設する場合には、「基幹避難所」と連携してその運営を行うことを基本的な方針とし、その周知等を図ります。

⇒具体的取組み：避難所指定の見直し、避難所に関する広報 等

●基幹避難所

表1 避難所(案)一覧

	施設名	地区	収容人数	分類	備考
1	石神コミュニティセンター	石神地区	約300人	石神地区村民支援拠点	
2	村松コミュニティセンター	村松地区	約300人	村松地区村民支援拠点	※津波被害が想定される場合には使用不可
3	白方コミュニティセンター	白方地区	約300人	白方地区村民支援拠点	
4	真崎コミュニティセンター	真崎地区	約300人	真崎地区村民支援拠点	
5	中丸コミュニティセンター	中丸地区	約300人	中丸地区村民支援拠点	
6	舟石川コミュニティセンター	舟石川・船場地区	約300人	舟石川・船場地区村民支援拠点	
7	照沼小学校	村松地区	約850人	(津波避難拠点)	※津波発生が予想される場合に使用
8	東海村総合体育館	中丸地区	約1,000人	(広域避難拠点)	
9	総合福祉センター「絆」	中丸地区	約160人	福祉避難所 (災害時要援護者対象)	※「なごみ」開設時には、主に高齢者・妊産婦・乳児等対象

●その他の避難所

	施設名	地区	収容人数	分類	備考
1	石神小学校	石神地区	約2,100人		
2	白方小学校	白方地区	約1,600人		
3	村松小学校	真崎地区	約1,400人		
4	中丸小学校	中丸地区	約1,500人		
5	舟石川小学校	舟石川・船場地区	約1,400人		
6	東海中学校	真崎地区	約2,000人		
7	東海南中学校	中丸地区	約2,300人		
8	茨城県立東海高等学校	中丸地区	約2,300人		
9	東海村立図書館	中丸地区	約450人		
10	東海村中央公民館	中丸地区	約500人		
11	東海文化センター	中丸地区	約1,400人		
12	日本原子力発電(株) 総合研修センター(研修棟) 総合研修センター(宿泊棟)	中丸地区	約2,000人 約500人		
13	姉妹都市交流会館	石神地区	約60人	(外国人支援拠点)	
14	なごみ東海村総合支援センター	真崎地区	約70人	福祉避難所 (災害時要援護者対象)	※主に障がい児・者対象

注:収容人数は、延べ床面積を一人当たり面積(3.3㎡)で割ったもので、端数については、すべて切り捨て。なお、福祉避難所である「絆」「なごみ」は、収容する災害時要援護者を介助するために介助員等を必要とすることから、一人当たり一般避難者の2倍のスペース(6.6㎡)を確保することとし、かつ施設内の収容場所についても一般者の避難所と違い、会議室等限定したものとしている。

6) 自治会を中心とした地域住民による避難所運営組織の確立【図1・2参照】

これまで村は、避難所の運営は行政主体で行うことを想定してきました。しかし、今回の震災のように、大規模かつ全村的な災害の場合には、行政も被災することから、初動の救助救出、消火活動等が制限されるため、行政の職員のみでは、全ての被災者に対し、即時かつ十分な対応を行うことに限界があり、“地域の力”に頼るところが多くありました。また、日ごろから地域活動を行い、その地域の実情に通じ、活動のノウハウも蓄積している単位自治会・地区自治会等の地域の自治組織が、自らの手で避難所を維持・管理するなど、避難所運営に積極的に関わることが避難所の円滑な運営に必要なことも分かりました。つまり、避難所においても“自治を起こす”ことが重要と考えられます。そこで、今回と同じような災害の発生時には、当該地区の村民が一定期間、避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提に、避難をしてきた地域住民自らが避難所の運営組織を立ち上げ、運営を可能としていくこと、そのために十分な検討を事前に行うことを基本的な方針として、行政は必要な支援等を行います。

また、避難所運営組織の体制としては、避難所ごとに自治会や自主防災組織を中核として、地域の各種団体のメンバー等からなる「避難所運営委員会（仮称）」等を設置するような形が考えられますが、地域ごとにその形や構成等は異なるものと考えられます。さらに「避難所運営委員会（仮称）」のリーダーについては、事前に特定の人（例えば自治会長）を指定する案もありますが、指定された人が被災し活動できないことも想定されます。

そこで行政は、避難所の運営を地域に委任し、地域住民は、避難所運営マニュアルを指針に「避難所運営委員会（仮称）」を立ち上げ、その運営を行うこととし、その際の最終的な責任については行政が負うことを基本方針に、その設置に向けた地区の議論に、日ごろから積極的に参加します。

⇒具体的取組み：地区検討会の実施（支援）等

7) 住民・地域・行政の連携による村民支援の実施【図1・2参照】

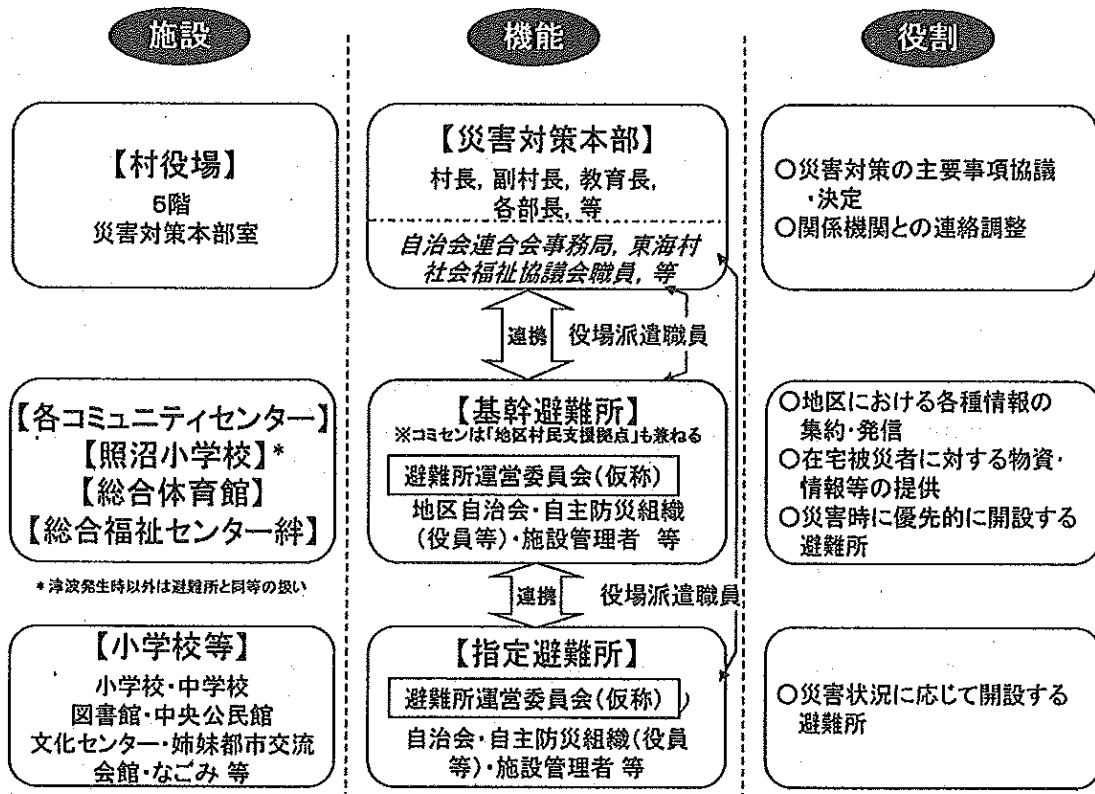
災害時においては、6)で述べた「避難所運営委員会（仮称）」を中核として、避難所運営や地区の村民支援を行っていく体制を目指しますが、その場合も、「共助」のみでなく、「自助・共助・公助」の「総合力」での対応が可能となるよう、住民・地域（自治会等）と行政（災害対策本部）の連携による村民支援体制を構築することを基本的な方針とします。具体的には、施設管理責任者（コミュニティセンター長、学校長等）は、「避難所運営委員会（仮称）」が立ち上がるまでの期間、避難所運営の中心的役割を担い、行政の派遣職員や地区の自治会・自主防災組織の役員等と連携し、避難所の安全確認・開設、資機材等の確認や避難者の誘導などを行うとともに、「避難所運営委員会（仮称）」等の立ち上げを行います。

また行政は、今回の震災を受け、あらためて災害対策本部の組織強化を図ります。その上で、災害時には地区との間の情報交換を円滑にできるよう、災害対策本部から「基幹避難所」に対して連絡調整が可能な職員をできる限り固定あるいはローテーション方式により派遣します。「基幹避難所」以外の避難所については、情報連絡等は地域の「基幹避難所」を通して行うことを基本としつつ、必要に応じて災害対策本部から職員の派遣・巡回を行うことを基本的な方針とします。「避難所運営委員会（仮称）」等の設置後は、行政の派遣職員、施設管理者・「避難所運営委員会（仮称）」のリーダー等により「避難所運営委

員会本部（仮称）」を設置し、避難所の運営に必要な事項について協議・決定を行うことを基本とします。なお、その場合、施設管理者は避難所の運営体制に参画し、施設設備に関する情報提供等必要な役割を担うこととします。さらに、避難所は、一時的に生活を共にする「家」であり、避難者は大きな「家族」ということができます。そのため、避難者もそれぞれの状況に応じて役割を分担し、避難所運営に参画することが重要であり、そのための意識啓発等の取組みを行います。

⇒具体的取組み：地域防災計画の見直し，避難所運営マニュアルの作成（支援），地域における防災・避難訓練の実施（支援），地区検討会の実施（支援）等

図1 災害時の避難所の体制（案）



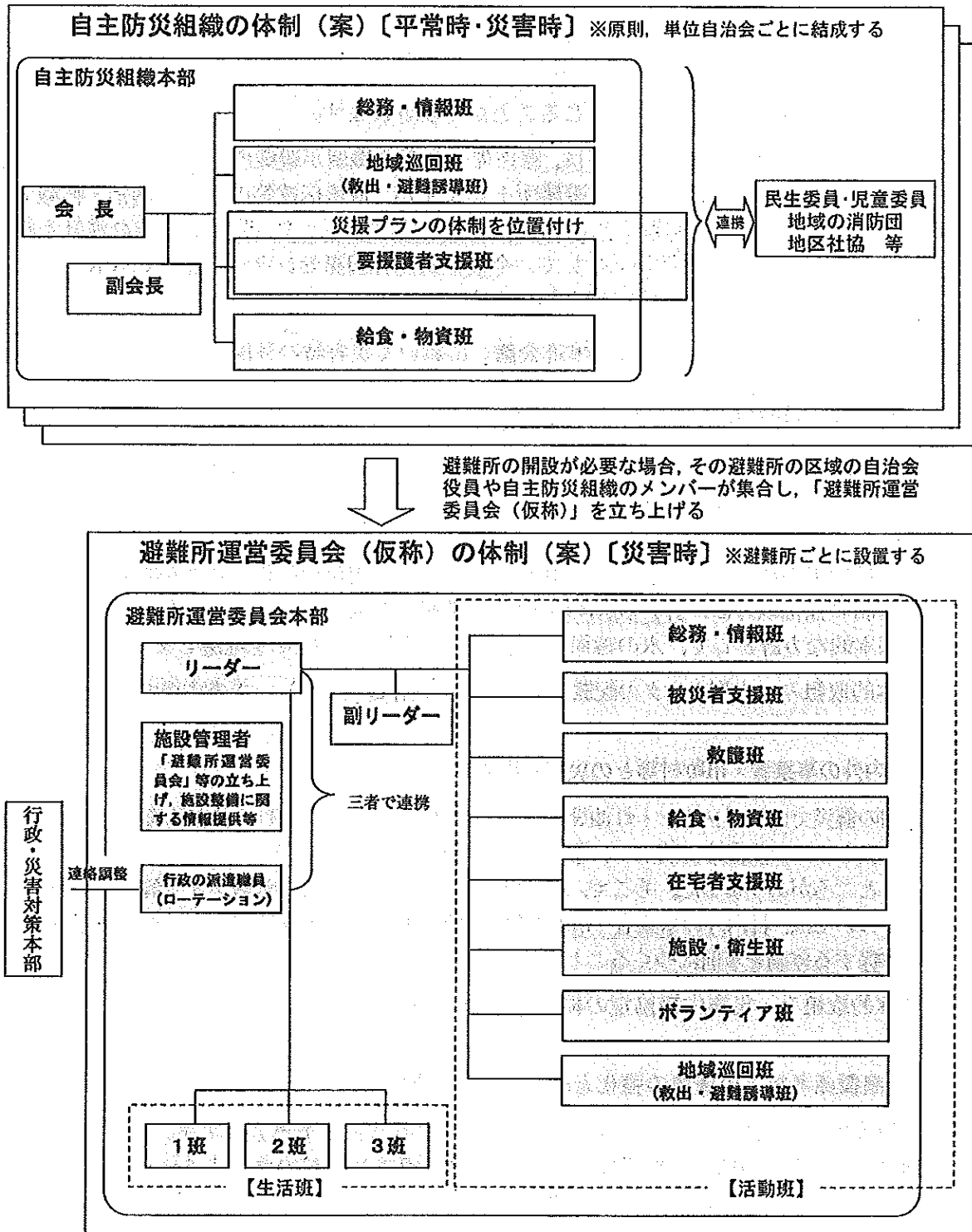
8) ボランティア等の力を活かす体制づくり

避難所の運営を含めた災害時の対応に当たっては、村内外からのボランティアの力を得ることができるような体制作りも重要です。例えば、地域には、看護師等の有資格者も多く住んでいます。そのため、事前に協力を求め、リスト化を図るなど、災害時において有資格者等の力を借りることができるような体制を作っていくことを基本的な方針とします。また、高校生や大学生などの若者も含めた地域住民や、村外から訪れるボランティア等が、災害時に活動が行いやすい体制を作ることを基本的な方針として、「避難所運営委員会（仮称）」へのボランティア班の設置や、ボランティアの活用も想定した防災訓練を行うなどの対応を進めます。

なお、ボランティアが活動しやすい体制の構築に当たっては、東海村社会福祉協議会との連携が不可欠であることから、行政は、同協議会との検討など必要な取組みを進めます。

⇒具体的取組み：避難所運営マニュアルの作成（支援），防災訓練の実施，有資格者登録制度の実施 等

図2：自主防災組織と避難所運営委員会（仮称）の関係*（一例）



* 自主防災組織の体制（案）と避難所運営委員会（仮称）の体制（案）については、必要な機能を分かりやすく示すために一例として記載したものです。実際には、単位自治会や避難所ごとに、行政の協力・支援のもと、地域住民が主体となって、地域の実態・実情に応じて定めていくこととします。

9) 外国人等、特別なニーズを持つ村民に対する支援の強化

現在、東海村には多くの外国人が居住しています。災害時には、日本語を母国語としない居住者・滞在者が日本語による防災行政無線や避難所の掲示等の情報を十分に理解できないなど、情報伝達上の課題が生じることが予想されます。

そこで外国人の避難先については、滞在先の企業や機関が避難所等を用意している場合を除き、基本的には各居住地域の避難所としますが、情報伝達等の問題を解消・軽減するための手段・方法等をあらかじめ検討し、対策を講ずることで、災害発生時の混乱を最小限に抑えることを基本的な方針として、今後、東海村国際センター、J-PARC、JAEA等と連携し、対応策の検討等を行います。

⇒具体的取組み：「東海村国際化推進会議」において災害時の外国人支援についても検討

10) 給水等の配給体制の強化と提供の円滑化

今回の震災では、上水道管の破損による断水が発生したため、避難所としたコミュニティセンターを中心に給水活動を実施しましたが、長時間の給水待ちや給水量の制限等により、混乱が生じた避難所もありました。そこで、命と生活を支える根幹の水について、災害時において最低限必要とされる一人一日3リットルの水を円滑に提供できる体制をつくること、給水体制の強化以外に、井戸利用の推進など地域・個人による取組みも併せて強化することを基本的な方針として、水の確保・提供に関して幅広い取組みを推進します。

⇒具体的取組み：大型タンクの配置、井戸マップの作成（支援）、災害応援協定の締結 等

11) 村内外の事業者・市町村等との災害応援協定の締結

今回の震災では、ガソリン・灯油等の燃料の確保や、避難所における備蓄物資以外の食糧の確保、仮設トイレの設置等に関して、業者等との事前の協定が十分でなかったこともあり、時間を要したところがありました。そこで、災害時における食料・燃料や仮設トイレ等の物資の確保・配給については、村内外の事業者・市町村等との災害応援協定の締結等により必要な物資等を円滑に確保する体制を事前につくることを基本的な方針として、必要な取組みを進めます。

⇒具体的取組み：災害応援協定の締結 等

12) 医療関係者等との連携の強化と必要な支援の推進

大規模災害の発生時には、多くの負傷者が生ずることも予想されます。そのため、地区医師会との連携を強化し、災害時に円滑に協力を得ることができるようすることを基本的な方針として、必要な取組みを進めます。

また、災害発生時、医療機関や福祉施設においては、入院患者・入所者の安全の確保が第一に求められるとともに、災害発生時に自宅での生活が困難となった治療を必要とする方の緊急入院・入所の受入等も行っていくこととなります。そのため、それらの施設が災害発生時においても必要な施設機能を維持できる体制が確保されていること、必要な食料や水、医療品など特別な物資・機材等の確保が円滑に行われることを基本方針として、施設に対する必要な支援等を行います。

⇒具体的取組み：災害時における医療関係者からの協力体制の構築 等

[減災への備えの強化]

1 3) 「自助」による事前の備えへの支援

災害時には、自分で自分と家族の安全を守る「自助」が防災の基本になります。「自助」、そして次に述べる「共助」による備えが十分に機能すれば、災害発生時の混乱を最小限にとどめることができ、行政による災害対応活動（公助）を、より困難な状況にある人々・地区に対する支援に集中することが可能となります。その結果、より多くの生命・身体・財産を守ることができます。そこで、目ごろから村民一人ひとりが、防災備蓄品の準備や災害発生時の家族との連絡方法の検討など、災害に備えた行動を行い、災害が発生したときに自分自身を守る術を身に付けておくことを基本的な方針として、そのための意識啓発、防災教育等の取組みを大人から子どもまでを含めて進めます。

また、地震発生後、幅員の狭い道路が多い地区では、家屋・塀等の建築物の倒壊は、道路の閉塞により消防車や救急車などの緊急車両の通行を防ぎ、消防・救急活動に影響を与える可能性があるとともに、避難の際の障害となります。地震が発生した際にも、自宅が倒壊しなければ、避難所ではなく自宅で生活するという選択が可能となります。そのため、大規模災害の発生時における家屋・塀の倒壊を減少させることを基本的な方針として、災害に強い家屋への転換を促します。

⇒具体的取組み：防災教育の強化、住宅相談の充実、生垣設置補助事業の推進・PR 等

1 4) 「共助」による事前の備えへの支援

災害時には、「自分で自分と家族の安全を守る」という「自助」に加え、「地域の安全は地域で守る」という「共助」の考え方に基づく取組みも非常に重要です。災害時の被災村民への支援及び避難所の運営に関しては、自助・共助・公助の「総合力」で対応することになりますが、それを可能とするため、事前に地区ごとの災害対応体制等について十分な検討と周知、必要な体制の整備等を行うことを基本方針として、必要な取組みを進めます。

例えば、今回の災害時にも見られましたが、地域には、児童生徒の登下校時に災害が発生した場合、児童生徒の安全を確保するための取組みも期待されています。そこで、学校関係者やPTA等と地域が連携した取組みを、防災体制の整備と併せて進めます。

⇒具体的取組み：地区ごとの防災体制のあり方についての検討会等の開催支援、自主防災組織の育成 等

1 5) 「公助」による事前の備えの推進

今回の震災では、行政は「地域防災計画」に基づき災害対策本部を設置し、職員が対策要員となり対応に当たりましたが、一部で職員の配置の不均衡が生じたり、情報の共有や意識の統一が図られないまま対応に当たる状況も見られました。そのため、今後、災害対策本部の体制の見直し、職員教育の充実などを進めることで、よりの確な災害対応を取ることができるようにすることを基本的な方針として、必要な取組みを進めます。

また、今回の震災においては、大津波の発生等により、各地でこれまで想定されてい

かった被害が発生しました。そのため、今回の震災の教訓等について村内外から幅広く情報を収集し、継続的に検討を行うことで、災害発生時における「想定外」による対応困難をできる限り減らしていくことを基本的な方針とします。

⇒具体的取組み：地域防災計画の見直し、災害対策本部の体制（村民支援体制）の見直し、職員の防災教育の充実 等

（２）災害時要援護者支援の強化

〔災害時要援護者支援の強化に関する全体方針〕

今回の震災では、高齢者や障がい者、妊産婦等のうち、自ら避難をすることができない方（以下、「災害時要援護者」という）の情報を事前に台帳化して災害発生時の避難支援に備えていましたが、大震災発生直後には、実際に名簿の活用並びに安否確認がスムーズに進みませんでした。また、災害時要援護者の方のうち特別なケアを必要とする方¹³を一般の方と同じ避難所に受け入れたことで、その対応が十分なものではありませんでした。そこで、民生委員・児童委員、自治会、地区社協や自主防災組織、消防団等を中心に、地域において災害時要援護者の安否確認、移動の支援等を実施できるよう体制を整備することや、一般の避難所の開設と同時に、災害時要援護者のうち特別なケアを必要とする方やその介護者のための「福祉避難所¹⁴」を開設することを基本方針とします。

1 6) 地域における災害時要援護者の避難支援体制の構築

災害発生時においては、福祉の専門職や専門機関（東海村社会福祉協議会、介護・福祉施設等）とも連携しながら、民生委員・児童委員、自治会、地区社協や自主防災組織、消防団等を中心に、地域において災害時要援護者の安否確認、移動の支援等を行える体制を作っていくことを基本的な方針として、そのための事前の検討等を行います。

⇒具体的取組み：「災援プラン」の策定・実施 等

1 7) 福祉避難所の指定・開設

今回の震災では、災害時要援護者のうち特別なケアを必要とする方を一般の方と同じ避難所に受け入れて対応していたため、対応に不十分な面がありました。また、そのような方々自身やその介護者が避難所での生活に不安を感じ、避難をためらうといったこともあ

¹³ 災害時要援護者の方のうち特別なケアを必要とする方：高齢者や障がい者、妊産婦等のうち、通常の避難所生活に困難をきたす方、例えば車いす利用者、視覚障がいを持つ方、介護を要する方等で、避難所に段差があるなどにより、一人で移動することが困難な方や、身体障がい、知的障がい、精神障がい及び認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難で一般の避難所での対応も難しいと考えられる方。

¹⁴ 福祉避難所：地震、豪雨、津波といった大規模災害が発生したときに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、「避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者」で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象とし、要援護者とその家族（介護者）を受け入れる避難所。施設は、バリアフリー化されていることなど、「特別な配慮を必要とする者」の利用に適している施設であることが求められる。福祉避難所には、一般の避難所の備蓄品に加え、介護用品や衛生用品等の特別な資機材が備蓄されるとともに、要援護者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材を配置する。開設機関は、災害発生の日から最大7日間とされているが、災害の規模が大きく閉鎖が困難な場合は、必要最小限、期間を延長する。

りました。そこで、今後は、災害発生時、避難所の開設と同時に、災害時要援護者のうち特別なケアを必要とする方やその介護者のための「福祉避難所」を開設することを基本的な方針とし、必要な資機材の整備や村内の有資格者やボランティアとの連携による人員の確保等を行います。

なお、今後は地域が限定された災害（水害等）の発生時においても、福祉避難所を開設し、必要な人が遠慮をせずに避難所利用ができるようにするとともに、経験を重ねることにより、福祉避難所運営のノウハウを蓄積していくこととします。

⇒具体的取組み：福祉避難所の指定・整備、福祉避難所の運営マニュアルの作成、福祉避難所の開設・運営訓練、他自治体・施設等との協力体制の構築 等

18) 福祉施設等との連携強化

災害発生時における福祉施設の対応としては、入所施設の場合は、入所者の安全確保が第一ですが、それに加え、災害時に自宅での生活が困難となった特別なケアを必要とする方等の緊急入所の受け入れを行うことが期待されます。また、通所施設の場合は、利用者の安否確認などの役割を担うことが期待されます。

そこで、災害発生時に福祉避難所への避難者数が、その収容人数を超えた場合に備えて、福祉施設等での受け入れの検討を含めた連携強化を進めます。

⇒具体的取組み：災害時における福祉施設との連携強化 等

(3) 防災インフラの強化

〔防災インフラに関する全体方針〕

今回の震災は、電気の村内全域復旧に3日間、下水道の仮復旧に8日間、上水道の全域復旧に12日間を要するなど、これまでに経験したことの無い被害をもたらした災害となり、ライフラインの確保、物資の供給や情報伝達システムの課題が浮き彫りとなりました。特に、避難所においては、水・電気・トイレ・ガスなど、最低限の生活を確保するための環境整備や、情報を速やかに伝達・共有するための機器整備など、避難所機能の強化の必要性を再認識する災害となりました。また、災害対応の中核となる災害対策本部室でも、補助電源の設置に時間を要するなど、その機能に一部問題がありました。そこで、災害発生時において災害対策本部や避難所ができる限り混乱を生じさせずに運営できること、村民生活の支障の発生を最小限に抑えることを基本的な方針とし、通信設備・ライフラインの強化や災害発生時の避難所の設備・機能の強化などを行います。

19) 情報伝達手段の強化

災害発生時においては、正確な情報伝達が不可欠です。そのため、停電が発生しても、村民が情報を入手できること、「地区村民支援拠点（仮称）」となる6つのコミュニティセンターや「基幹避難所」等との円滑な情報のやりとりができることを基本的な方針として、情報伝達手段の強化を行います。

⇒具体的取組み：防災行政無線屋外子局の大容量バッテリーへの更新，コミュニティセンター等への非常用発電機の配備 等

2 0) 水害対策施設の強化

今回の震災では、停電により久慈川の水門の閉鎖が困難になるなど、水害を防ぐための施設の運用面の課題が明らかとなりました。また、これまでの想定を超える津波が発生したことから、津波対策施設のあり方についても検討が必要です。そのため、水害対策施設の強化について、施設改修等のハード面と運用のあり方などソフト面の両面から改善を行うことを基本的な方針として、「防災」と「減災」の2つの観点から必要な取組みを推進します。

⇒具体的な取組み：水害対策施設の強化に関する検討 等

2 1) 「基幹避難所」の設備の強化

「基幹避難所」については、災害時の主要な拠点となることから、情報機材及び夜間の照明等が使用可能な最低限の電源を常に確保するなど、災害発生時においても主要な設備が機能できるようにすること、災害発生直後の混乱期を乗り切ることができる最低限の備蓄を行うことを基本的な方針とし、必要な設備の強化等を行います。

⇒具体的取組み：「基幹避難所」への井戸の掘削，大型タンクの配置，トイレの改修，最低限の備蓄 等

2 2) その他公共施設の強化

幼稚園・保育園・小中学校・高等学校等の教育施設や体育館等の公共施設は、児童・生徒、村民が日常的に利用する施設であるとともに、災害発生時には避難施設（避難所）としての使用が予定されています。そのため、今回の震災により被災した施設については、各施設機能の早期の復旧を図るとともに、必要な耐震化を進めます。

なお、その際は、大規模災害の発生時においても施設が存続し、利用者等の安全が守られること（地震発生時にも倒壊しない、津波・増水時にも浸水しない等）、「第5次総合計画」の目標の実現に資するものとすることなどを基本的な方針として、必要な取組みを進めます。

⇒具体的取組み：教育・公共施設の耐震化 等

2 3) ライフラインの強化と緊急輸送道路・避難路等の機能強化、造成住宅地の崩壊防止対策

上下水道管の破損や、緊急輸送道路・避難路となる幹線道路の通行不能など、災害発生時におけるライフラインの断絶は、村民生活に大きな影響を与えます。そのため、大規模災害の発生時におけるライフラインの断絶を最小化することを基本的な方針として、耐震化や幹線道路の拡幅など必要な取組みを推進します。

さらに、震災時において、通電後、浄化槽が使用できた実績を踏まえ、浄化槽の活用についても、今後、検討していくこととします。また、地盤の滑動崩落等により被害を受けた造

成住宅地においては、再度災害を防止するため、崩壊防止対策など必要な取り組みを、国の制度等を活用しながら進めます。

⇒具体的取組み：上下水道管の耐震化，幹線道路の拡幅，橋梁長寿命化，造成住宅地崩壊防止対策 等

第3の柱 生活スタイルの転換

今回の震災は、エネルギーの大量購入・大量消費を前提としたこれまでの生活を見直す契機となりました。近年の私たちの生活は、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、自動販売機などが身近に存在し、便利なものになってきています。そのため、自分で手間をかけて準備をすることや、隣近所で融通し合ったり助け合ったりすることが減少し、いざ災害が生じて店が閉まると食糧の確保にも困るという状況が生じています。それに加えてこのような便利な生活は、電気等の大量消費によって成立していますが、日ごろはそのことを意識せずに過ごしています。

そこで、今回の震災で得た、エネルギーが有限であること、普段の生活のあり方が災害発生時の対応力と関連していることなどを教訓に、地域とつながり、自然と共生する、持続可能な生活スタイルへの転換を目指した取組みを積極的に推進します。

なお、これらの推進に当たっては、村民一人ひとりの意識の転換が重要であることから、行政はそのために先導的な役割を果たしていきます。

1) 地域のつながりの再構築

災害発生時においては、地域でお互いに助け合うという「共助」が非常に重要になります。そのために、日ごろから、地域とつながりを持って生活をしている住民を増やしていくことを基本的な方針として、必要な取組を進めます。

⇒具体的取組み：自治会加入の促進 等

2) 便利さに頼る生活習慣の見直し～不便さを受け入れるライフスタイルの構築～

今回の震災では、電気・ガス・水道等のライフラインが使用できなくなるとともに、多くの商店・ガソリンスタンド等が通常営業できず、日常生活に大きな影響が生じました。一方で、これらエネルギーの大量消費を前提として成立している便利な生活は、環境破壊にもつながるものです。そのため、この震災の経験を教訓として、衣食住の各分野において日ごろから備えられるものは備えていく、さらに、使わなくてもよいものについては使わない生活に変えていく、代替できるものは代替するという意識の転換、生活習慣の転換を進めていくことを基本方針として、意識啓発等の取組を行います。

⇒具体的取組み：環境活動に関する率先推進、飲食料品備蓄の推進、等

3) 環境に優しい生活スタイルへの転換

自然災害のうち、大雨による水害等は、環境破壊等から引き起こされる面があるといわれています。そのため環境破壊につながる生活習慣を見直し、環境に優しい生活スタイルを促進することを基本方針として、具体的な取組を行います。

⇒具体的取組み：公共施設における省エネルギーの取組みの推進、小中学校における環境教育の実践、自転車利用の促進、等

4) 環境共生型の住まいづくりの促進

私たちの生活の中で「住まい」のあり方は大きな部分を占めています。住宅への太陽光発電システムの設置や雨水タンクの設置などは、CO²排出の抑制や環境意識の向上とともに、災害発生時の備えとなることも期待できます。そこで自然エネルギーを有効活用する、環境共生型の住まいづくりを促進することを基本的な方針として、具体的な取組みを推進します。

⇒具体的取組み：太陽光発電システム設置への補助、雨水利用の促進、等

Ⅱ 推進すべき事業

1. 推進すべき事業の考え方

- ①「防災・減災啓発キャンペーン（仮称）」として「広報とうかい」や村政懇談会等を活用し、村民に対する意識啓発や広報を集中的に行います（H24・25年）
- ②地区自治会等と連携し、災害発生時の防災体制についての検討を行い、自主防災組織の育成、マニュアルの作成、防災訓練の実施等について総合的に推進します（H24～26年）
- ③「基幹避難所」として位置付けた9か所の施設について、備蓄倉庫の設置など、避難所としての機能強化を計画的に進めます（H24～26年）
- ④情報伝達手段の強化、上下水道などの公共施設の耐震化など、社会基盤であるインフラの強化を実施します（H24～26年）
- ⑤「災害発生時の応援協定について、多様な機関・事業者等（病院、医師会、看護師会、薬剤師会、福祉施設、商工会、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）との提携を推進します（H24～26年）
- ⑥3月11日を各家庭・地域等において東日本大震災を思い起こし、災害への備えの再点検等を行う機会となるよう、防災訓練等を行います（H24～26年）

2. 推進すべき事業（一覧）

第1の柱 復興支援の強化

1) 村民に対する復興支援

《具体的な取組み》

- ①村民一人ひとりが生活スタイルの転換や災害に強いまちづくり等を意識し、実行することができるよう、意識啓発を行います。
- ②生活スタイルの転換や災害に強いまちづくりに結びつく既存の補助事業等について積極的に広報し、利用を促します。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
防災・減災啓発キャンペーン等の実施	—	実施	実施	実施	行政・村民
生垣設置補助事業の実施・PR	実施	実施	実施	実施	行政
住まいの相談窓口の開設・広報	実施	実施	実施	実施	行政

《3年後に目指す姿》

- ①災害に強いまちづくりについて、村民一人ひとりが意識することで、村内全域で生活スタイルの転換が図られている。

2) 農商工業者に対する復興支援

《具体的な取組み》

- ①JA・商工会・観光協会等と連携し、必要に応じて東海村の復興イベントや農作物のPRキャンペーン等の対策を講じます。
- ②原発事故による消費者の意識の高まりなどを受け、食の安心など、従来からの取組みをさらに進展させるとともに、消費者と生産者の信頼関係の強化などの新たな取組みを検討・推進します。
- ③東海村第5次総合計画に掲げた「環境・みどり・いのちの循環」などの新たな視点を取り入れた商工業の活性化方策について検討を進めます。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
PRキャンペーン	実施	実施	実施※	実施※	行政
農業・商工業者との活性化意見交換会	—	実施	実施	実施	行政・村民

※状況に応じて実施

《3年後に目指す姿》

- ①災害前と同様もしくは災害前よりも地産地消が浸透し、安全安心の農産物の需要が増えている。
- ②中小企業が、災害の影響を受けず、災害前と同様もしくは災害前よりも活発な事業展開を行っている。

3) まちの基盤整備による復興の推進

《具体的な取組み》

①排水路整備工事，上・下水道，橋梁の耐震，長寿命化等の対策を講じます。

《実施計画において新規・重点，主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
パイプライン復旧工事	実施	—	—	—	行政
排水路復旧・整備工事	実施	実施	実施	実施	行政
上・下水道管耐震化	実施	実施	実施	実施	行政
橋梁長寿命化	—	実施	実施	実施	行政
小中学校早期改築	実施	実施	実施	実施	行政

《3年後に目指す姿》

①災害前と同様もしくは災害前よりもまちの基盤整備が進んでいる。

して村民への周知を図ります。

③避難標識や広報，防災パンフレット，防災訓練等を通して村民への周知を図ります。

《実施計画において新規・重点，主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
津波ハザードマップの見直しに基づく避難所指定の見直し	—	実施・完了	—	—	行政
村民への避難所の周知（防災・減災啓発キャンペーンの実施）	—	実施	実施	実施	行政・地域
地域における避難・防災訓練の実施（支援）	—	実施	実施	実施	行政・地域

《3年後に目指す姿》

- ①災害時の避難所がどこであるか，村民が理解している。
- ②津波被害の想定（ハザードマップ）の改定が行われ，被害が想定される地区において，適切な避難所の選定・避難経路の明確化と村民への周知が行われている。
- ③地震以外の風水害等の災害についても考慮した避難所の選定と村民への周知が行われている。
- ④災害発生時に避難すべき避難所を村民が理解している。

6) 自治会を中心とした地域住民による避難所運営組織の確立

7) 住民・地域・行政の連携による村民支援の実施

《具体的な取組み》

- ①地域と行政の協働により，村民支援・避難所運営の体制についての検討を行います。
- ②地区ごとの防災マニュアルの整備や，それに基づく防災訓練等を推進します。

《実施計画において新規・重点，主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
地区ごとの防災体制のあり方についての検討会等の開催（支援）	実施	実施	実施	—	行政・地域
「地区防災マニュアル（避難所運営の手引き）」（仮称）の作成	—	実施	実施	—	行政・地域
地域における防災・避難訓練の実施（支援）	—	実施	実施	実施	行政・地域

《3年後に目指す姿》

- ①地区ごとの「避難所運営の手引き（マニュアル）」（仮称）が完成している。
- ②地域（自治会等）において，防災訓練が定期的に行われている。
- ③地域住民が地区の防災体制や避難所運営のあり方について理解している。

8) ボランティア等の力を活かす体制づくり

《具体的な取組み》

- ①災害時に，村内外からのボランティアの協力が円滑に得られるように，有資格等力制度の実施など，体制の整備を東海村社会福祉協議会と連携しながら行います。
- ②災害時にボランティアの協力が円滑に得られるように，ボランティアの活用も想定した防災訓練の実施を行います。

第2の柱 災害に強いまちづくり

(1) 村民支援の強化

[災害時の村民支援の強化]

1) 避難指示等の災害情報の適切な提供と地域・行政間の情報伝達の強化

《具体的な取組み》

- ①避難勧告・避難指示のあり方について見直しを行います。
- ②災害時の情報発信の内容について、今回の課題の検証と見直しを行います。
- ③災害時の情報発信の手段について、防災行政無線以外の手段（サイレン、携帯電話、ラジオ、インターネット、半鐘等）も含め検討を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
避難勧告・避難指示のあり方の見直し (地域防災計画の見直し)	—	実施	実施	実施・完了	行政
災害時の情報発信の内容・手段の検討	—	実施	実施	実施・完了	行政

《3年後に目指す姿》

- ①避難勧告・避難指示のあり方の見直しが完了している。

2) 自主防災組織の育成・強化による初期対応力の強化

《具体的な取組み》

- ①自主防災組織の設置について積極的に推進します。
- ②自主防災組織と地域の消防団の連携強化を図ります。
- ③自主防災組織による防災・避難訓練を推進します。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
自主防災組織の育成(支援)	—	実施	実施	実施	行政・地域
自主防災組織による防災・避難訓練の実施	—	実施	実施	実施	行政・地域

《3年後に目指す姿》

- ①地域において自主防災組織が設置されている。
- ②地域において防災・避難訓練が定期的に行われている。

3) 「地区村民支援拠点」の指定

4) 「基幹避難所」の指定と防災資機材等の整備

5) 被災者の規模や災害事象等に応じた「基幹避難所」以外のその他の避難所の開設と運営

《具体的な取組み》

- ①津波発生時の適切な避難場所の指定・整備などを行います。
- ②避難所に指定した施設について、避難標識や広報、防災パンフレット、防災訓練等を通

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
ボランティアや有資格登録者制度の実施	実施	実施	実施	—	行政 村社会福祉協議会

《3年後に目指す姿》

- ・災害時にボランティアの協力が得られる体制が整っている。

9) 外国人等、特別なニーズを持つ村民に対する支援の強化

《具体的な取組み》

- ・災害時の外国人支援に関して関係機関等の参加を得て検討会等を開催します。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
「東海村国際推進化会議」にて災害時の外国人支援についても検討	実施	実施	実施	実施・完了	行政

《3年後に目指す姿》

- ・外国人等、災害時に特別なニーズを持つ村民に対する支援策が検討され、具体的な対策が着手されている。

10) 給水等の配給体制の強化と提供の円滑化

《具体的な取組み》

- ①給水に関する災害応援協定の強化や配水場施設の改修、避難所への大型タンクの配備などにより飲料水の円滑な提供（給水）が行えるようにします。
- ②家庭や企業等における飲料水（ペットボトル）の備蓄を推進します。
- ③各家庭・地域において雨水、井戸等が活用できるよう、雨水タンクの設置や井戸の掘削・維持、井戸情報の提供等について促進します。
- ④地区ごとに災害時に利用可能な井戸・湧き水等の情報をまとめた井戸マップの作成を進めます。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
配水場施設の改修（取水口の設置）	実施	—	—	—	行政
避難所への大型タンクの配備	—	実施・完了	—	—	行政
家庭における飲料水等の備蓄に関する啓発（防災・減災啓発キャンペーンの実施）	—	実施	実施	実施	行政
井戸・雨水利用等の推進・啓発（防災・減災啓発キャンペーンの実施）	—	実施	実施	実施	行政
井戸マップの作成、情報提供	一部実施	実施	実施	実施	行政・地域

《3年後に目指す姿》

- ①全村的な断水が発生した場合においても、一日一人あたり3リットルの水の提供を行うことができる。
- ②飲料水の備蓄、雨水・井戸の利用等により、3日間は行政による給水を受けなくても生

活ができる家庭が増えている。

1 1) 村内外の事業者・市町村等との災害応援協定の締結

《具体的な取組み》

- ・災害時において、ガソリンや灯油等の燃料確保、食糧の供給や仮設トイレの設置に関し災害時応援協定を村内外の業者・市町村等と締結する。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
村内外の事業者・市町村等と災害時応援協定の締結	実施	実施	実施	実施	行政

《3年後に目指す姿》

- ・全村的な災害が発生した場合においても、ガソリンや灯油など燃料等の確保が円滑にできる。

1 2) 医療関係者等との連携の強化と必要な支援の推進

《具体的な取組み》

- ・災害時において、円滑に医療関係者の協力を得ることを可能とする体制の構築。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
災害時における医療関係者との協力体制の構築	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	行政

《3年後に目指す姿》

- ・全村的な災害が発生した場合においても、ガソリンや灯油など燃料等の確保が円滑にできる。

[減災への備えの推進]

1 3) 「自助」による事前の備えへの支援

《具体的な取組み》

- ①家庭における備蓄・持ち出し品の整備を推進します。
- ②災害発生時の対応を家族等で話し合う重要性について、啓発等を行います。
- ③家屋の耐震化、ブロック塀から生垣への転換などを促進する取組みを行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
防災教育等の実施	—	実施	実施	実施	行政・地域
住まいの相談窓口の開設	実施	実施	実施	実施	行政
生垣設置補助事業の実施・PR	実施	実施	実施	実施	行政

《3年後に目指す姿》

- ①各家庭において、3日分の食糧など必要な備蓄が行われている。

1 4) 「共助」による事前の備えへの支援

《具体的な取組み》

- ①地域ごとの防災体制のあり方について検討を行い、必要な整備を進めます。
- ②自主防災組織の設置について積極的に推進します。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H 2 3 (参考)	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施主体
地区ごとの防災体制のあり方についての検討会等の開催 (支援)	実施	実施	実施	—	行政・地域
自主防災組織の育成 (支援)	—	実施	実施	実施	行政・地域

《3年後に目指す姿》

- ①地域において自主防災組織が設置されている。
- ②地区ごとの「避難所運営の手引き (マニュアル) (仮称) が完成している。
- ③地域 (自治会等) において、防災訓練が定期的に行われている。
- ④自主防災組織のメンバーが避難所運営のあり方について理解している。

1 5) 「公助」による事前の備えの推進

《具体的な取組み》

- ①今後想定される災害についての情報や、東日本大震災の教訓等について幅広く情報収集し、行政における対応策の検討を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H 2 3 (参考)	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施主体
災害の教訓の収集・とりまとめ (震災体験集の発行等)	実施	実施	—	—	行政
災害対応に関する検討委員会 (仮称) の設置・運営 (地域防災計画の見直し)	実施	実施	—	—	行政

《3年後に目指す姿》

- ①災害情報や災害に関する教訓等の収集と検討が行われている。

参考：「想定外」による対応困難を減らすために今後検討が必要と考えられる項目

- ①災害による被害を最小限に抑えるための、災害事象・規模に応じた村民への避難勧告・避難指示や、適切な避難行動の周知のあり方について
- ②多数の行方不明者が発生した場合に必要な避難先カードや被災者情報システムの整備について
- ③社会福祉協議会を中心とした、大規模災害発生時の村内外からのボランティアの円滑な受入のための事前の検討・体制作りや人材の養成について
- ④大規模災害発生時の瓦礫等の災害ゴミの運搬方法や搬入場所等について
- ⑤仮設住宅の建設用地の確保と建設体制の構築について

(2) 災害時要援護者支援の強化

1 6) 地域における災害時要援護者の避難支援体制の構築

《具体的な取組み》

- ① 災援プランに基づき、自治会ごとに災害時要援護者支援体制の検討を行います。
- ② 災害発生時における有資格者等の支援体制の検討を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H 2 3 (参考)	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施主体
災援プラン※に基づく自治会ごとの災害時要援護者支援体制の検討	実施	—	—	—	行政・地域
災害時要援護者支援体制の構築・運用	—	実施	実施	実施	行政・地域

※東海村災害時要援護者避難支援計画

《3年後に目指す姿》

- ① 地域（自治会）ごとに災害時要援護者の支援体制が構築され、運用されている。

1 7) 福祉避難所の指定・開設

《具体的な取組み》

- ① 災害時の災害時要援護者のうち特別なケアを必要とする方の避難見込み等を検討し、必要な福祉避難所の整備を行います。
- ② 災害時において、災害時要援護者のうち特別なケアを必要とする方の数が福祉避難所の収容人数を越えた場合に備え、他自治体・施設等からの協力体制の構築を検討します。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H 2 3 (参考)	H 2 4	H 2 5	H 2 6	実施主体
福祉避難所（絆・なごみ）の整備	—	実施	実施・完了	—	行政
福祉避難所運営マニュアルの整備	—	実施	実施	実施	行政
ボランティアの受入体制の強化	—	実施	実施	実施	行政 村社会福祉協議会

《3年後に目指す姿》

- ① 災害時要援護者のうち特別なケアを必要とする方の避難が可能な福祉避難所が整備され、必要な物資等が備えられている。
- ② 災害時要援護者のうち特別なケアを必要とする方の支援体制について方針・マニュアル等が整備されている。

1 8) 福祉施設等との連携強化

《具体的な取組み》

- ① 福祉施設において、事前の備えを充実させておくための支援を行います。
- ② 福祉施設における水の確保に関しては、行政との連携で円滑な提供を行うための体制を作ります。

《実施計画において新規・重点，主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
福祉施設との災害対応の課題等の把握	実施	実施	実施	実施	行政
福祉施設との災害への備えの推進(支援)	—	実施	実施	実施	行政

《3年後に目指す姿》

①福祉施設において，災害発生時に備えた取組みが行われている。

(3) 防災インフラの強化

1 9) 情報伝達手段の強化

《具体的な取組み》

①情報伝達手段の強化と多重化を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
防災行政無線屋外子局の大容量バッテリーへの更新	—	実施	実施	実施	行政

《3年後に目指す姿》

①災害により停電が発生しても、防災行政無線を通常どおり放送することができる。

2 0) 水害対策施設の強化

《具体的な取組み》

①津波発生時の水門の閉鎖作業等、運用面での改善について検討と見直しを行います。

②①の結果に基づき、非常用発電機の配備や遠隔操作機器の導入などを行います。

③新たな津波対策施設の必要性について、津波ハザードマップの見直し結果などを踏まえ検討を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
水害対策施設の強化検討・改善	—	実施	実施	実施	行政
水害対策施設の整備・強化	一部実施	実施	実施	実施	行政

《3年後に目指す姿》

①災害により停電が発生しても、水門の閉鎖を安全に行うことができる。

②津波対策施設の必要性について検討が完了している。

2 1) 「基幹避難所」の設備の強化

《具体的な取組み》

- ①【情報】災害対策本部との通信や各種情報の収集が円滑に行えるよう、防災無線やFAX・ラジオなどの情報機材を整備します。
- ②【電気】太陽光発電装置と蓄電池を備えた非常用電源を確保します。
- ③【水】「基幹避難所」への飲料水(ペットボトル)の備蓄を進めます。
- ④【水】「基幹避難所」への大型タンクの設置などにより、行政からの給水を効率的に得ることができるようにします。
- ⑤【水】全ての「基幹避難所」への井戸の掘削を実施します。
- ⑥【トイレ】設備の改修、井戸水の確保などにより、既存トイレの使用を可能にするとともにダンボール式の簡易トイレの備蓄など、複数の選択肢から地域・施設の実情に応じたトイレの改善を行います。
- ⑦【ガス】業者との協定による災害時の炊き出し用設備の確保を進めるとともに、自炊施設の設置やカセットコンロの備蓄などの代替手段についても検討します。
- ⑧【備蓄】最低限の非常食・飲料水・毛布等の備蓄が可能となるよう、備蓄の増強・備蓄

倉庫の設置等を進めます。

- ⑨避難所に整備する資機材等については、緊急時にスムーズに使用できるようメンテナンスと訓練を行うとともに、使い方についてのわかりやすい掲示を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
「基幹避難所」への情報機材の整備	—	実施	実施・完了	—	行政
「基幹避難所」への蓄電池を併設した太陽光発電装置の整備	—	実施	実施・完了	—	行政
「基幹避難所」への大型タンクの配備	—	実施	実施・完了	—	行政
「基幹避難所」への井戸の掘削	—	実施	実施・完了	—	行政
「基幹避難所」の既存トイレの改修	—	実施	実施	実施	行政
「基幹避難所」への簡易トイレ・非常食等の備蓄	—	実施	実施・完了	—	行政

《3年後に目指す姿》

- ①東日本大震災と同程度の災害が発生した場合でも、「基幹避難所」においては、電気・水・ガスを使用・確保することができている。
 ②全ての「基幹避難所」に複数の情報機材や蓄電池を併設した太陽光発電装置が整備されている。
 ③全ての「基幹避難所」に備蓄倉庫（もしくは備蓄スペース）が整備され、必要な備蓄がされている。

2.2) その他公共施設の強化

《具体的な取組み》

- ①小中学校・幼稚園・保育園や図書館・公民館等の公共施設について耐震化を進めます。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
教育・公共施設の耐震化	実施	実施	実施・完了	—	行政

《3年後に目指す姿》

- ①すべての公共施設について、耐震化が行われている。（もしくは耐震化に向けての計画が立てられている）。

2.3) ライフラインの強化と緊急輸送道路・避難路等の機能強化、造成住宅地の崩壊防止対策

《具体的な取組み》

- ①上下水道管の修繕ならびに更新に合わせた耐震化等を進めます。
 ②上下水道以外のライフライン（エネルギー施設、交通施設、情報施設等）の強化について必要に応じて検討と対策を行います。
 ③造成住宅地における崩壊防止対策を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
上下水道管耐震化	実施	実施	実施	実施	行政
幹線道路の拡幅	実施	実施	実施	実施	行政
橋梁長寿命化	—	実施	実施	実施	行政

造成住宅地崩壊防止対策	実施	実施	実施	実施	行政
-------------	----	----	----	----	----

《3年後に目指す姿》

- ①上・下水道管の耐震化に着手されている。
- ②緊急輸送道路や幹線道路等の整備に着手されている。
- ③造成住宅地の崩壊防止対策がなされている。

第3の柱 生活スタイルの転換

1) 地域のつながりの再構築

《具体的な取組み》

①自治会加入の促進や自治会活動の充実などを通して、地域のつながりづくりを促進します。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
自治会加入の促進	実施	実施	実施	実施	行政 地域
自治会活動の促進	実施	実施	実施	実施	住民

《3年後に目指す姿》

- ①自治会加入率が向上している。
- ②隣近所と日ごろの付き合いが増えている。

2) 便利さに頼る生活習慣の見直し～不便さを受け入れるライフスタイルの構築～

《具体的な取組み》

・便利さに頼る生活習慣（衣食住のあり方）の見直しに関する各種啓発活動を実施していきます。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
広報・啓発活動の実施	—	実施	実施	実施	行政 地域
自動販売機設置の見直し	実施	実施	実施	実施	村民

《3年後に目指す姿》

・各家庭において、非常時にも活用できる飲食料品等の備蓄がなされている。

3) 環境に優しい生活スタイルへの転換

《具体的な取組み》

- ①環境に優しい生活スタイルを促進する取組みを実施します。
- ②省エネルギーや節電促進等の取組みについて、行政が先導して実施します。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
広報・啓発活動の実施	—	実施	実施	実施	行政
グリーンカーテン設置の推進	実施	実施	実施	実施	行政
自転車利用・通勤の推進	実施	実施	実施	実施	行政・村民
公用車のエコカー化の推進	実施	実施	実施	実施	行政
公共施設等の省エネルギーの推進（照明等）	—	検討・実施 ※	検討・実施 ※	検討・実施 ※	行政

※具体的取組みについて検討し、内容が確定次第実施する

《3年後に目指す姿》

- ①東海村のCO²排出量が減少している。

4) 環境共生型の住まいづくりの推進

《具体的な取組み》

- ①資源・自然エネルギーを有効活用する住まいづくりへの意識を高めます。
- ②公共施設において自然エネルギー等の積極的な導入を図り、その効果の発信を行います。

《実施計画において新規・重点、主要事業として取り上げるべき取組み》

事業名	H23(参考)	H24	H25	H26	実施主体
環境共生住宅の研究・広報	—	実施	実施	実施	行政
太陽光発電等の公共施設での導入	実施	実施	実施	実施	行政
太陽光発電システム補助	実施	実施	実施	実施	行政
太陽熱利用システム等の導入促進	—	検討・実施 ※	検討・実施 ※	検討・実施 ※	行政
高効率給湯器の導入促進	—	検討・実施 ※	検討・実施 ※	検討・実施 ※	行政
雨水貯水タンク等の導入促進	—	検討・実施 ※	検討・実施 ※	検討・実施 ※	行政

※具体的取組みについて検討し、内容が確定次第実施する

《3年後に目指す姿》

- ①太陽光発電システムを設置している住宅が増加している。
- ②資源・自然エネルギーを有効活用する住宅が増加している。

体系

3つの柱	基本方針	推進すべき主要事業	項	実施期間				実施主体	第5次総合計画 関連分野							
				H23	H24	H25	H26		行政(市長等)	1	2	3	4	5	6	7
第1 復興支援の強化	1) 住民に対する復興支援	防災・減災啓発キャンペーン等の実施 生埋設置補助事業の実施・PR 住まいの相談窓口の開設・広報	25	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2) 農工商業者に対する復興支援	PRキャンペーン 農業・商工業者との活性化意見交換会	25	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3) まちの基盤整備による復興の推進	パイプライン復旧工事 陸水路復旧・整備工事 上・下水道管耐震化 橋梁長寿命化 小中学校早期改築	26	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1) 避難指示等の災害情報適切な提供と地域・行政間の情報伝達の強化	避難誘導・避難指示のあり方の見直し(地域防災計画の見直し) 災害時の情報発信の内容・手段の検討	27	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2) 自主防災組織の育成・強化による初期対応力の強化	自主防災組織の育成(支援) 自主防災組織による防災・避難訓練の実施	27	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3) 「地区住民支援拠点」の指定	津波ハザードマップの見直しに基づく避難所指定の見直し	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4) 「基幹避難所」の指定と防災資機材等の整備	住民への避難所の周知(防災・減災啓発キャンペーンの実施)	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5) 被災者の規模や災害事象に応じた「基幹避難所」以外の避難所の開設と運営	地域における避難・防災訓練の実施(支援)	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	6) 自治会を中心とした地域住民による避難所運営組織の構築	地区ごとの防災体制のあり方についての検討会等の開催(支援) 「地区防災マニュアル(避難所運営の手引き)」(仮称)の作成	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	7) 住民・地域・行政の連携による住民支援の実施	地域における防災・避難訓練の実施(支援)	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(1) 住民支援	8) ボランティア等の力を活かす体制づくり	ボランティアや有資格者制度の実施	29	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	9) 外国人等、特殊なニーズを持つ住民に対する支援の強化	「東海村国際化推進会議」にて災害時の外国人支援についても検討	29	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	10) 給水等の配給体制の強化と提供の円滑化	配水施設等の改修(取水口の設置) 避難所への大型タンクの配備 家庭における飲料水等の保管に関する啓発(防災・減災キャンペーンの実施) 井戸・雨水利用等の推進・啓発(防災・減災キャンペーンの実施) 井戸マップの作成・情報提供	29	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	11) 村内外の業者・市町村等との災害時応急協定の締結による物資供給、災害協力の円滑化	村内外の業者・市町村等との災害時応急協定の締結	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	12) 避難支援者等との連携の強化と必要な支援の推進	災害時における避難支援者との協力体制の構築	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	13) 「自助」による事前の備えへの支援	防災教育等の実施 住まいの相談窓口の開設 生埋設置補助事業の実施・PR	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	14) 「共助」による事前の備えへの支援	地区ごとの防災体制のあり方についての検討会等の開催(支援) 自主防災組織の育成(支援)	31	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	15) 「公助」による事前の備えの推進	災害の教訓の収集・とりまとめ(震災体験集の発行等) 災害対応に関する検討委員会(仮称)の設置・運営(地域防災計画の見直し)	31	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	16) 地域における災害時要援護者の避難支援体制の構築	支援プランに基づく自治会ごとの災害時要援護者支援体制の検討 災害時要援護者支援体制の構築・運用	32	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	(2) 避難支援	17) 福祉避難所の指定・開設	福祉避難所(特・なごみ)の整備 福祉避難所運営マニュアルの整備 ボランティアの受入体制の強化	32	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18) 福祉施設等との連携強化		福祉施設との災害対応の課題等の把握 福祉施設との災害への備えの推進(支援)	33	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
19) 情報伝達手段の強化		防災行政無線屋外子局の大容量バッテリーへの更新	34	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
20) 水害対策施設強化		水害対策施設の強化に関する検討・改善 水害対策施設の整備・強化	34	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
21) 「基幹避難所」の設備強化		「基幹避難所」への情報機材の整備 「基幹避難所」への蓄電池を併設した太陽光発電設備の整備 「基幹避難所」への大型タンクの配備 「基幹避難所」への井戸の掘削 「基幹避難所」の既存トイレの改修 「基幹避難所」への履身トイレ・非常食等の備蓄	35	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
22) その他の公共施設の強化		教育・公共施設の耐震化	35	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
23) ライフラインの強化と緊急輸送道路・避難路等の確保強化、造成住宅地の崩壊防止対策		上下水道管耐震化 幹線道路の拡幅 橋梁長寿命化 造成住宅地崩壊防止対策	36	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(3) 防災インフラの強化		1) 地域のつながりの再構築	自治会加入の促進 自治会活動の促進	37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		2) 便利さに頼る生活習慣の見直し～不慣れを受け入れるライフスタイルの構築～	広報・啓発活動の実施 自動販売機設置の見直し	37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3) 環境に優しい生活スタイルへの転換	広報・啓発活動の実施 グリーンカーテン設置の推進 自転車利用・通勤の推進(行政・事業所) 公用車のエコカー化の推進、購入費の検討 公共施設等の省エネルギーの推進(照明等)	37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4) 環境共生型の住まいづくりの推進	環境共生住宅の研究・広報 太陽光発電等の公共施設での導入 太陽光発電システム補助 太陽熱利用システム等の導入促進 高効率給湯器の導入促進 雨水貯水タンク等の導入促進	38	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	第3 生活スタイルの転換	1) 地域をつなぐ再構築	自治会加入の促進 自治会活動の促進	37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		2) 便利さに頼る生活習慣の見直し～不慣れを受け入れるライフスタイルの構築～	広報・啓発活動の実施 自動販売機設置の見直し	37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3) 環境に優しい生活スタイルへの転換	広報・啓発活動の実施 グリーンカーテン設置の推進 自転車利用・通勤の推進(行政・事業所) 公用車のエコカー化の推進、購入費の検討 公共施設等の省エネルギーの推進(照明等)	37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4) 環境共生型の住まいづくりの推進	環境共生住宅の研究・広報 太陽光発電等の公共施設での導入 太陽光発電システム補助 太陽熱利用システム等の導入促進 高効率給湯器の導入促進 雨水貯水タンク等の導入促進	38	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※「東海村第5次総合計画 分野別事業費」
 1 協賛する自治体のうち(行政運営・住民自治分) 2 やれどと項目でつながら、災害に強い安心・安全のまち(防災・防犯分) 3 一人ひとりに対して、「日本一の福祉」を目指すまち(福祉・健康分) 4 生涯にわたって学習することができるまち、その成果を生かせるまち(教育分)
 5 「食」と「みどり」が「こころ」で「まごころ」で「まごころ」(経済・環境分) 6 みどりとの共生を確立して調和のとれた暮らしやすいまち(まちづくり基盤分) 7 原子力科学・原子力エネルギーと地域社会が調和したまち(原子力とまちづくり分)

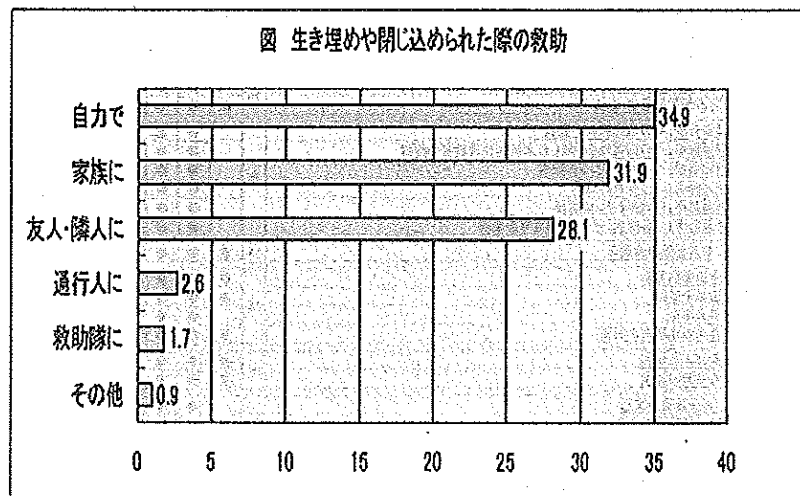
参考資料

参考資料 1：自助・共助・公助の考え方について

自助・共助・公助	それぞれに必要な災害に向けての備え（例）
自助	<ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助の備え ① 正確な防災知識と地域の危険度の把握 ② 自主防災組織の結成・参加
共助	<ul style="list-style-type: none"> ③ 被害の発生・拡大防止（家屋の耐震化，家具の固定化等） ④ 備蓄品，持ち出し品の用意 ⑤ 避難場所，避難方法の確認 ⑥ 防災についての家族の話し合い
公助	<ul style="list-style-type: none"> ●自助・共助の支援 ① 防災意識の啓発・高揚，防災知識の普及啓発 ② 地域の災害リスク情報等の提供 ③ 自主防災組織の強化・育成 ●公助の備え ① 情報収集・伝達体制の整備 ② 避難体制の整備 ③ 公共施設の整備，点検 ④ 地域防災力の強化 ⑤ 医療救護体制の整備 ⑥ 公衆衛生の確保 ⑦ 輸送体制の整備 ⑧ 他の機関との連携 ⑨ 職員への防災研修・危機管理体制の整備

（「自助・共助・公助の連携と協働を目指して～香川県防災対策基本条例の概要～」（平成 19 年 1 月・香川県））

《参考：阪神・淡路大震災の際の倒壊した住宅からの救助の状況について》



（（社）日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による）

※阪神・淡路大震災では，倒壊した住宅から救出された人の多くが，家族や友人・隣人に救出されている

東日本大震災の教訓を活かした

まちづくり推進プラン

問い合わせ 東海村 総合政策部 政策推進課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7-1

TEL : 029-282-1711

FAX : 029-287-0317

<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/index.html>

東海村とひたちなか市が連携

「可燃ごみ処理」「消防・救急業務」の 広域運営が始まります

私たちは、都市化や交通・情報網の発達に伴い、日常から、自治体の区
域を越えた活動をしています。また、住民ニーズも多様化し、適切に対処
するための財政運営にも限りが見えています。

そのような中、隣接する自治体間で共通する課題等を、連携して解決し
ていこうという取り組みを進めています。その一つとして、平成24年度から、
ひたちなか市と共同で「可燃ごみ処理」「消防・救急業務」を行い、行財政
運営の効率化と、より質の高い専門的な行政サービスを提供していきます。

「可燃ごみ処理」

5月1日から広域化

市村の3つの清掃センターは、
いずれも老朽化し、多額の修繕
費を必要としていました。その
ため、広域化とともに、環境負
荷の軽減やコスト削減、循環型
社会の形成が可能な新たな清
掃センター「ひたちなか東海ク
リーンセンター」を建設しまし
た。東日本大震災により大幅な
稼働の遅れが懸念されましたが、
5月1日から本稼働となります。

「消防・救急業務」

4月1日から広域化

未曾有の被害をもたらした東
日本大震災からも、大規模災害
に対応するためにはマンパワー
（人材）や資機材の効率的活用が
必要であることを痛感させられ
ました。
「消防・救急業務」の広域化で
は、スケールメリットの拡大
による、住民サービスの向上「消
防力の充実・高度化」「消防体制
の基盤強化」を図っていきます。

5月1日以降の

可燃ごみ処理について

ごみの出し方は変
わってしまうの？



Q ごみ集積所へのごみの出し方
は変わってしまうの？

A 変わりません。

「可燃ごみ」「不燃粗大ごみ」
「資源物」の出し方はいずれも
これまでどおりです。

Q ごみ収集日は変更になるの？

A 変わりません。

平成24年度の資源物ごみ収
集日割表をご覧ください。

Q 指定ごみ袋とごみ処理券は使
えなくなるの？

A 使えます。

これまで使用していたものを
引き続きご使用ください。

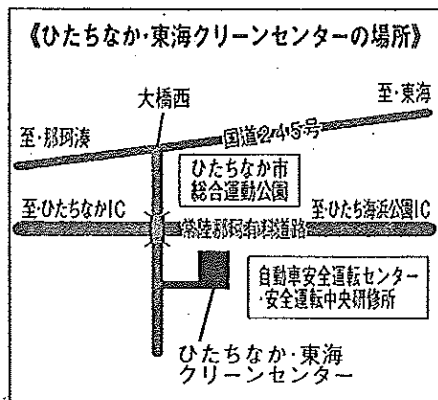
Q 「可燃ごみ」を直接持ち込みた
いのですが？

A 「ひたちなか東海クリーンセン
ター」へ持ち込んでください。

受け入れ時間

▼月々金曜日：午前8時30分
～午後4時30分 ▼土曜日：
午前8時30分～11時30分

※祝日も受け付けます。なお、
日曜日と12月31日～1月3日
は休館となります。



Q「不燃粗大ごみ」「資源物」を直
接持ち込みたいのですが...

A 東海村清掃センターに持ち込
んでください。
受け入れ時間

▼月～金曜日：午前8時30分
～午後4時30分(正午～午後1
時を除く) ▼第3日曜日：午
前8時30分～正午 ※祝日も受
け付けます。なお、土日曜日(第
3日曜日を除く)と12月30日～
1月3日は休館となります。

Q 持ち込みの際のごみ処理料金
はどうなるの？

A 5月1日から料金が改定にな
ります。

ごみ処理料金
家庭系ごみ

50kg以下...無料

50kgを超え60kgまで...300円

60kgを超えた場合...10kgにつき

50円加算

事業系ごみ

50kg以下...無料

50kgを超え60kgまで...780円

60kgを超えた場合...10kgにつき

130円加算

●問い合わせ ごみゼロ推進課
(清掃センター内 ☎282局2038)

4月1日以降の 消防・救急業務について

体制はどのようにな
るの？



Q 救急車・消防車は素早く対応
できるの？

A 広域化後は、これまで東海村
が管轄してきた区域に、ひた
ちなが市の一部が含まれるこ
とになります。しかし、現場
に最も近い消防署から出動す
ることから、これまでと同様
の対応が可能です。さらに、
位置情報通知システムや車両
運用管理装置の導入により、
出動までの時間短縮や車両運
用の効率化等が図られること
から、迅速な出動体制の確立
が期待されます。

Q 東海村にメリットはあるの？

A 【人員面】通信指令業務が一本
化されるため、現場への出動
人員が増加します。

【技術面】体制が拡大し、職員
の交代が容易になるため、研
修等に参加するなど、高度な
技術の習得が可能になります。
【財政面】運営費をあん分する
(割合に応じて分ける)ことで、
高額な設備費を圧縮できます。

Q 原子力災害に対応できるの？

A 原子力関連施設への防災指導
の充実と関係機関等の連携強
化を図るため、「防災指導課」
を新設します。また、人員が
増えるため、活動要員が確保
しやすくなり、効率的な現場
活動が期待されます。

Q 消防団はどうなるの？

A 変更ありません。現在の体制
で活動します。

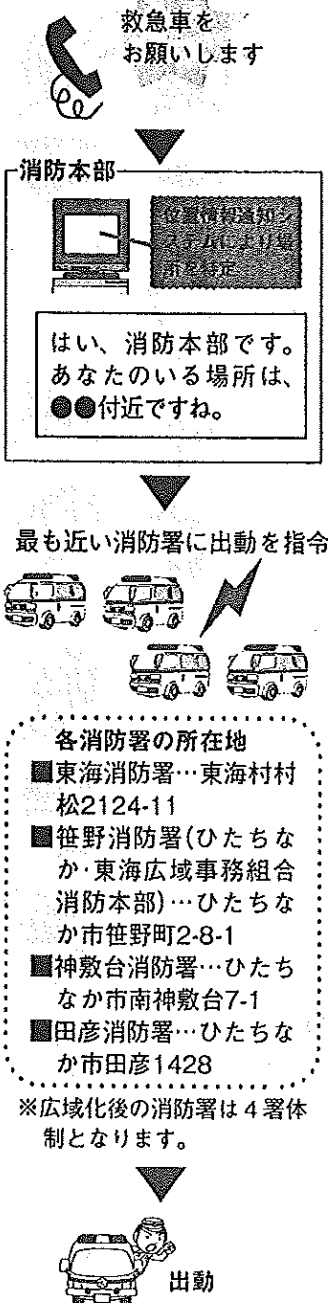
Q 消火器や住宅用火災警報器に
ついての問い合わせはどこに
すればよいの？

A 基本的にお近くの消防署(東海
消防署)にご連絡ください。た
だし、一部の申請書類は受け
付け場所がひたちなか・東海広
域事務組合消防本部(笹野消防
署)のみとなります。詳細につ
いてはお問い合わせください。

▼東海消防署(☎282局2038)
▼ひたちなか東海広域事務組
合消防本部(☎273局0211)

●問い合わせ 東海村消防本部
消防課(☎282局2038)

出動までの流れ



第3次とうかいエコオフィスプランの概要①

問い合わせ
環境政策課環境計画推進室
内線 1453,1454

1 趣旨

これまで第1次、第2次エコオフィスプランにおける10年間の取組みを通じて、行政はもとより、村民、事業者への地球温暖化問題への理解が進み、温室効果ガスの排出量を抑制することができた(東海村全体で平成22年度実績で対平成17年度比△22.2%を達成)。

国では温室効果ガス削減の中期目標として、「2020年(平成32年)までに1990年(平成2年)比25%削減」を掲げた「地球温暖化対策基本法」を閣議決定するなど、地球温暖化対策の拡充に関する議論が進められていたが、平成23年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震を発端とする原子力発電施設の問題から、より積極的な再生可能エネルギーの利用促進へと方向修正を行おうとしている。

村では、このような動きを先駆的に捉えた「第3次エコオフィスプラン」を策定する。

2 計画の目的、期間、位置付け、対象範囲

《目的》 村が自ら行う事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷を低減する行動を率先して行い、地域のリーダーとして村民や事業者をリードすることを目的とする。

《期間》 平成24年度から平成28年度

《位置付け》 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づく「地方公共団体実行計画」である。

《対象範囲》 村が行う「全ての事務事業」及び「全ての機関、所属及び職員」とする。

第3次とうかいエコオフィスプランの概要②

3 二酸化炭素排出量の削減目標

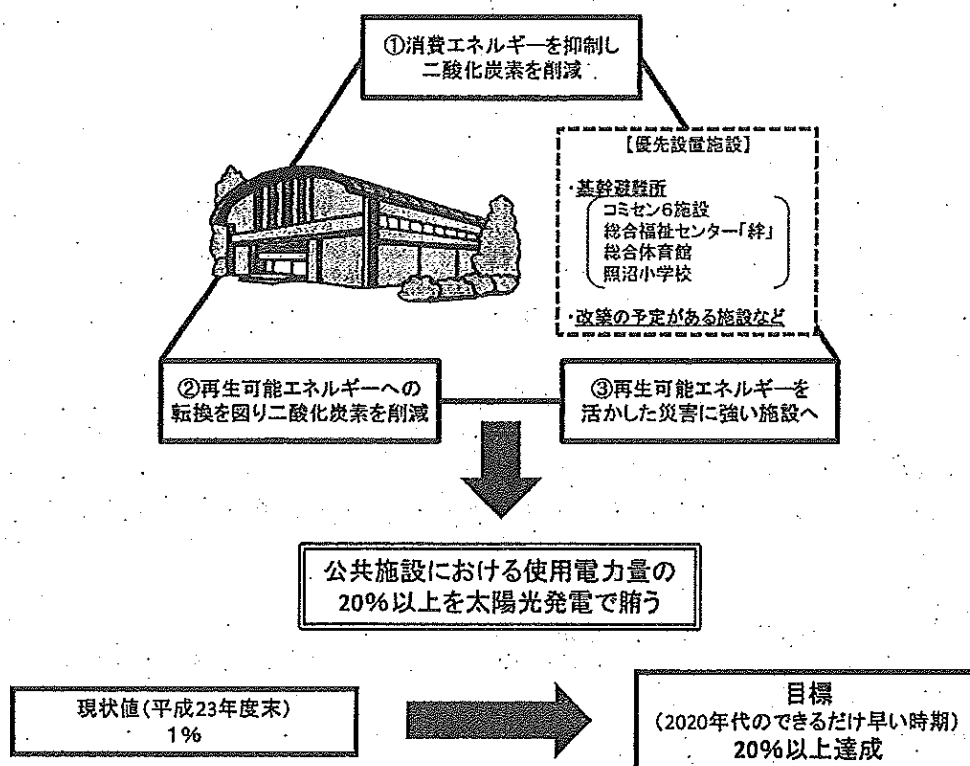
平成17年度比 17.5%削減
(約1,050t-CO₂削減)を目指す

4 第3次エコオフィスプランの重点施策

第2次エコオフィスプランでは、化石燃料から発生する二酸化炭素を削減するため、エネルギー消費の抑制に重点を置いた施策を行ってきたが、第3次エコオフィスプランでは、これに加え、化石燃料を再生可能エネルギーに置き換える施策を積極的に行う。

具体的には、公共施設における使用電力量の20%以上を太陽光発電で賄うべく、その整備計画について、第5次総合計画実施計画及び第2次環境基本計画前期実施計画に位置付けを行う。当面は、改築の予定のある施設をはじめ東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりの一環として、各コミュニティセンターをはじめとする基幹避難所への設置を優先的に行う。

第3次とうかいエコオフィスプランの概要③



第3次とうかいエコオフィスプランの概要④

5 その他主な取組み

- ①夏季、冬季における節電ガイドラインの徹底
 - ・OA機器の適切な使用
 - ・照明の適切な使用
 - ・エアコンの適切な使用
- ②エコドライブの推進
 - ・不要なアイドリングをしない。
 - ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。
 - ・短距離移動には、徒歩、自転車を利用する。
- ③低公害車(ハイブリッドカー、低燃費車)の導入促進
 - ・年間3台導入×5年=15台導入
- ④省エネ・省資源型設備の整備
 - ・デマンド監視システム
 - ・Hf蛍光灯、LED照明
 - ・太陽光、太陽熱等の自然エネルギーを活用した設備
 - ・自然風光を取り入れる工夫
 - ・施設の断熱性の向上(熱反射ガラスなど)

平成24年第1回 東海村議会定例会 提出議案一覽表

会期 3月1日(木)～3月22日(木)

番号	提出議案名	提出課名	備考
報告第1号	寄附の受入れについて	財務課	
議案第4号	東海村行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例	政策推進課	
議案第5号	東海村暴力団排除条例	環境政策課	
議案第6号	東海村長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課	
議案第7号	東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	人事課	
議案第8号	東海村復興まちづくり支援基金の設置、管理及び処分に関する条例	政策推進課	
議案第9号	東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例	保健年金課	
議案第10号	東海村介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課	
議案第11号	東海村駐車場の設置及び管理に関する条例	都市政策課	
議案第12号	平成23年度東海村一般会計補正予算(第9号)	財務課	
議案第13号	平成23年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	"	
議案第14号	平成23年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	"	

議案第15号	平成23年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	〃	
議案第16号	平成23年度水戸・勝田市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	〃	
議案第17号	平成23年度水戸・勝田市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	〃	
議案第18号	平成23年度水戸・勝田市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)	〃	
議案第19号	平成23年度東海村水道事業会計補正予算(第1号)	水道課	
議案第20号	平成24年度東海村一般会計予算	財務課	
議案第21号	平成24年度東海村国民健康保険事業特別会計予算	〃	
議案第22号	平成24年度東海村後期高齢者医療特別会計予算	〃	
議案第23号	平成24年度東海村介護保険事業特別会計予算	〃	
議案第24号	平成24年度水戸・勝田市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計予算	〃	
議案第25号	平成24年度水戸・勝田市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計予算	〃	
議案第26号	平成24年度水戸・勝田市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計予算	〃	
議案第27号	平成24年度水戸・勝田市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計予算	〃	
議案第28号	平成24年度水戸・勝田市計画事業東海村公共下水道事業特別会計予算	〃	

議案第29号	平成24年度東海村水道事業会計予算	水道課	
議案第30号	平成24年度東海村病院事業会計予算	保健年金課	
議案第31号	工事請負契約締結事項中の変更について (第23-28-202-K-004号 東海中学校グラウンド整備工事)	学校教育課	
議案第32号	指定管理者の指定について (阿漕ヶ浦公園)	都市政策課	
議案第33号	公の施設の広域利用に関する協議について	政策推進課	
議案第34号	東海村東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例	政策推進課	追加
議案第35号	平成23年度東海村一般会計補正予算(第10号)	財務課	追加
議案第36号	平成23年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算(第7号)	財務課	追加
議案第37号	平成23年度東海村病院事業会計補正予算(第1号)	保健年金課	追加
議案第38号	工事請負契約の締結について(第23-32-154-K-002号 23国災第53603-2号 下水道災害復旧工事)	下水道課	追加

東海村暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が村民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状に鑑み、本村からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに村及び村民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって村民の安全で平穏な生活の確保と本村における社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (4) 村民 村内に居住し、又は勤務し、通学し、若しくは滞在する者をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (6) 村民等 村民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、村民等が、暴力団が村民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、村、村民等、関係機関及び関係団体の相互

の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、村民等、茨城県暴力追放運動推進センターその他関係機関及び関係団体と相互に連携協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(村民等の責務)

第5条 村民等は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求(以下「不当要求」という。)に応じないよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、村及び警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

2 村民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むよう努めるとともに、村が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、村が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(不当要求に対する措置)

第6条 村は、公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、暴力団員等による不当要求に対し、職員の職務執行における法令遵守のための体制の整備、統一的な対応方針の策定その他不当要求を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(公共工事等に係る措置)

第7条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を村が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(村民等に対する支援)

第8条 村は、村民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るため、村民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な

支援を行うものとする。

(啓発活動)

第9条 村は、村民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の啓発活動を行うものとする。

(県への協力)

第10条 村は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(青少年に対する教育等)

第11条 村は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないように、青少年に対し、助言、指導その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第12条 村民等は、債権の回収及び紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する利益供与の禁止)

第13条 村民等は、暴力団の威力を利用し、又はその活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

第1号被保険者の保険料算定

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、月額 4,960 円と算定されました。

また、保険料の所得段階設定はこれまで通りの6段階とします。

■第1号被保険者の介護保険料に関する段階区分

所得段階	対象者	調整率	年額保険料	月額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 ×0.50	29,760 円	2,480 円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.50	29,760 円	2,480 円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額 ×0.75	44,640 円	3,720 円
第4段階	・世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は非課税の方	基準額	59,520 円	4,960 円
第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額 ×1.25	74,400 円	6,200 円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額 ×1.50	89,280 円	7,440 円

第5期介護保険計画における介護保険料について

I 東海村の介護保険事業現状 (平成24年1月末現在)

		東海村	茨城県 (H22. 8月現在)
人 口		38,193人	2,956,775人
第1号被保険者		7,852人	668,566人
高齢化率		20.6%	22.6%
認定者数		1,049人	97,057人
(再)第1号被保険認定者数		1,017人	93,488人
認定率		13.0%	14.0%
サービス利用者数	居宅サービス	602人	55,348人
	地域密着	39人	5,658人
	施設	242人	20,016人
	計	883人	81,022人
サービス利用率		84.2%	83.5%

II 介護保険料の上昇の要因

1. 介護保険制度の改正による要因

○介護報酬の改定率が、1.0から1.007に改正

2. 保険料負担割合の変更による要因

平成24年度より、負担割合が下記のとおり変更となったための第1号被保険者の負担増

		負担減	負担増
介護給付費		第2号被保険者：30%→29%	第1号被保険者：20%→21%
地域支援事業			
包括・任意事業	介護予防事業	第2号被保険者：30%→29%	第1号被保険者：20%→21%
		国：40%→39.5%	第1号被保険者：20%→21%
		県：20%→19.75%	
		村：20%→19.75%	

3. 介護保険施設の転換による要因

既存の介護老人保健施設であった、『東海ナーシングホーム』が、平成24年4月より、介護老人福祉施設(定員50名)へ転換するための給付費(施設分の増額)

4. 介護給付費の現状要因

- ① 4期の介護計画の実績から、給付費は毎年前年より平均10%の伸びで推移している。特に、在宅サービスの伸びが大きく、介護予防の在宅サービスは11%の伸びを示している。この内、通所介護や通所リハビリおよびショートステイの伸びは平均19%の伸びを示している。
- ② 平成18年度からの5年間の給付費の伸びを見ると、茨城県全体では平均4%の伸びで推移しているが、東海村においては、平均8%の伸びを示している。

5. 給付費の伸びる要因

- ① 要介護認定者が、平成18年度から平均3%の伸びで増加している。
- ② 65歳以上の高齢者の約56%が、一人暮らしか夫婦二人暮らしであり、今後、ますます介護保険利用のニーズは高まり、介護の給付費の伸びも今まで以上に上昇すると考える。

III 保険料の上昇抑制のための方策

1. 県の財政安定化基金取り崩しによる交付金

東海村の交付額＝5,126,963円(3年間)

2. 東海村の介護給付費準備基金の取り崩し

H23年10月18日現在

基金積立額＝160,355,256円

3. 東海村独自の特別繰り入れ

国負担の調整交付金不足分(5%の範囲内)＝375,409,000円(3年間見込み)

平成24年度 国民健康保険税の改正について

<1> 改正の背景

東海村国民健康保険は、これまで一般会計からの多額の繰入金を充てることにより運営を維持してきました。しかしながら、急速な高齢化の進展などによる医療費の増加に伴い保険給付費が増え続け、東海村国民健康保険の財政状況は、赤字運営となるなど大変厳しい状況に陥っております。

現在の保険給付費の急激な伸びを考慮すると、国保の運営は今後更に多額の一般会計からの繰入金に頼らざるを得なくなり、村財政運営に大きな影響を与えることも予測されます。

このような状況の中、本村の国民健康保険の健全かつ安定的な財政運営を確保するため、平成24年度の国保税について改正することになりました。本村の国保税の改正については、平成8年度以来の抜本的な改正になります。

<2> 改正の内容

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額税率	改正後	5.9%	1.7%	1.35%
	改正前	4.4%	1.1%	1.26%
均等割額	改正後	17,000円	5,000円	11,200円
	改正前	12,000円	3,000円	7,800円
平等割額	改正後	17,000円	5,000円	0円
	改正前	12,800円	3,200円	4,000円
課税限度額		510,000円	140,000円	120,000円

※均等割額は加入者1人あたりの年間額、平等割額は一世帯あたりの年間額になります。

<3> 被保険者1人当たりの年間保険税額

平成24年度 76,273円 (改正後の税率による当初予算調定ベース)

平成23年度 59,151円 (当初予算調定ベース)

問合せ	福祉部保健年金課 国保年金担当
-----	--------------------

